第２編　水害・土砂災害等編

第１章　災害予防計画

第１節　避難行動計画

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に理解されていないという課題がある。そのため、市及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る。」意識の徹底と、正しい避難難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第１　定義

１　避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の２つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。（「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」については、次節において記述。）

２　用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所

第２　避難路の選定基準

市は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

１　避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

２　避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。

３　避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

４　避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第３　指定緊急避難場所の指定

１　指定基準

市長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。なお、指定緊急避難場所は資料８－１のとおりである。

(1) 災害の種類

ア　洪水

イ　崖崩れ、土石流及び地滑り

ウ　大規模な火事

エ　内水氾濫・外水氾濫による浸水

(2) 指定基準

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。

イ　居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

ウ　災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、エ、オに適合する施設については、この限りでないが、エ、オに適合した施設であっても、市は、洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。市は県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

エ　災害により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

オ　洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

カ　その他、以下についての基準を満たす指定緊急避難場所の指定に努める。

(ｱ)　避難者１人当たりの必要面積を十分確保するよう配慮する（おおむね１㎡当たり１名）。

(ｲ)　地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

(ｳ)　災害時の大火災の輻射熱を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空き地を選定する。

(ｴ)　状況に応じて、他の避難場所に移動が可能なところとする。

２　指定に当たっての注意事項

市長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（五條市を除く）の同意を得なければならない。

３　県への通知

市長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

４　指定の取消

市長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

５　留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

第４　指定緊急避難場所及び避難路の整備

市は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分

調整を図り、次のとおり整備に努める。

1　指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保

2　高齢者や障害者等に配慮した避難誘導標識、防災情報案内板等の整備

3　幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保

4　近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理

5　避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進

6　誘導標識設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

第５　指定緊急避難場所の公表

市は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するよう努める。

なお、状況把握のための確認項目の設定の際には、必要に応じて県に協力を要請する。

第６　発令基準

災害が発生したとき、又は、発生する可能性があるときの高齢者等避難、避難指示の発令基準は、第２章「第１節　避難行動計画」に記載の通りである。

なお、発令基準については、災害の傾向、避難の実施状況、社会的な要請等を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第７　住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

1　テレビ放送（ケーブルテレビ含む）

2　ラジオ放送（コミュニティＦＭ含む）

3　市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）

4　IP告知システム

5　緊急速報メール

6　ツイッター等のＳＮＳ

7　広報車、消防団による広報

8　電話、ＦＡＸ、登録制メール

9　消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

第８　住民への周知及び啓発

1　災害に関するリスク等の開示

市は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難の指示等の発令基準などを周知する。あわせて、市

は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるような分かりやすい水害リスクの開示に努める。また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努めるものとする。

2　ハザードマップの内容の理解促進

さらに、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域等、早期の立ち退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

市は、ハザードマップの作成に関し、必要に応じて、県に技術的助言などその支援を要請するとともに、市のハザードマップを県ホームページに集約し県のリスク情報の充実に寄与する。

3　迅速かつ適切な避難行動等の促進

市は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するよう努める。

また、ひとりで２階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市や自治会等が連携して取り組むものとする。

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。市はこれを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物への緊急避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

また、市は避難の指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

4　生活再建に向けた事前の構え

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

第９　市における計画

市は、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し、次の事項を具体的に定め、避難訓練を行う。

1　【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル５】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法（以下、「高齢者等避難」「避難指示」を「避難指示等」と言う。）

2　避難指示等の発令区域・タイミング

3　水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生

4　指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

5　指定緊急避難場所への経路及び誘導方法

6　指定緊急避難場所の整備に関する事項

７　避難準備及び携帯品の制限等
８　その他必要な事項

第１０　防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務付けられており（平成２９年６月法改正)、該当施設の管理者は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

１　学校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

(1) 避難場所及び避難経路
(2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
(3) 避難場所の選定、収容施設の確保
(4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

２　病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

(1) 避難場所及び避難経路
(2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
(3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
(4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

３　社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

(1) 避難場所及び避難経路
(2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
(3) 避難場所の選定、収容施設の確保
(4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第１１　住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。市は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。市は県から必要な支援、助言を受ける。

第２節　避難生活計画

市は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第１　避難の定義

１　避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の２つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。（「災害から生命、身体を守る危険回避行動」については、前節において記述。）

第２　指定避難所の指定

１　指定基準

市長は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、指定避難所は資料８－２のとおりである。

(1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(3) 洪水浸水想定区域や、土砂災害特別区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。市は県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

(4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に災害時に特別な援護を必要とする者（以下、「災害時要援護者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、災害時要援護者の円滑な利用の確保、災害時要援護者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の災害時要援護者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

また、以下についての基準を満たす指定避難所の指定に努める。

(6) 避難者１人当たりの必要面積を十分確保するよう配慮する（おおむね3.3㎡当たり２人）。

(7) 耐震構造を有するなど、比較的安全な公共施設とする。

(8) 給水及び給食施設を有するか、又は比較的容易に設置できるところとする。

(9) なるべく被災地に近く、かつ、集団的に収容できるところとする。

２　指定に当たっての注意事項

市長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（五條市を除く）の同意を得なければならない。

３　県への通知

市長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

４　指定の取消

市長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

５　住民への周知

市長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

また、避難する住民等にわかるよう、指定避難所に案内標識等を設置するよう努める。

第３　多様な施設の利用

１　県有施設の利用

市は、指定避難所の不足に備えて、県と県有施設の指定について、協議を行う。

２　民間施設の利用

市は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

その際、要配慮者に対し多様な避難場所を確保するため、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合と県が締結した「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」の活用に留意する。

３　隣接市町村等における受入体制の検討

市は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

４　その他の施設の利用

市は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。なお、検討に当たっては、施設の管理者（所有者）に対し、目的、避難所として使用する際の条件等協議を行うものとする。特に、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第４　指定避難所の整備

市は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。なお、必要に応じて、県に協力を要請する。

１　指定避難所に指定されている施設等の整備

(1) トイレのバリアフリー化

市は要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

(2) 耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

２　設備の充実による避難施設としての機能強化

(1) 非常用電源、自家発電機

(2) 衛星携帯電話等複数の通信手段

(3) 換気や空調、照明の設備
(4) シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
(5) 食料、飲料水、生活用品
(6) マスクや手指消毒液
(7) 冷房・暖房器具
(8) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
(9) 簡易トイレ
(10) パーティション
(11) 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄等

３　要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備

(1) 紙おむつ等の介護用品
(2) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
(3) 生理用品
(4) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

４　指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を施設管理者と自主防災組織に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

第５　指定避難所の公表

市は指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するよう努める。

なお、状況把握のための確認項目の設定の際には、必要に応じて県に協力を要請する。

第６　避難所の運営

市は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

１　避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成２９年３月改定)」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

なお､避難所運営マニュアルの作成または改定について､必要に応じて県に協力を要請する。

【マニュアルの主な記載内容】
1　避難所運営の基本方針
2　マニュアルの目的・構成及び使い方
3　各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
4　各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
5　災害時要援護者への対応
6　女性への配慮
7　避難所のペット対策

8　大規模災害時の避難所の状況想定
9　関係機関の役割
10　様式

２　避難所としての学校施設利用計画の策定

市は指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置付けるよう努める。

３　住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

市は、地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報伝達、食料・飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営については専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努める。

４　避難所開設・運営訓練の実施

市は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

なお、県の実施する避難所運営研修の受講に努めるとともに、必要に応じて、県に技術的助言等の協力を要請する。

５　女性視点の取り入れ、プライバシーの確保

市は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくり目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。必要に応じ、県から住民への啓発や市への支援、助言を受ける。

市は県とともに、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

第７　在宅被災者等への支援体制の整備

市は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、対象者の把握や広報の方法等支援体制の整備に努める。

第８　市における計画

市は、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し、次の事項を具体的に定め、避難訓練を行う。

１　避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
２　避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
３　避難所等での応急教育、保育施設の開設
４　その他必要事項

第９　住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。市は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行うとともに、必要に応じ県から必要な支援、助言を受ける。

第１０　避難の長期化対策

１　栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持において重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

２　生活環境の確保

市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど、災害時要援護者への配慮や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第１１　広域避難の体制整備

災害が大規模となり、市内だけで避難所の確保が困難となる場合があるため、市外に避難所を確保するための、体制整備に努めるとともに、相互応援協定の拡充に努める。

また、他市町村又は県外から避難者の受入れを要請される場合があるため、避難者受け入れのための態勢整備に努める。

第３節　帰宅困難者対策計画

水害・土砂災害等により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想される。

市は、同様の災害の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

第１　基本原則の周知

業務、通勤・通学、観光等のために市外から本市に訪問した者で、災害により帰宅が困難になる者（帰宅困難者）が発生する可能性がある。

市は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体などへの周知を図る。

第２　安否確認方法の周知

市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

第３　企業・学校等の取組の促進

市は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

第４　避難対策

１　マニュアル・備蓄計画の作成

市は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や避難所運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

２　備蓄の確保

市は、帰宅困難者が避難することが想定される公共施設等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

第５　徒歩帰宅者対策

市は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

第６　訓練の実施

市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

第７　帰宅支援対策

市は、交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第４節　要配慮者の安全確保計画

要配慮者とは災害時に特に配慮を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられている。なお、平時には支援が必要でなくとも、被災者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。市は国、県の指針やガイドライン等を参考に、要配慮者支援の体制整備に努める。

第１　五條市避難行動要支援者避難支援計画

市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、全体計画として「五條市避難行動要支援者避難支援計画」を定めている。

１　避難支援等関係者となる者

(1) 自治会関係
(2) 民生・児童委員
(3) 近隣者
(4) 自主防災関係者
(5) その他

２　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難情報の入手、避難行動の判断又は自ら避難することが困難な在宅で生活する者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

(1) 身体障害者のうち身体障害者手帳を有する者で、障害の程度が１級及び２級の者
(2) 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がＡ１及びＡ２の者
(3) 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障害の程度が１級及び２級の者
(4) 障害程度区分認定者で区分４以上の者
(5) 要介護者認定で要介護３以上の者
(6) 独居及び日中独居の高齢者
(7) 高齢者のみの世帯
(8) その他市長が必要と認める者

３　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望するものは、避難行動要支援者登録申請書兼同意書（様式第１号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

４　名簿の更新に関する事項

当該記載事項に変更が生じた場合は、基本的に名簿記載者からの申告により、前項と同様の手続きを行う。

また、市は、作成した名簿について、定期的に点検・更新を行い、常に最新の情報を把握するよう努める。

５　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は、入手した情報は申請のあった避難支援者のみに提供するものとする。

情報提供を希望しない者については、名簿を別途作成し、市関係者のみが閲覧できるものとする。

市は、避難支援者に対し、情報の管理、漏えいの禁止について、説明を行い、誓約書等を提出させる。

６　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、避難行動要支援者に避難の必要性が生じた場合、避難準備情報を発令する。

避難支援者は、その情報を避難行動要支援者に電話、戸別訪問、その他の方法により伝達し、避難誘導等の支援を行う。

７　避難支援等関係者の安全確保

避難支援者は、避難行動要支援者の避難支援に努める一方、本人の安全の確保のため、状況に応じて、自らの安全の確保を最優先する行動をとるものとする。

第２　避難行動要支援者名簿の整備に当たっての留意事項

市は、法第４９条の１０第１項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。

また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

１　氏名
２　生年月日
３　性別
４　住所又は居所
５　電話番号その他の連絡先
６　避難支援等を必要とする事由
７　上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要な事項

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、本人の申請を基本とするものの、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の方々の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者の方が安心して地域住民の方々に情報提供できる雰囲気づくりに努める。

災害時には、法制度上、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、市は個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に避難支援等関係者に提供するものとする。

第３　個別計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名

簿の作成に合わせて、平時から、災害時要支援者の一人ひとりの状況を踏まえた個別計画の作成を進める。市は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者とともに、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打ち合わせを行いながら、個別計画を作成する。そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市役所の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者にのみ配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、適宜、情報の管理状況を確認する。

なお、個別計画内容に変更が生じた場合は、状況を確認し、速やかな更新に努めるとともに、関係者に新たな名簿、個別計画の配布及び更新前の名簿、個別計画の回収及び廃棄を行う。

第４　地域における支援体制のネットワークづくり

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第５　奈良県災害派遣福祉チーム（奈良ＤＷＡＴ）の整備

令和元年度１１月１日より、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良ＤＷＡＴ）を整備。災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。市は必要に応じ避難所等への派遣を要請する。

第６　避難所における対策

１　福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレが少ないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、福祉避難所については、要配慮者が円滑に利用できるようバリアフリー化された施設を選定するものとする。また、市は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前協定の締結に努める。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。市は県と連携し、福祉避難所に関する情報を入手し地域住民へ周知するとともに避難者の受け入れ訓練を進める。

２　指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、市は日頃から防災パンプレットやホームページ、Ｓ

ＮＳを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

第７　情報伝達手段の整備

１　様々な情報伝達手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「１７１」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の多言語化、日頃から通訳者の確保に努める。同時に、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」など、日本語がわからなくても伝達しやすい方法の確立に努める。

２　外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、市は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンプレットの作成・配布や、ホームページ、ＳＮＳ等での情報発信を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発とるべき行動などの防災啓発に努める。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び要請に努める。

また、市は県とともにＮＰＯや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

第８　防災訓練・教育の実施

１　防災訓練

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、自主防災組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体（又は関係団体）等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加し、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。

２　教育の方法

要配慮者への教育は、要配慮者の種別、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

(1) 視覚機能に障害のあるとき

ア　音声情報による周知

イ　拡大文字による周知

ウ　その他、効果的な方法の併用による周知

(2) 聴覚機能に障害のあるとき

ア　文字情報による周知

イ　映像による周知（ビデオ、パソコン等）

ウ　手話による周知

エ　その他、効果的な方法の併用による周知

(3) 日本語理解に障害のあるとき

ア　外国語による周知

イ　その他、効果的な方法の併用による周知

(4) 地理的理解に障害のあるとき

ア　地図つき情報による周知

イ　その他、効果的な方法の併用による周知

第９　観光客対策

本市の地理に地理的理解に障害のある観光客に対して、災害発生時に迅速な被災状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、市は、旅行業協会など関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

第１０　要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

市は、備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、また、インフラの被災により電気・ガス・水道が使用できない状況になりうることを念頭におくとともに要配慮者等に配慮した食料品の備蓄を検討する必要がある。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとするすべての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資が直ぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。

第５節　住宅応急対策予防計画

市は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、不動産関係団体と連携し、大規模災害時には広域的な観点に立って民間賃貸住宅の被災者への提供等に努める。

第１　応急仮設住宅の供給体制

市は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、県の主導により、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等について、近隣市町村との連携を進める。

第２　応急仮設住宅の設置

市は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第３　市営住宅の建替え及び空家状況の把握

既設市営住宅の中には耐用年数を経過し、老朽化が目立つ住宅もあるため、老朽の度合いに応じて計画的に建替えを促進する。建替えに当たっては、「五條市市営住宅再生マスタープラン」等により、高齢者や障害者に配慮した建替えを行うとともに、耐震性等の防災面にも十分に配慮するものとする。

市は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な市営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第６節　防災教育計画

災害発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

第１　学校における防災教育

１　趣旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

(1)　自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

(2)　地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

(3)　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

(1)　幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

(2)　小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

(3)　中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

(4)　高等学校段階における目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。

なお、障害のある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には

援助を求めたりすることができるようにする。

２　防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

(1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
(2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
(3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
(4) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
(5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
(6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
(7) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
(8) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
(9) 災害時における心のケア。

３　防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、学校教育活動全体を通じて防災教育を組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

(1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
(2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
(3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起するなど、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
(4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、五條市危機統

括室、五條消防署、五條市消防団、五條警察署、自主防災組織等と連携して、計画実施に努めることが重要である。

(5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、市、県、国、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも務める。

(6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。

(7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。

(8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。

(9)学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。

(10)教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。

(11)学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

４　教職員に対する防災研修

市は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第２　住民に対する防災教育

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで市民の防災意識の高揚を図り、市民の災害に対する備えを進める。

１　一般啓発

(1) 普及の内容

普及する知識は、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

ア　五條市地域防災計画の概要

イ　地域の災害危険箇所

ウ　過去の主な災害事例及びその教訓

エ　気象災害に関する一般的知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）

オ　災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

カ　防災関係機関等の防災対策に関する知識

キ　地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示等の発令基準など避難に関する知識

ク　住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における災害予防や安全対策に関する知識

ケ　応急手当等看護に関する知識

コ　災害復旧時の生活確保に関する知識

サ　災害発生時の行動（家族の安否確認、情報収集等）

シ　ライフライン途絶時の対策

ス　水害保険の加入など保険・共済等の加入など生活再建に向けた事前の備え

セ　地区防災計画に関する知識　等

(2) 普及の方法

市は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

ア　広報紙、パンフレット、ポスター等の利用

イ　視聴覚教材の利用

ウ　防災行政無線、広報車の利用

エ　インターネットの活用

オ　講演会、講習会の実施

カ　防災訓練の実施

キ　防災器具、災害写真等の展示

ク　災害リスクの現地表示

ケ　避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校）　等

２　社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、女性団体、ＰＴＡ、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

(1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

第３　市職員に対する防災教育

市は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、次の事項について、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

(1) 気象災害に関する基礎知識
(2) 災害の種別と特性
(3) 五條市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
(4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
(5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
(6) 家庭及び地域における防災対策
(7) 防災対策の課題

第４　防火管理者に対する防災教育

市は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第５　災害教訓の伝承

市は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

特に、大塔地区において甚大な被害をもたらした、平成23年の紀伊半島大水害については、災害の発生から復旧・復興等を記録し、後世に伝えるものとする。

第７節　防災訓練計画

災害発生時において、住民（自主防災組織等）、市は防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、市は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

第１　訓練の考え方

住民（自主防災組織等）、市及び防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間･休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

第２　市が実施する訓練

１　水防訓練

市は、水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて隣接市町村と連合し、また関係機関と合同して実施するものとする。

(1) 実施時期

洪水発生が予想される台風時期前等の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施地域

河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(3) 方　法

水防作業は、暴風や大雨の最中、しかも夜間に行う場合も多いことを考慮しながら、次の事項等について訓練を行う。

ア　観測
イ　通報
ウ　動員
エ　輸送
オ　工法
カ　水防信号

２　災害救助訓練

災害発生の際において迅速、的確な救助を実施するため、市単独又は他関係機関と合同して次の事項について訓練を行うものとする。その際、自力避難の困難な高齢者や障害者等の救助を考慮したものとする。

(1) 実施時期

実施効果のある台風期前の適当な時期を選んで実施する。

(2) 方　法

訓練の内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　通信連絡

イ　避難救出

ウ　炊き出し

エ　給水

オ　物資輸送

カ　医療救護

学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、作業場、運輸機関等にあっては、避難についての施設を整備し、随時訓練を実施するものとする。

3　災害通信訓練

通信情報計画に基づき、予警報の伝達、災害現場との無線等による連絡を円滑に実施できるよう、市内関係機関の協力により各種通信施設を有効に利用して訓練を行う。

(1) 実施時期

実施効果のある梅雨時期又は台風期等の適当な時期を選んで実施する。

(2) 方　法

実施の方法については、その都度定めるものとするが、おおむね次の事項に留意して実施する。

ア　正確度

イ　伝達所要時間

ウ　訓練通信文の作成

エ　特別ルート利用による通信

オ　無線通信訓練にあっては、機器の応急修理、交信感度、混信、雑音等

4　非常参集訓練

災害の発生若しくは発生のおそれのある場合で、市長が動員計画に基づき勤務時間外において発令し、突発的災害時において速やかに登庁して万全の警備体制が整えられるよう、適当な時期に訓練を実施する。

5　学校等安全避難訓練

授業中において火災その他不慮の災害が発生した場合に、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して児童・生徒を危険から守ることができるよう、各学校等において防火管理者が適当な時期を選んで定期的に訓練を実施するものとする。また、情報連絡や児童生徒等の引渡しなど、必要に応じて、保護者の参加を検討する。

6　住民の訓練

市は、災害時に住民組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施するものとする。その際、自力避難が困難な高齢者や障害者等の救助を考慮したものとする。

また、学校、病院、駅、工場、事務所、興行場等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては災害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となる

よう努力するものとする。

7　総合防災訓練

(1) 市の総合防災訓練

市は、防災関係機関等連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、五條警察署、五條消防署、ＮＴＴ西日本㈱奈良支店、関西電力㈱五條営業所、自衛隊など防災関係機関の参加、また自治会など住民の参加協力を得て、次のような様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

また、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ア　情報収集・通信訓練
イ　交通規制訓練
ウ　電話施設応急復旧訓練
エ　断水広報・給水訓練
オ　水防訓練
カ　応急送電訓練
キ　架橋訓練
ク　避難誘導訓練
ケ　住民による初期消火訓練
コ　ガス施設復旧訓練
サ　水道施設復旧訓練
シ　救助救急訓練・消火訓練
ス　避難所運営訓練

(2) 県防災総合訓練への参加

市が、市町村その他の関係機関と合同して、毎年１回実施する県防災総合訓練に努めて参加し、防災対策要員の技術向上等を図るものとする。

(3) 隣接市町村等が実施する防災訓練への参加

市は、隣接市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

8　訓練実施にあたっての留意事項

(1) 実践的かつ効果的な訓練の推進

災害の想定を明らかにするとともに、災害が季節、天候、時間（日中、夜間）の状況を問わず発生すること、また、同時に地震が発生し複合災害が発生する可能性があることを考慮する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2) 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくために、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

(3) 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

(4) 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

(5) 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

９　訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

10　県の協力・支援

(1) 市は、必要に応じて、防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して支援・協力の要請を行う。

ア　自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力

イ　消防防災ヘリコプターの派遣

ウ　避難所訓練等のモデル事業の実施

エ　職員による出前トークの実施　　等

(2) 市、県は、単独又は共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

第８節　自主防災組織の育成に関する計画

災害による被害を防止・軽減するには、住民一人ひとりが我が事という意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取組むことが重要である。

市及び消防機関は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第１　自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の１以降の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、住民活動団体（ＮＰＯ）、ＰＴＡ等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

１　平常時の活動内容

(1) 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
（例：防災新聞による避難指示等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等）

(2) 地域における危険箇所の把握
（例：行政が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等）

(3) 地域における消防水利の確認
（例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等）

(4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
（例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等）

(5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
（例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難指示等の避難情報の伝達訓練等）

(6) 要配慮者の把握
（例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等）

(7) 指定緊急避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
（例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、指定避難所の設備の点検等）

(8) 防災資機材の整備、配置、管理
（例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等）

(9) 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加
（例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等）

(10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成

（例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等）

(11) 地域全体の防災意識向上の促進

（例：ＰＴＡや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等）　等

２　災害発生時の活動内容

(1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止

(2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送

(3) 地域住民の安否確認

(4) 正しい情報の収集、伝達

(5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘

(6) 避難所の運営、避難生活の指導

(7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分

(8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援　等

第２　自主防災組織の規約・防災計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、市及び五條消防署と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、役割分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めること。

なお、自主防災組織の防災計画は、以下の事項について記載するものとする。

ア　地域の周辺及び危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。

イ　地域住民のそれぞれの能力に応じた任務分担に関すること。

ウ　自主防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。

エ　防災関係機関、自主防災組織本部及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。

オ　出火防止、消火に関する役割、消火器その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。

カ　避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。

キ　負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。

ク　防災用資機材や食糧等の備蓄、配置場所及び点検整備に関すること。

ケ　地域内外の他の団体・機関との連携に関すること。

コ　その他自主的な防災に関すること。

第３　育成強化対策

１　市及び五條消防署の育成強化対策

市及び五條消防署は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

なお、今後高齢化が進み、担い手となる人材の不足が懸念されることや、多様な視野を取り入れるため、女性や若年層の参加促進、将来の地域を担う小中学生を対象にした、取り組みに

ついても検討を推進する。

(1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
(2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や自主防災組織のリーダー養成のための演習を含む研修会への積極的な支援、指導
(3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
(4) 各コミュニティへの個別指導・助言
(5) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
(6) 自主防災に関する啓発資料の作成
(7) 自主防災に関する情報の提供　等

２　自主防災組織への具体的支援策

(1) 「五條市自主防災組織運営補助金交付要綱」及び「五條市自主防災組織活動補助金交付要綱」を活用して自主防災組織の育成、整備促進
(2) 防災資機材等の活用

防災訓練等を実施する際には、市内に設置されている防災資機材備蓄倉庫の防災資機材 を使用するなど、防災資機材の使用方法を習得し、災害発生時に備える。

第４　地区防災計画の策定

市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

第９節　企業防災の促進に関する計画

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画を策定する。市及び商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

第１　企業・事業所の役割

１　災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市、県、国が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

２　平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）又は事業継続力強化計画を策定・運用するよう努めるものとする。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan)】

災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、

事業活動の継続に設けられ、設定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

また、事業継続計画（ＢＣＰ）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第２　市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第３　商工団体等の役割

事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第１０節　消防団員による地域防災体制の充実強化計画

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

第１　消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第２　他の組織との連携

１　常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

(1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動

(2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

２　自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

(1) 定期的な合同訓練等による連携強化

(2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

３　事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

(1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実

(2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

４　地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第３　消防団員数の確保

１　総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

２　被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

３　女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団）について、今後組織

化をめざす。

市及び五條消防署は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第１１節　ボランティア活動支援環境整備計画

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、市は、平時より市社会福祉協議会と協働して、市内外のボランティア団体、ＮＰＯ等の関係機関・関係団体との相互の連携を図り、支援のための環境を整備する。

第１　災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

１　活動支援環境の整備

(1) ボランティアの活動支援拠点の確保

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動支援を行うネットワークを構築・強化する。

(2) 受入窓口の整備

災害時に迅速に災害ボランティアの受入体制をとることができるよう、あらかじめ受入窓口の担当をあんしん福祉部と定め、整備を図るものとする。

２　災害ボランティアの育成

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、防災ボランティア週間等を利用して住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

(2) 災害ボランティアの事前登録

ア　平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録を推進する。

イ　県が構築を進めている「地域サポートシステム」に登録している砂防地域サポーターを市の災害ボランティアに登録を図る。

(3) 災害ボランティアコーディネーターの養成等

災害ボランティアの登録を推進するとともに、その中から災害ボランティアコーディネーターを養成し、またボランティア活動団体等のネットワーク化を図る。

(4) 防災訓練への参加

市は、災害ボランティアコーディネーターや専門技術ボランティア等を市等が実施する防災訓練への参加促進に努める。

第２　災害時活動への迅速な対応

市は、市社会福祉協議会等と協働して、災害時に迅速・効果的に災害ボランティア活動が行われるよう、平時より市民に対し、研修や訓練等への参加促進に努める。

第１２節　まちの防災構造の強化計画

本市は、平成23年の紀伊半島大水害において、大塔地区を中心に大規模な土砂災害が発生しており、がけ崩れ、洪水、土砂の流出等による災害の危険性が非常に高い地域である。

そのため、まちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

第１　都市施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

１　道路の防災機能

広幅員の幹線街路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

２　公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

３　河川の防災機能

河川空間は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

第２　災害に備えた計画的なまちづくり

１　防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

２　災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成23年度に策定した都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりの推進

都市機能を市内各地に分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を享受できるまちづくりを進める。

(2) 防災を考慮した土地利用

溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入せず、また、都市計画区域外においても、比較的安全性の高い地域に宅地化の誘導を進めるなど、防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、市北部の中心市街地を中心に、防火地域・準防火地域の指定に努める。

第３　災害に備えた取り組み

１　公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備

ア　避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

イ　二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

ウ　避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

２　民間建築物等の安全性・防災機能の強化

(1) 建築物の不燃化対策

災害時における火災等による延焼被害を防止するため、県は次の建築物不燃化対策を実施する。

ア　県は、防火地域・準防火地域が指定されていない市街地における延焼被害を防止するため、建築基準法に基づき屋根の性能を規定する区域の指定を行う。

イ　県は、建築確認、中間・完了検査及び定期報告等の機会を捉えて、建築基準法の防火規定の遵守に係る指導を行う。

(2) 大規模建築物の適正な維持保全

災害時における火災等による大規模建築物での人的被害を防止するため、県は次の対策を実施する。

ア　県は、百貨店、旅館等の不特定多数の者が利用する既存建築物の防災性能や避難施設等を常時適正に維持させるために、建築基準法に基づく定期報告制度の活用により、建築物所有者等に対して建築物の安全性確保及び施設の改善に係る指導を行う。

イ　県は、大規模建築物の防災性能を向上させるために、消防部局等と連携して実施する防災査察等の機会を捉えて、建築物所有者等に対して建築物の防災性能の向上に係る指導・啓発を行う。

３　災害に強いまちづくり施策

市は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 既存宅地等

ア　自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

イ　都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、既成市街地の避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等）の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

ウ　土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用

(ｱ)　土地区画整理事業の活用

都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、市北部を中心とした既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。

(ｲ)　市街地再開発事業の活用

地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。

エ　都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設【耐震性貯水槽、備蓄倉庫等】の整備を図る。

(ｱ)　地方都市リノベーション事業の活用

防災機能を強化するため、上記「ウ　土地区画整理事業及び市街地再開発事業」について、小規模な事業でも対応できる地方都市リノベーション事業を活用する。

(ｲ)　地域生活基盤施設事業の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域防災施設（緑地、広場等）の整備を図る。

(2) 平成23年紀伊半島大水害被災地

平成23年の紀伊半島大水害の被災地においては、流失家屋や土砂災害、洪水等の状況、被災者の意向等を勘案し、安全に生活できる都市基盤、生活基盤の整備や緊急時の避難・救出の拠点整備を進めるものとする。

第４　防災空間の整備拡大

市は、防災空間として、災害時に避難場所や避難路となる公園・緑地の整備を促進し、都市全体の安全性の向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて貯水槽、防災倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第１３節　災害に強い道づくり

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。本市においては、中心市街地と周辺地域を結ぶ道路の整備・強化、多重化、安全性の確保等の対策が不可欠である。

市は、定期的にパトロールを実施するとともに、県と協力し、道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。

第１　道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面･盛土･擁壁等、道路附属物の５分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。強化にあたっては、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を積極的に活用する。

１　道路の整備

道路の被害は、切土部や山裾部においては土砂崩落・落石等が、盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。平成23年台風12号による紀伊半島大水害では、市内においては南部の大塔地区を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所で道路が寸断され、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。

今後、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。

(1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。

(2) その他の箇所については、道路ストック総点検（道路防災総点検）を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

ア　道路ストック総点検（道路防災総点検）

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生の恐れのある箇所を把握する。

イ　道路の災害補修工事

道路ストック総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

２　橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

(1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成29年改定公益社団法人日本道路協会)」に基づき整備を進める。

(2) その他の箇所については、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修等対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

３　トンネル・ロックシェッドの整備

道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェッドの安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

４　道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備などを推進する。

第２ 連絡体制の整備

１　職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

２　防災関係機関との応援体制

(1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。

(2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第３　危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

１　道路管理者の役割

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

２　奈良県建設業協会等の役割

奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第４　道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第５　地震防災緊急事業五箇年計画に基づく道路整備

第５次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）に基づき、所要の整備を行ってきたところであるが、令和3年度から令和7年度までの第6次計画においても、本市域に係る事業の推進に努める。

第１４節　緊急輸送道路の整備計画

平成23年に発生した紀伊半島大水害等の経験から、災害の発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

第１　緊急輸送道路の整備

１　県指定の緊急輸送道路

県は、大規模災害時や災害復旧時において、輸送路となる道路が重要であることに鑑み、多重性、代替性を有し避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワーク化を図っている。

県は、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、緊急輸送道路を次の２つに区分して指定している。

(1) 第１次緊急輸送道路

①　県外からの支援を受けるための広域幹線道路

②　県内の主な市町村を相互に連絡する道路

③　京奈和自動車道ＩＣにアクセスする道路

④　災害拠点病院にアクセスする道路

(2) 第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

２　緊急輸送道路と防災拠点

(1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から表１の５つに区分する。

(2) 緊急輸送道路と生活圏

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象とし、防災拠点の相互の連絡に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

第２　緊急輸送道路の整備

１　市域における県指定緊急輸送道路

県は、緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、県が計画する令和3年度から令和7年度までの第６次地震防災緊急事業五箇年計画により、本市域に係る事業の推進に努める。

また、国が策定した「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、緊急性や実現性を踏まえ整備を促進する。

なお、市域における県指定緊急輸送道路は、資料10－１のとおりである。

２　市道の整備

市は、市域の県指定緊急輸送道路と、市役所、指定緊急避難場所・避難所、災害活動用緊急ヘリポート、救援物資集積場所など防災拠点とを結ぶ市道について、拡幅や耐震強化の整備を

推進するとともに、県指定緊急輸送道路の道路管理者に対し、当該道路の耐震強化等の整備の推進を要請するなど、市域の緊急輸送網の整備を行う。

３　応急活動体制の整備

(1) 市は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、五條土木事務所及び市内建設業者との連絡体制及び協力体制の整備を図る。

(2) 市は、障害物（がれき）等の仮置場をあらかじめ定めておくものとする。

表１　防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対策拠点		地方公共団体	県庁
			総合庁舎
			生活圏中心都市の市町村役場
			その他市町村役場
			道路管理者（土木事務所）
			交通管理者（県警）
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局
			道路管理者
			気象台
			道路公社
			郵便局
			鉄道会社
			放送局
輸送拠点	・緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート
			卸売市場
			トラックターミナル
		交通空間を利用した拠点	インターチェンジ
			サービスエリア
			道の駅
			鉄道駅前広場
ライフライン拠点	・日常生活に必要不可欠なライフラインの維持	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関 指定地方公共機関	ガス
		指定公共機関	電気
			電話
救助活動拠点	・災害後の消火、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	総合病院、災害拠点病院等
		その他	広域避難地
			自衛隊基地
広域防災拠点	・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動に当たる基幹の駐屯拠点	地方公共団体（県）	県営競輪場
			第二浄化センター
			消防学校
			吉野川浄化センター

第３　緊急通行車両の事前届出

１　緊急通行車両の届出

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う（様式７－４参照)。

２　公安委員会の緊急通行車両事前届出済書の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第１項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」（様式７－５参照）を交付する。

（詳細については、「第２章　第20節　災害警備、交通規制計画」参照）

第４　冬季における交通の確保

冬季において、地形又は道路構造上から路面凍結が起こりやすいと考えられる区間、場所等に対応するため、凍結防止剤を確保する。

第１５節　ライフライン施設の災害予防計画

市及び関係機関は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

第１　上水道

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

また、県は、水道事業者等との日頃からの連携に努め、水道事業者等の防災体制の整備を促進する。

１　上水道施設の耐震化

市は、上水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努め、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

２　水の融通体制の確立

市は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な上水道施設の情報を収集し、総合調整、指示、支援要請等を行うために、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（資料11－４参照）に基づき、県及び近隣市町村との相互協力体制を整備する。

また、災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。

３　防災用資機材等の整備・点検

市は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から給水車等の点検、管路図等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

４　給水データベースの整備

市は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

５　初動マニュアルの整備及び防災訓練の実施

市は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備する。

また、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

第２　下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制を整備する。

１　応急復旧体制の強化

(1) 下水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

(2) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。

２　災害対策用資機材の整備・点検

(1) 異常気象に備え機器の整備点検を定期的に実施し、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を徹底する。

(2) 定期的にマンホール等の地表よりの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

(3) 雨天時の流入量が増大することから不明水の究明も継続的に進める。

(4) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。

(5) 平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

３　管渠及び処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整備する。

そのため、必要に応じて、管渠の２系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保を図る。

第３　電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

１　防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

２　防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び県・市等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

３　電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水害対策

ア　水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各水力発電所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

(ｱ) ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸

(ｲ) 導水路と渓流との交差地点及びその周辺地形との関係

(ｳ) 護岸、水制工、山留壁

(ｴ) 土捨場

(ｵ) 水位計

イ 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

イ 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

ウ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

エ 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置および接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

イ　変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ　配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(5) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(6) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのＰＲを徹底する。

４　防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア　雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備

イ　地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア　無線伝送設備

(ｱ)　マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備

(ｲ)　移動無線設備

(ｳ)　衛星通信設備

イ　有線伝送設備

(ｱ)　通信ケーブル

(ｲ)　電力線搬送設備

(ｳ)　通信線搬送設備

ウ　交換設備

エ　ＩＰネットワーク設備

オ　通信用電源設備

(3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア　水防関係

(ｱ)　ダム管理用観測設備

(ｲ)　ダム操作用の予備発電設備

(ｳ)　防水壁、防水扉等の浸水対策施設

(ｴ)　排水用のポンプ設備

(ｵ)　各種舟艇及び車両等のエンジン設備

(ｶ)　警報用設備

イ　消防関係

(ｱ)　消火栓、消火用屋外給水設備

(ｲ)　各種消火器具及び消火剤

(ｳ)　火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び施設の整備を図る。

ア　防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器

イ　オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発変電設備等を整備しておく。

5　災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資器材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社及び電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

６　電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア　電気事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ｱ)　無断昇柱、無断工事をしないこと。

(ｲ)　電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

(ｳ)　断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(ｴ)　浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。

(ｵ)　屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(ｶ)　電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(ｷ)　その他事故防止のため留意すべき事項。

イ　ＰＲの方法

電気事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ　停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第４　電信電話施設

１　西日本電信電話株式会社

ＮＴＴ西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生の恐れがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア　電気通信設備等の高信頼化

(ｱ)　水害対策

・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

・通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する。

(ｲ)　風害対策

・暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。

・無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。

・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

(ｳ)　火災対策

・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。

・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ　電気通信システムの高信頼化

(ｱ)　重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とすること。

(ｲ)　通信ケーブルの地中化を推進すること。

(ｳ)　重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置すること。

(ｴ)　重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進すること。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア　災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ　災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ　災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ　食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、

維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

ア　防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ　市、県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

市及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、市及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようＮＴＴ西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

２　株式会社ドコモＣＳ関西（携帯電話）

株式会社ドコモＣＳ関西はＮＴＴグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施します。

(1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加

ア　災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう防災に関する教育を実施する。

イ　防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年１回以上実施する。

ウ　中央防災会議、あるいは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(2) 電気通信設備等に対する防災計画

ア　電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

イ　電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

ウ　電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル等について災害時における減失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ　災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(3) 重要通信の確保

ア　災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ　常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ　災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生時において通信を確保し、または災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

(5) 災害対策用資機材等の確保

ア　災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ　災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ　災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ　災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

オ　食糧、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

カ　災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

３　ＫＤＤＩ株式会社（携帯電話）

ＫＤＤＩ株式会社は、ＫＤＤＩ防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

ア　本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

イ　総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

ウ　各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調整し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

(3) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア　網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

イ　伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(4) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、または災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災機器等を配備するものとする。

(5) 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第８条第１項及び電気通信事業法施行規則(昭和６０年郵政省令第２５号)第５５条に規定する通信。以下同じ）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に即して適宜実施するものとする。

(6) 社員の動員計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、通信疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(7) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食料等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(8) 防災に関する教育、訓練

ア　災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

イ　防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生にかかわる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年１回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

ウ　訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

４　ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、ＳＢＭ）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制

を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

ア　停電対策

イ　伝送路対策

ウ　移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

(ｱ)　移動電源車

(ｲ)　移動無線基地局車

(ｳ)　可搬型無線機

エ　緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

ア　対応マニュアルの徹底

イ　非常時体制の確立と連絡網の整備

ウ　防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。

併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

ア　ネットワーク障害対応訓練

イ　安否確認訓練

ウ　火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備

代替基地局設備

ア　基地局の代替サービスエリアの確保

イ　代替基地局の研究開発

第５　都市ガス（五条ガス株式会社）

五条ガス株式会社は、ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にもその被害を最小限にとどめるために、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。

五条ガス株式会社

(1) 防災体制の整備

(2) 施設対策

ア　製造所・供給設備

製造設備、供給設備はガス事業法その他関連法規、基準に従って設置とともに、防消火設備、保安電力設備等を整備する。災害予防対策としては、保安規程により作成した点検基準に基づいて維持管理を行う。

イ　導管及び付属施設の設置及び維持管理

(3) その他の対策

ア　防災機能を盛り込んだ製造供給システムの確立

(ｱ)　導管網のブロック化

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

(ｲ)　通信設備関係

業務用無線、災害時優先電話、携帯電話等複数の通信手段を整備する。

(ｳ)　緊急資材の整備

緊急事故が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるように、緊急資材を保有しその点検を行う。

(4) 教育訓練

ア　教育

従業員に対し防災に関する基礎知識、事故防止及び緊急措置を重点に教育し、保安意識の向上を図る。

イ　訓練

(ｱ)　緊急事故処理訓練

(ｲ)　非常招集訓練

(5) 広報活動の実施

第６　住民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、住民の意識向上を図る。

1　市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水道使用の制限等について広報に努める。

2　電力会社及びガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3　電気通信事業者は、災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用、災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「web171」の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

第１６節　危険物施設等災害予防計画

県及び関係団体は、危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

市は、これらの対策の状況を把握し、災害発生時に速やかな対応に取り組めるよう、体制の整備に努める。

第１　危険物施設（資料７－１）

県、消防機関及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

１　県、消防機関が実施する対策

(1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。

(2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令及び奈良県広域消防組合危険物規制規則等を遵守させる。

(3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、水害等による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。

(4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し水害等発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。

(5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

(6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

２　危険物施設の管理者が実施する対策

(1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。

ア　防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄

イ　自主的な防災組織の結成

ウ　保安教育の充実

エ　防災訓練の実施

(2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第２　高圧ガス・ＬＰガス施設（資料７－３）

県及び高圧ガス・ＬＰガス事業者等は、ガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

１　県が実施する対策

(1)　高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに自主保安検査の励行を推進する。

(2)　高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い耐震性及び安全確保の向上を推進する。

(3)　消費者保安対策の中核推進者であるＬＰガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。

(4)　ＬＰガス販売事業者、液化石油ガス設備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。

(5)　高圧ガス保安活動促進週間等において優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

２　高圧ガス事業者等が実施する対策

(1)　高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

(2)　ＬＰガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

(3)　ＬＰガス販売事業者は、その貯蔵施設内のＬＰガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるＬＰガス漏出事故発生防止を徹底する。

(4)　一般社団法人奈良県ＬＰガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。

(5)　従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

第３　火薬類施設（資料７－２）

１　県が実施する施策

県は、公安委員会の協力の下に、「火薬類取締法」に基づき、関係者及び事業場等に対する取り締まり並びに保安指導に努める。

(1)　煙火製造関係

ア　県内の煙火製造関係事業場に対し、定期保安検査及び随時立入検査を実施し、製造所及び火薬庫と保安物件に対する保安距離並びに製造施設等の基準維持、製造方法の指導監督を強化する。

イ　事業主及び従業者に対する保安意識の高揚を図り、製造にかかる諸基準の遵守徹底と製造技術向上のため保安講習を実施し、また自主保安教育を励行せしめることにより、自主保安体制の強化を図る。

(2)　火薬類販売関係

ア　県内の火薬類販売所に対しても前記と同じく検査を実施し、火薬庫等の保安維持と販売方法の指導監督に努める。

イ　前記アに準じて保安講習の実施に努め、また、自主保安教育を励行せしめて自主保安体制の強化を図る。

(3) 火薬類消費関係

消費現場の立入検査を強化し、消費する火薬類の運搬、貯蔵、保管についての管理状況を検査するとともに、消費にかかる技術上の基準遵守の徹底を指導監督する。

許認可上の重点事項は次のとおりである。

ア　火薬庫の設置許可申請に際しては、設置場所が主な活断層や自然災害に係る危険地にかかっている場合は、事業者に対し、各種情報を提供し、設置場所の変更等を指導する。

イ　工事用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、集落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても充分な措置をとらせる。特に水害による火薬類流出を防ぐため、火薬庫設置場所に留意し、台風接近時等には火薬類を安全な位置に移動させるなど必要な対策を実施させる。

ウ　火薬類の消費許可については、当事者の安全確保と同時に付近の建物、人家並びに通行人等に対する危害予防対策を審査し、また一時的な火薬類の貯蔵、保管について管理の適正を期するための措置をとらせる。

２　施設管理者等が実施する対策

施設管理者等は、 認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施する等、点検・整備の励行に務める。

また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

第４　毒物・劇物保管施設

１　県が実施する対策

(1) 毒物・劇物営業者に対し当該保管施設について防災を考慮し、耐震化を図るとともに、流出による被害防止を図るよう指導する。また、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管、管理等を指導する。

(2) 毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。

(3) その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

２　施設管理者が実施する対策

(1) 施設の管理・点検等の強化を図る。

(2) 吉野保健所等関係機関への届出体制を確立する。

(3) 除毒作業に必要な中和剤を備蓄する。

(4) 従事者に対し教育・訓練を実施する。

第５　放射性物質保管施設

県は、放射性物質汚染の一次災害を予防するため、医療法に基づき、Ｘ線装置、診療用放射線照射装置等を使用する病院、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は、放射性物質保管施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

第１７節　防災体制の整備計画

市は、災害時に迅速かつ、的確に対処できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、市は災害応急対策施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第１　防災体制の整備

１　初動体制の整備

災害発生時に速やかに災害対策本部の立ち上げができるよう、平素から次のような整備を推進する。

(1) 職員に対し災害時における配備基準等の周知徹底

(2) 災害時における連絡体制、参集体制の確立

(3) 本部室に準備すべき物品のリストアップ

(4) 市防災行政無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等の使用方法の習得

(5) 市役所庁舎が被災した場合に備えて、第2次災害対策本部の設置について検討する。

２　備蓄の推進

(1) 災害対策本部職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害対策本部職員の食料、水及び毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害対策本部の活動を維持するため災害対策本部職員用の物資の備蓄を推進する。

(2) 避難所への備蓄

指定避難所へ、避難所を開設する際に必要な食料、毛布、非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄を推進する。

(3) 調達体制の確立

備蓄よりも調達する方が効果的、現実的と思われる物品等については、関係業者等と調達体制を確立する。

また、必要によっては関係業者等と災害時における応援協定の締結を推進する。

第２　防災拠点の整備

１　防災拠点の指定

市は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を市の防災拠点として位置づけ、整備するものとする。

①	災害対策活動拠点	市役所内　災害対策本部
②	避難拠点	各指定緊急避難場所（資料８－１参照） 各指定避難所　（資料８－２参照） 広域避難拠点施設　（資料８－２参照） 福祉避難所　（資料８－２参照）

③	給水拠点	市水道局
④	救援物資集積拠点	資料10－３参照
⑤	物資輸送拠点（ヘリポート）	資料10－２参照
⑥	消防活動拠点	五條消防署　五條消防署西吉野救急出張所 五條消防署大塔分署　消防団格納庫

更に、県と連携して南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の広域防災拠点の整備に協力する。併せて陸上自衛隊駐屯地の五條市への誘致活動を進める。

２　耐震化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる市庁舎、避難所となる学校その他の公共施設においては、耐震診断を推進し、その結果に応じ、また新築、改築の際に耐震化・不燃化を図るものとする。

また、災害時に医療活動の拠点となる民間医療機関については、広報紙、パンフレット等により耐震診断及び耐震改修等の普及啓発を推進する。

３　防災拠点の整備

(1)　計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等を設置し、地域の防災拠点として機能する体制の整備を図る。

(2)　災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災行政無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等を活用する。

４　業務継続計画の策定

災害発生時に応急復旧対策に取り組むとともに、住民の生活に関する通常業務を継続できるよう、業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画には首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定など、重要な準備項目を明確化しておく。あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

５　電子データバックアップ等の推進

市の電子データの破損に備えて、担当部署等はデータのバックアップに努めるとともに、遠隔地又は市庁舎と地形条件が異なる施設等へのデータの保管、定期的な紙等への出力による保管等、各種対策の推進に努める。

６　地理情報システム導入の推進

市内の被害状況の整理・管理及び関係機関との共有化のため、地理情報システムの導入の推進に努める。

第３　防災関係情報の共有化

市は、県、県内他市町村、その他防災関係機関と協力し、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第４　大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

1　新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するように促す。
2　非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
3　大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

第１８節　航空防災体制の整備計画

県は、災害時の情報収集、物資輸送、救急救助、林野火災の空中消火及び山岳遭難者の捜索・救難活動等を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配置し、効果的な運航体制の保持に努める。また、市は県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

第１　県消防防災ヘリコプターの配備

１　県消防防災ヘリコプターの配備

県は、災害時の情報収集、物資輸送、救急救助、林野火災の空中消火及び山岳遭難者の捜索・救難活動等を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと2000」を平成12年８月に配備し、平成12年12月から運用している。

(1) 機種　　ベル式412ＥＰ型
(2) 座席数　　15席
(3) 全備重量　5,398kg
(4) 巡航速度　約200km／ｈ
(5) 主要装備　テレビ映像電送装置、ビデオ録画装置、消火タンク・スーパーバケツ（空中消火装置）、ホイスト装置（救助用吊上機）、カーゴフック（懸架装置）、救命用担架装置、機外拡声装置、照明装置、動態管理システム

２　市が実施する対策

(1) 要請担当窓口
要請は市長が行うものとし、関連する手続きの窓口は危機管理課とする。
(2) 派遣要請手続き
市長は、奈良県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして、応援を要請する。
ア　災害の種別
イ　災害発生の日時、場所及び被害の状況
ウ　災害発生現場の気象状況
エ　災害現場の最高責任者の職名、氏名及び連絡方法
オ　場外離着陸場の所在地及び陸上支援体制
カ　応援に要する資機材の品目及び数量
キ　その他の必要事項
(3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

第２　緊急ヘリポートの整備

１　本市の災害活動用緊急ヘリポートは、資料10－２のとおりであるが、新規に設置する場合は、災害活動用緊急ヘリポートとして着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。
２　ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
３　市は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

４　洪水、土砂災害等により孤立が予想される地区を中心に、ヘリコプターの離着陸が可能な用地をあらかじめ選定しておく。

第３　拠点となる防災ヘリポートの誘致

奈良県全体及び吉野地域の航空防災の拠点として、ヘリポート等を併設した陸上自衛隊駐屯地の市内誘致活動を進める。

第１９節　通信体制の整備計画

市は、防災関係機関との連携のもと、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。

また、最近の情報通信技術の進展等による総合的な防災情報システムを構築する。

第１　情報収集・連絡体制の整備

市は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

(1) 防災関係機関との情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等を図る。

(2) 夜間・休日等においても対応できるよう、体制の整備を図る。

(3) 発災直後において、市内各地の情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておく。

第２　通信施設等の整備

被害の未然防止や適切な応急対策の実施には正確な情報の収集・伝達が不可欠なため、通信施設の整備を推進する。

１　県防災行政通信ネットワーク設備

(1) 現況

災害時に県や他市町村等から迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、光高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線、さらにそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の３ルートを組み合わせた、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成２９年４月から運用している。衛星系回線は一般財団法人自治体衛星通信機構（ＬＡＳＣＯＭ）の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。市においては、市役所（本庁舎・支所)、五條消防署、吉野保健所及び吉野川浄化センターに県防災行政通信ネットワークが整備されている。このほか、市域内には五條土木事務所と五條病院に県防災行政通信ネットワークが整備されている。

(2) 災害予防計画

① 県は各端末局の設備及び各機器について保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

② 市は、県が機器操作及び通信要領の習熟を目的として実施する定期的な情報伝達訓練等に参加する。

２　大和路情報ハイウェイ

(1) 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年４月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時にお

ける奈良県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町村におけるアクセス回線の二重化について平成２９年３月から整備・運用している。

(2) 災害予防計画

市、県と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。

３　衛星インターネット通信

県南部山間の出先機関に対しては、大和路情報ハイウェイが被災し通信が断絶した場合でも最低限必要となる通信手段を確保するため、衛星インターネットを平成24年８月より運用している。

４　市防災行政無線施設

(1) 現況

災害通信のうち無線通信の占める割合は大きく、多くの災害時に重要な役割を果している。

本市においては、同報系無線についてデジタル防災行政無線施設を整備し運用している。

また、水道局に水道局無線が整備されている。

(2) 災害予防計画

ア　市は、設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

イ　市は、自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。

ウ　市は、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

(3) 整備計画等

同報系無線については、設備整備を終了したが、今後も、能力向上及び音達改善のための整備を継続するものとする。移動系無線については、設備の計画的な更新・拡充を図るとともに、設備の適正配置に努めるものとする。設備の整備・更新の際には、効率的なデジタル無線網等の導入整備に努めるとともに、設備の耐震性の向上に努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した、実践的な訓練を実施するものとする。

５　災害時優先電話

(1) 現況

災害時には、一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも、災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめＮＴＴ西日本㈱に災害時優先電話として登録してある（資料４－３参照）。

(2) 災害予防計画

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周　知　事　項
①　「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。

②　災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

６　非常通信に係る関係機関との連携

大規模災害により通信が途絶した場合に、県等防災関係機関との通信を確保するため、平素から市域内及び河川上流部の次の関係機関と災害時における通信施設の利用等について、協議等を検討するものとする。

(1) 紀の川ダム統合管理事務所（国土交通省近畿地方整備局）
(2) 五條警察署
(3) 五條消防署（奈良県広域消防組合）
(4) ＪＲ五条駅（西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部大阪支社王寺鉄道部）

７　その他の通信手段の整備

災害時において孤立するおそれのある地域については、衛星携帯電話等の配備に努める。

第３　通信訓練

市は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第４　緊急速報メール

市は、住民への防災情報を伝達する際に、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する。

第５　Ｌアラート

県が県防災行政通信ネットワークの再整備と併せて整備した県防災情報システムは、Ｌアラート等に連携しているので、県民への速やかな情報提供が可能である。

市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難指示等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。

第６　孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、市は孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

１　衛星携帯電話

市は、避難所の機能強化の為に県の助成措置などを活用して、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

第２０節　孤立集落対策

平成23年の紀伊半島大水害において、大塔地区を中心に孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

市は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

第１　住民・自主防災組織、市、県の役割分担

１　住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、１週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくこと。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。

また、集落内にヘリポート又はヘリコプター離着陸の適地を確認し、ヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等)。

２　市

民間通信インフラがつながらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やＬＰガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。

また、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

３　県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

県は市からの情報により、孤立可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。

第２１節　相互支援・受援体制の整備

本市が被災した場合及び周辺地域が被災した場合、相互に支援・受援を速やかに行えるよう、体制の整備について必要な項目を定める。

第１　応援体制の整備

１　公共団体間の協定

市は、公共団体間で、下表の通り相互応援協定等を締結している。

今後、大規模災害に備え、遠隔地の公共団体との相互応援協定等の締結に努めるほか、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

名　　称	締結団体	締結時期
橋本市、五條市消防相互応援協定書	和歌山県橋本市、五條市	昭和45年 3月 7日
奈良県消防広域相互応援協定書	県下の消防本部を設置している市町村及び消防一部事務組合	平成29年 4月 1日
災害時における相互応援協定	大阪府河内長野市、和歌山県橋本市、五條市	平成14年 7月22日
奈良県水道災害相互応援に関する協定	奈良県、県内各市町村、日本水道協会奈良県支部、奈良県簡易水道協会	平成15年 6月 2日
奈良県消防防災ヘリコプター支援協定	奈良県、奈良県内市町村	平成16年 4月 1日
災害時等における避難所施設利用に関する協定書	五條市、十津川村	平成25年10月 1日
砂防関係協力市町村災害時応援協定書	宮城県蔵王町、秋田県東成瀬村、新潟県出雲崎町、長野県下條村、長野県大桑村、岐阜県海津市、大阪府河南町、奈良県五條市、野迫川村、十津川村、徳島県牟岐町、宮崎県高原町、熊本県錦町	平成25年12月18日（実施日）
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定書	大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合 奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合	平成26年 4月 1日
災害時相互応援に関する協定	大阪府八尾市、和歌山県新宮市、五條市	平成26年 5月 9日

奈良県五條市・北海道余市町相互応援協定書	北海道余市町、五條市	平成26年 5月30日
災害時相互応援に関する協定	北海道函館市、五條市	平成27年 3月23日
災害時相互応援に関する協定	大阪府泉佐野市、五條市	令和３年 3月29日

２　各種団体・企業等との協定

市は、各種団体・企業等と、下表の通り協定等を締結している。

今後、市内外で活動している団体・企業を対象に、災害発生時の応急復旧等の対応を中心に、応援協定の締結推進に努める。

名　　称	締結団体	締結時期
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	五條市、奥村機械株式会社	平成23年 8月 1日
災害時における物資供給に関する協定	五條市、ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	平成23年 8月 1日
災害時における物資供給に関する協定	五條市、市民生活協同組合ならコープ	平成24年 6月 1日
災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定	五條市、奈良県ＬＰガス協会五條支部	平成25年 8月29日
災害時における災害情報通信等に関する協定	五條市、奈良県タクシー協会五條支部	平成25年 8月29日
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	五條市、奈良県電気工事工業組合	平成25年 9月30日
災害時における避難所用簡易パーティションの供給に関する協定	五條市、株式会社タカオカ	平成25年11月27日
災害時における応急復旧等対策業務に関する協定	五條市、一般社団法人奈良県五條建設業協会	平成26年10月15日
災害時における物資供給に関する協定	五條市、奈和食品株式会社	平成27年 2月 4日
災害時における緊急輸送に関する協定	五條市、公益社団法人奈良県トラック協会五條支部	平成27年 2月 5日
災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	五條市、奈良県理容生活衛生同業組合五條支部	平成27年 3月23日
災害対応型自動販売機設置に関する協定	五條市、ダイドードリンコ株式会社	平成27年 8月19日
災害対応型自動販売機設置に伴う協定	五條市、コカ・コーラウエスト株式会社	平成27年10月１日
災害時における食糧・物資の供給に関する協定	五條市、吉野ストア株式会社	平成27年10月１日

災害時における不明者等の捜索に関する協定	五條市、日本警察犬協会奈良支部、ＳＡＲ－ＤＯＧ　ＣＷＣ	平成27年11月 5日
災害時における緊急放送に関する協定書	五條市、社会福祉法人　祥水園	平成29年 7月 3日
災害時における看板等の工作物の作成・設置及び除去に関する協定	五條市、奈良県広告美術塗装業協同組合	平成29年11月21日
災害発生時における無人航空機による情報収集に関する協定	五條市、野迫川村、十津川村、五條警察署、ドローン災害救援ブルーウインド	平成30年 8月17日
災害救援物資の調達に関する協定	五條市、株式会社ジュンテンドー	令和元年 6月24日
大規模災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	五條市、奈良県葬祭業協同組合	令和元年 8月28日
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	五條市、特別養護老人ホーム　まきの苑、特別養護老人ホーム　祥水園、介護老人保健施設　ルポゼまきの、介護老人福祉施設　友喜苑、介護老人保健施設　ローズ、特別養護老人ホーム　ハートランド五條、養護老人ホーム　花咲寮、障害者支援施設　つわぶき苑、五條学園、障害者支援施設　仁優園、五條市保健福祉センター（カルム五條）	令和元年11月29日
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	五條市、株式会社キナン	令和２年8月18日
災害に係る情報発信等に関する協定	五條市、ヤフー株式会社	令和３年 2月4日

３　ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については本章「第１１節　ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第２　支援体制の整備（市外で災害発生の場合）

１　人的支援体制の整備

市は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

２　被災者受入体制の整備

(1) 市は、大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制について、県と連携して整備に努める。

(2) 市は、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

第３　受援体制の整備（市内で災害発生の場合）

１　防災関係機関の相互応援体制の整備

市は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図っており、今後も県を中心とした全県的な相互応援体制を整備する。

２　応援受入体制の整備

(1) 市は、県の支援を受け受援計画「マニュアル」を作成し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。

(2) 市は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輌の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

３　広域防災体制の確立

市は、県と連携して被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の誘致活動を進めるとともに、南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備に協力する。

第２２節　医療計画

災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる保健医療活動体制の整備を図る。

災害は、自然災害と人為的な要因による人為災害に大別され、いずれも被災区域が広域的なもの（広域災害）と、局地的な範囲に留まるもの（局地災害）がある。また、被災・被害の程度は、発生場所、発生時刻、発生時期により大きく異なることから、災害発生時に提供すべき医療は、時間の経過に伴い刻々と変化する。

特に一般的に急性期とされる災害発生後48時間は、被災地へ重点的に医療資源を投入することにより救命医療を行うとともに、重症傷病者は被災地外に搬送し、「助けられる命を一人でも多く助ける」ことが必要となる。

また、急性期以降は、避難所等で避難生活を強いられる被災者の生命を守るため、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となってくる。

そのため、それぞれの状況に的確に対応できる医療救護体制の整備を図っていく必要がある。

第１　保健医療活動体制の整備

１　初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の整備を図る。

(1) 医療救護所の設置予定施設をあらかじめ定めておく。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。

(2) 医療救護所等に医療救護用の資機材を備蓄するよう努める。

(3) 五條市医師会と協議し、保健医療活動チームの編成及び派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定めておく。

２　医療体制等の整備

市は、五條消防署、災害拠点病院である南奈良総合医療センター及びその他医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県ドクターヘリ等による搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

３　住民に対する普及啓発

市及び五條消防署は、住民に対する心肺蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルス等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

第２　保健師等による健康管理・健康相談の実施（保健師班の整備）

市は、災害から地域住民の生命及び健康を守るため関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

(1) 情報の集約と提供の確保

市は、被災者の情報を速やかに県に伝達し、県及び関係機関等との情報共有に努める。

(2) 要配慮者への対応

市は、要配慮者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、必要に応じて県に支援を要請するほか、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

(3) 人材育成等

市は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

なお、人材育成等に当たっては、必要に応じて、県に支援を要請する。

第３　在宅難病患者対策（長期療養児含）

県は、在宅難病患者に対する災害時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じる。また、市は、県と情報を共有し、災害発生時に速やかに必要な支援を実施する体制の整備に努める。

１　在宅難病患者の療養状況の把握と情報の共有

(1) 要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成

(2) 災害時の連絡方法の確保

(3) 災害時個別支援計画の作成

(4) 患者・家族の同意に基づいた市や関係機関への患者情報の提供

２　災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

(1) 難病患者拠点病院、協力病院における災害緊急連絡体制の整備

(2) 災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立

(3) 吉野保健所における在宅難病患者巡回チーム編成計画の作成

第４　精神障害者対策、メンタルヘルス対策（こころのケアチームの整備）

県は、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、あらかじめ精神障害者の受療状況及び医療機関の稼働状況を把握する。

市は、迅速かつ適切なこころのケアに関する行動指針として、「ＤＰＴＡ活動マニュアル」を作成し、県と協力し、マニュアルに基づき対応する。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、市はこれらに対する精神保健医療提供体制を確立するとともに、職員に対する教育研修体制の充実に努める。

第２３節　防疫予防計画

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

第１　防疫実施組織の設置

市及び県は、災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、次の班等を編成する。

１　市（防疫班）

市は、防疫実施のため、保健福祉センター職員（保健班）を中心に、数名（４～５名）からなる防疫班を編成する。

２　吉野保健所（疫学調査班）

吉野保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（３～４名）からなる疫学調査班を編成する。

３　県（防疫班）

県（医療政策局）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

第２　防疫計画の策定

吉野保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、可能な限り周密な防疫計画を策定する。

第３　防疫・保健衛生用資機材等の整備

市は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周到な計画を策定し、整備を図る。

第４　職員の訓練

市は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第２４節　火葬場等の確保計画

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

第１　火葬データベースの整理

火葬は、原則として資料９－４に掲げる施設で行うこととするが、大規模災害により火葬場が被災して稼動できなくなり、多数の犠牲者が発生して対応が困難な場合も発生するため、市は、県が「奈良県災害時広域火葬実施要領」に基づき実施する火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項に関する情報収集に協力するとともに、県から情報提供を受ける。

第２　応援協力体制の確立

市は県の協力により、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第２５節　廃棄物処理計画

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、市が実施する対策について定める。

第１　災害廃棄物処理計画による体制整備

１　市

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、市は、県と連携して広域的な処理体制の構築に努める。

２　県

大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画（平成２８年３月）に基づき、「奈良県災害廃棄物対策連絡会(県・市町村担当部課長会議)」を設置・運営し情報共有等を図るとともに、毎年度、県・市町村合同による教育・訓練を実施することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等)、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

第２　相互支援体制の構築

１　市

市は、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年８月１日締結)」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

２　県

県は、相互支援協定に基づき下記に掲げる事項等を把握し、体制整備等の基礎資料とするとともに、有害物質（ＰＣＢ、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

(1) 支援可能な処理内容、規模
(2) 提供可能な資機材等
(3) 職員派遣の可否（人数）
(4) 組織、連絡体制
(5) 支援にあたっての課題等

また、環境省近畿地方環境事務局主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈

良県建設業協会と締結（平成２１年８月２５日）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成２９年６月１３日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。

第３　廃棄物処理施設等の整備等

１　市

(1) 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

(2) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

(3) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

２　県

市の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

第２６節　食料、生活必需品の確保計画

災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、市・県・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

また、県及び市は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第１　住民、市、県の役割分担

１　住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、１週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から１週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

２　市の役割

市は、平素から非常用食料を備蓄しているが、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

市は、住民及び自主防災組織を対象に、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄の必要性について、啓発及び備蓄の促進に努める。

３　県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第２　平常時の物資調達

市は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

１　市の物資調達

市は、供給に必要な物資の調達を行うために公的備蓄と併せ、流通関係業者との物資の調達に関する協定締結等を行い、物資の調達ルートを確保しておく。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

(1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、要配慮者や女性、食品アレルギー患者、幼児用物資にも配慮する。
(2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
(3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
(4) 学校のプールの貯留水を災害時の生活用水として活用するため、プール施設の耐震性確保を図るとともに、各プールにあらかじめろ過器を配置しておくものとする。
(5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

２　県の物資調達

県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

(1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市の要請を受けて必要となる品目とする。
(2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
(3) 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島３県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

　また、関西広域連合が民間物流事業者・流通事業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑提供システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。
(4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
(5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第３　報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年１回、県に報告する。

第４　食料等の備蓄率の向上

住民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び市による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、市は積極的に災害時の物資確保に努める。

市は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第２７節　文化財災害予防計画

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定、県指定及び市指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

第１　基本計画

１　管理状況の把握

市または市教育委員会による適宜巡視、所有者・管理者等による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、管理状況の把握に努めとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

２　所有者・管理者への指導・助言

市は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

３　文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

市は、「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加をすすめ、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財防火予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。

４　関係諸機関との連絡・協力体制の確立

市は、県が設置する文化財防災のための連絡会議に参加し、消防、警察、県内市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制の整備に協力する。

第２　文化財種別対策

１　建造物

(1) 未設置文化財への防災設備の設置及び既設設備の点検整備の推進
(2) 風水害に備えた周辺の環境整備
(3) 破損状況に応じた適切な保存修理による建築物としての性能維持
(4) 重要伝統的建造物群保存地区などにおける総合的な防災設備の設置

２　美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進

３　史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第３　災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
１．火　災	１．防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	２．警報設備の充実強化	１．予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備・電話機設置、漏電火災警報器 ２．既設設備の日常的な点検による維持管理
	３．消火設備の充実強化	１．消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） ２．既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化。
	４．その他	１．火元の点検、巡視・監視の励行 ２．環境の整備と危険箇所の点検 ３．火気使用禁止区域の制定及び標示 ４．消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 ５．延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 ６．収蔵庫等耐火建築物への収納
２．風水害	１．環境整備	１．倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 ２．排水設備及び擁壁・石垣の整備
	２．応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置
	３．維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
３．落　雷	１．避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	２．避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
４．漏　電	屋内外の電気設備の整備	１．定期的な設備点検の実施 ２．漏電火災警報機の設置 ３．不良配線の改修 ４．安全設備の設置と点検
５．虫　害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	１．定期点検による早期発見 ２．環境整備 ３．防虫処理
６．材質劣	適度な温・湿度の保持と	１．温・湿度の定期的測定

化	照度調整	２．保存箱・収蔵庫への収納 ３．有害光線の減衰 ４．扉の適時閉塞
７．全　般	（全般）	１．防災訓練の見学と学習 ２．防災施設の見学 ３．防災講演会の実施 ４．防災・防犯診断の実施 ５．各種設置機械類の機能検査 ６．文化財管理状況の把握 ７．文化財の搬出避難計画の検討 ８．所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 ９．災害時（大規模停電等）の警備体制検討
	（防犯対策の強化）	１．施錠 ２．入口・窓等の補強 ３．柵・ケース等の設置 ４．防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 ５．記帳等による参観者の把握 ６．監視人の配置 ７．連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

第２８節　水害予防計画

治水安全度の向上を図るため、国・県・市が連携しながら、河道改修、ダムの管理等のハード面の対策及び洪水浸水想定区域に設置されている施設への対策や住民への啓発等のソフト面の対策を進め、水害による被害の抑制を図る。

第１　河川整備

本市を流れる紀の川、新宮川の２つの水系について、国・県が河川整備計画を策定している。市は、国・県の事業に協力し、総合的な対策の推進に努める。

１　紀の川水系対策

紀の川（以下：吉野川）は、全国有数の多雨地帯である大台ヶ原を源流とし、市北部の市街地を貫流し、和歌山市に流れる。洪水から貴重な生命財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう整備を図る。流域内の堤防の新設や河道掘削などを実施するとともに、流域内の洪水調節施設（大滝ダム）により洪水調節を行う。

(1) 治水対策

吉野川では、伊勢湾台風による洪水による家屋の浸水被害等を解消することを目的として、流下能力が不足している箇所において、川沿いの土地利用を踏まえ、築堤等を実施する。大滝ダムの操作については、下流の河道整備状況に応じて、洪水時の最大放流量を順次変更する。

(2) 流域対策

開発行為等（１ｈａ以上）による防災調整池の設置

２　新宮川水系対策

熊野川は、天川村を上流とし、市南部を南流し、北山川と合流し、熊野灘に流れている。日本有数の多雨地帯に位置し、洪水が発生しやすい地域特性を有している。

(1) 治水対策

平成23年９月の台風12号の未曾有の豪雨により起こった紀伊半島大水害では、大規模な土砂崩壊、洪水によって広域で甚大な被害が発生した。河道内には、大規模崩壊による土砂が堆積し、河道の復旧のため、堆積土砂の撤去を行っている。今後は崩壊斜面から河川への土砂流出防止が重要となる。またこの流域には、11基の利水ダムが存在しており、複数の管理者が個々の管理をしている。洪水対策のためには、利水ダムの治水利用とダム間の連携が必要となる。国と三県（奈良県・三重県・和歌山県）、沿川市町村、ダム管理者で設立した熊野川の総合的治水対策協議会において、連携を強化し、熊野川の一貫した総合的な治水対策の検討を進めている。

(2) 流域対策

開発行為等（１ｈａ以上）による防災調整池の設置

第２　洪水氾濫による被害軽減対策

局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、国、県、市が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減

災対策協議会」及び「熊野川上流部の総合的な減災対策協議会」等を活用し下記の取組を推進する。

１　洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

２　円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

３　毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

４　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第３　ダムの管理・運用

１　定期的な点検、操作確認

ダムの設置者は、河川法の定めるところにより、流水の貯留及び放流の方法、放流の際にとるべき措置、洪水に対する措置等ダムの規程を定め、災害の防止に万全を期する。

ダムの点検については、各ダムにおいて定められている点検整備基準等に基づき、日常の点検を行う必要があるが、出水期に向けては管理運転等も伴う詳細な点検を実施し出水に備える。

また、ダム本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下する恐れのあるものや機能の維持に支障があると認められた場合は、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。

２　警報区間、放流情報の周知

ダムの管理者は、ダムから放流によって流水の状況に著しい変化が生ずると認める場合における関係機関への通知やサイレン・スピーカー等による一般への周知にかかる措置について、放流警報区間や放流情報の内容など、放流連絡会等を通じて平時から一般への周知を図る。

ダム放流連絡系統は奈良県水防計画による。

３　適切なダム治水操作の検討

(1) 大滝ダムのより効果的な操作の検討（紀の川水系）

奈良県は、ダム管理者である近畿地方整備局とともに、気象庁など関係機関の協力を得て、流域の雨量、水位、流量を継続的に観測するともに、その結果をもとに降雨の状況と洪水の危険性の因果関係を科学的に分析し、洪水時の効果的なダム操作に役立てる検討を行う。また、洪水予想時の事前放流と他ダムとの治水連携についても検討を行う。

(2) 利水ダムの治水運用の検討（新宮川水系）

新宮川水系において設置されている利水ダムについて、平成２３年９月の台風１２号の出水状況を勘案し、ダムの事前放流やダム間連携操作などダム下流への放流量の低減に向けた治水運用改善について、ダム管理者を交えて検討を進める。

第２９節　水害への備え

水害による被害の軽減を図るため、市は、洪水浸水想定区域の公表など水防法に基づく水害対策、水防訓練等を行い、住民が日頃から水害に対し備えができるようなソフト対策の充実を積極的に図っていく。

第１　洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知

１　洪水浸水想定区域の指定・公表

水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、市長に通知する。

２　洪水浸水想定区域における避難確保措置

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

なお、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

３　事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

(1) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、五條市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、市長に報告するものとする。

また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

(2) 大規模工場等の浸水防止計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、五條市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

４　住民への周知

市は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル３】高齢者等避難について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

また、市は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

市は周知にあたり、県ホームページに集約された洪水ハザードマップの活用に努める。

第２　水防訓練、避難訓練の実施

指定水防管理団体（五條市）は、毎年１回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図るものとする。

第３　水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、(1)水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、(2)水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、(3)水防に関する情報又は資料の収集、提供、(4)水防に関する調査研究、(5)水防に関する知識の普及、啓発、など　業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

第４　情報共有

市は、県が住民の避難活動を迅速かつ的確に実施するために設置する危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの情報の入手・活用に努める。

第３０節　風害予防計画

台風等に対しては、気象状況を早期に把握し、必要な措置を講ずる。
また、今後国等から示される施策をもとに、竜巻等突風対策について検討を進める。

第１　風害の予防対策

公共施設の管理者（市、県）及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（公告、看板、工事用建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めなければならない。

第２　農作物、林産物の防災対策

市は、適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、さらには防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化を図る。

第３　電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備について強風時においては予防巡視を実施するとともに、弱体設備の補強を行うほかルートの選定、支線の増強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずる。（関西電力の防災対策については、本章「第１４節　ライフライン施設の災害予防計画」第３参照）

第４　通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な整備更新を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。（電信電話施設の防災対策については、本章「第１４節　ライフライン施設の災害予防計画」第４参照）

第３１節　地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、市は、平成23年の紀伊半島大水害の被害状況を勘案しながら関係機関と連携して、危険地域の現況を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第１　奈良県土砂災害対策基本方針に基づく対策の推進

奈良県土砂災害対策基本方針（平成２２年６月策定）に基づき、ソフト施策とハード施策の取り組みを推進する。

第２　土地災害に対するソフト施策

１　県

土砂災害に対する防災対策を進めるにあたっては、行政と住民が常に情報を共有し、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。そのため、市及び住民に対して土砂災害発生のおそれのある場所の周知、土砂災害警戒情報の発表、雨量情報等の提供、市の警戒避難体制を推進するシステムの整備等のソフト対策を推進していく。

また、平成２７年１月に改正・施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。)」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行う。

土砂災害から住民の生命を守るために、基礎調査の調査結果を速やかに公表した後、土砂災害警戒区域等を指定することにより、危険な区域を地域の住民に周知することで、警戒避難体制の整備促進を図る。

なお、土砂災害特別警戒区域内においては、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設等を建築するための特定開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法により建築物の構造規制の対象となる。また、土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危険が生ずる恐れが大きいと認められるときは、建築物の所有者等に対し、当該建築物の移転や、その他土砂災害を防止又は軽減するために必要な措置をとることを勧告する。また勧告等を受けた者が当該区域外に移転等を行う場合において、税制措置や融資制度の情報提供を行うなど、移転等が円滑に実施されるよう支援を行う。

(1) 土砂災害発生の恐れのある場所の周知

土砂災害のおそれのある区域において警戒避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためにも、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。

また、土砂災害警戒区域等が未指定の地域においても、基礎調査が完了している地域については、基礎調査の結果を公表し、県のホームページや土木事務所、市町村の役場などで、土砂災害警戒区域に指定された際のデータ提供を行う。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

県及び奈良地方気象台は、大雨により土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市長が避難指示の発令基準として活用する等、災害応急対応を適時適切に行え

るようにするとともに、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

(3) 地域防災マップ作り

県は平成２７年２月に作成した「土砂災害地域防災マップづくりガイドライン」及び「土砂災害地域防災マップづくり事例集」を活用し、自主防災組織や住民が地域に特化した防災マップ作成の主体となり、その作成過程での防災に関する「気づき」や「きっかけ」の発見を促す「地域防災マップづくり」のワークショップを県内全域へ展開すること等で、市町村の警戒避難体制の整備を支援する。

(4) 県民の土砂災害に対する防災意識の啓発

県は日頃から市町村と連携し、奈良県土砂災害防災の日や土砂災害防災週間、国の土砂災害防止月間を中心として、土砂災害防止に関する広報活動を進めるとともに、防災意識の向上を図る。

２　市

(1) 警戒避難体制の整備

市は土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、五條市地域防災計画において、住民が安全で円滑な避難ができるように、当該地域ごとに以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。

① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令並びに伝達に関する事項

② 避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

⑤ 救助に関する事項

⑥ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

(2) 警戒避難体制の周知

市は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成２７年４月改訂　国道交通省砂防部）等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について五條市地域防災計画に記載すること等により、住民に対し周知するように努める。県からは市における警戒避難体制の充実について助言を得る。

① 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制

② 土砂災害警戒区域等の箇所

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の箇所

③ 適切な避難単位の設定

土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害計画区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせ設定。

④　避難指示等の発令・解除の基準

土砂災害警戒情報が発表された場合ただちに避難指示等を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言活用等

⑤　安全な避難場所・避難経路の確保

避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難場所

⑥　防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

(3)要配慮者への支援

平成２９年６月の土砂災害防止法の改正に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。それらについて、市は県の関係部局と連携して支援を行う。

第３　「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施

土砂災害対策のハード施策については、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支える真に必要な箇所で対策を推進するため『奈良県土砂災害対策施設整備計画』を策定し、計画的・重点的に対策を実施する。

また、平成２９年台風２１号でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を積極的に活用し、以下の【主な整備箇所】で土砂災害対策を推進する。

【主な整備箇所】

1　土砂災害特別警戒区域（ﾚｯﾄﾞ区域）内の２４時間要配慮者利用施設の保全

2　土砂災害特別警戒区域（ﾚｯﾄﾞ区域）内の代替性のない避難所

3　アンカールート

4　現行基準に適合しない老朽化堰堤

第４　大規模土砂災害防止対策

平成23年９月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊による甚大な被害の経験を踏まえ、大規模土砂災害防止対策を推進する。

１　土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備

紀伊半島大水害では多数の河道閉塞が発生したため、土砂災害防止法（平成23年５月改正）に基づく緊急調査が、国土交通省により実施された。この緊急調査は、法改正後、河道閉塞についての初の事例となった。

このように大規模な土砂災害が急迫している状況において、市は、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省、その他の土砂災害については県から情報提供を受けて、当該地域の住民に対し、避難指示を行えるよう、基準を定める。

さらに、市内で、土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第29条）により、国土交通省又は県は、

緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される場合は、土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）が、市長に通知されるとともに、地域住民にも周知される。

大規模土砂災害に備えるため、県では土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進するとともに、国、市と連携して情報伝達体制等の構築に努めることとしている。

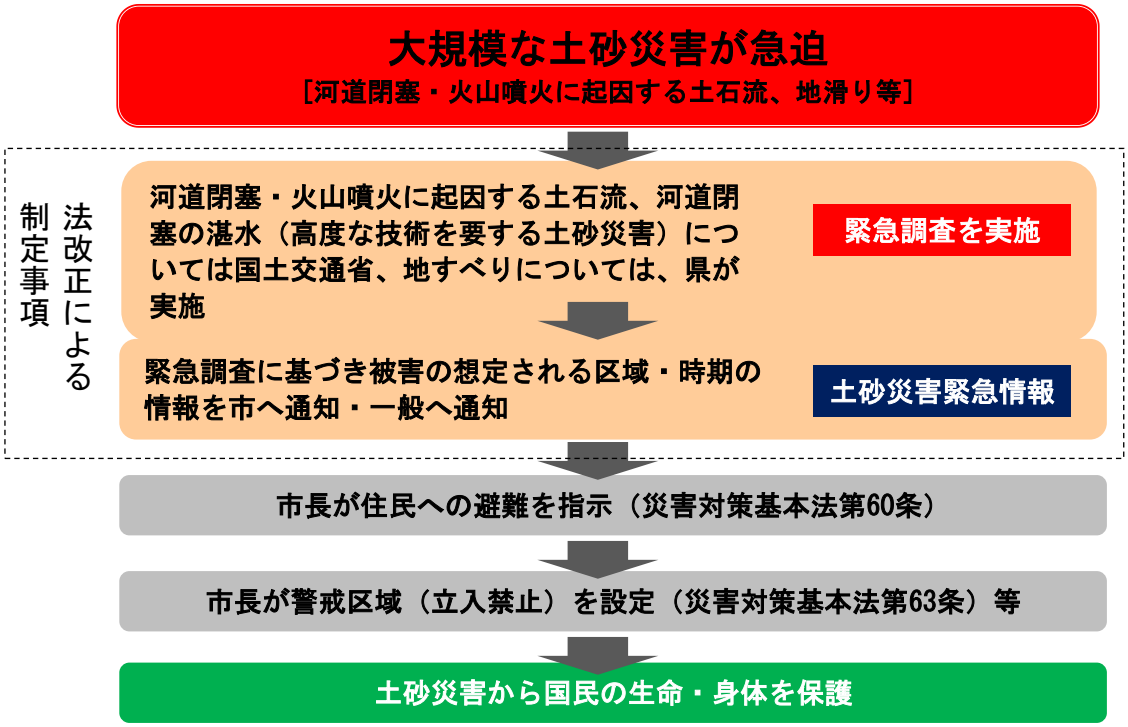

土砂災害防止法の一部改正に基づく国による緊急調査の実施

２　紀伊半島大水害復旧・復興計画における取り組み成果の活用

(1) 深層崩壊のメカニズムに関する調査・研究の推進

県では、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所において、現地調査を行い、深層崩壊が発生しやすい斜面の評価につながる情報を収集した。また、調査を踏まえ、市、地域住民にとって監視・警戒・避難の基礎となるマップ（深層崩壊マップ）を作成した。さらに災害経験を風化させず、災害の伝承活動に役立てるため、紀伊半島大水害で発生した深層崩壊箇所や「深層崩壊のメカニズム解明に関する現状報告」などの調査・研究結果を大規模土砂災害アーカイブとして構築した。今後、県では国や市町村、研究機関との連携を図りながら、深層崩壊研究・対策の進展に寄与していく。

(2) 監視・警戒・避難のシステムづくり

大規模な土砂災害では、河道閉塞による湛水や決壊などによる２次災害（被害拡大）が想定されるため、通常の土砂災害よりも的確な情報収集・判断・伝達が求められ、総合的な防災システムを構築する必要がある。そのため、市は県と連携し、以下の内容について検討を行い、自助・公助・共助のバランスのとれた防災対策の実現に努める。併せて、国土交通省が整備している大規模崩壊監視警戒システム等を活用し、大規模崩壊の検知と情報伝達体制を検討する。

［避難行動］

・どのタイミングでどこに逃げるか。

・避難のきっかけとなる情報の内容や伝達方法。

・地域ごとの分かりやすい避難指標の設定。

［避難所・避難路］

・より安全な避難路・避難所はどこか。

［深層崩壊・河道閉塞］

・実態把握の方法、被害規模と避難の猶予時間の想定。

［自助・共助・公助の連携による防災・減災］

・自主防災組織の活動支援。

・自主防災組織と行政の役割分担。

３　紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所の対応

紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、国土交通省（紀伊山地砂防事務所）が対策工事を実施している赤谷については、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残置されている。そのため、国はモニタリングを継続し、市は、国からの土砂災害緊急情報等の収集体制を整備する。

第５　砂防設備計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

１　砂防指定地（法規制区域）（資料３－１参照）

砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置し又は当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。

２　土石流危険渓流（資料３－２参照）

土石流危険渓流は、平成11年４月16日付建設省河砂発第20号による「土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領」による土石流発生の危険性がある渓流である。

３　計画的砂防事業の実施

市は、砂防事業を総合的かつ効率的に実施するため、県及び国土交通省近畿地方整備局の協力を得て実施していく。

市は、保全人家とともに災害時の緊急輸送路、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が２４時間入居している要配慮者利用施設等に係る箇所については、重点的に整備促進を要請するものとする。

第６　地すべり防止施設計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

１　地すべり防止区域（法規制区域）

地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域をいう。

２　地すべり危険箇所（資料３－２参照）

地すべり危険箇所は、平成８年10月４日付建設省河傾発第40号による「地すべり危険箇所調

査要領」により、空中写真判読及び既存記録等から抽出されている。

３　計画的な地すべり対策事業の実施

(1) 市は、県に協力し、逐次地すべり地区における地すべり状況の把握に努め、又巡察を行い、当面危険の発見に努めるものとする。

地すべり対策は、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年６月策定）に基づき、地すべりやその兆候が見られる箇所については地すべり防止区域を指定し、最優先で排水施設、擁壁、杭工等の地すべり防止工事を実施する。また、効果的なハード施策を計画的に進めるため、適切な避難を促す情報伝達などのソフト施策との連携を重視し、代替性のない避難所や自力で避難することが困難な方が24時間入居している要配慮者利用施設を守る対策を先行的に実施するなど、優先度を明確にし、重点的に守るべき対象から対策を図る。

(2) 地すべり発生及び兆候が発見された箇所においては、地すべり防止区域としての指定を促進し、緊急度・重要度に応じて排水施設、擁壁、杭工等の地すべり防止工事の実施を要請する。

第７　急傾斜地崩壊防止施設計画

土砂災害対策のハード施策については、ソフト施策との連携を重視した優先度を明確にするとともに、重点的に守るべき対象から対策を図る。

１　急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域）（資料３－２参照）

急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれらに隣接する区域のうち、がけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域をいう。

２　急傾斜地崩壊危険箇所（資料３－２参照）

急傾斜地崩壊危険箇所は、平成11年11月30日付建設省河傾発第112号による「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により抽出された崩壊の危険性がある箇所である。

３　計画的な急傾斜地崩壊対策事業の実施

市は、保全人家とともに災害時の緊急輸送路、自力で避難することが困難な方が２４時間入居している要配慮者利用施設等に係る箇所については、重点的に整備促進を要請するものとする。

第８　山地災害予防計画

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全施策のひとつである治山事業等を実施し、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

１　森林整備保全

市民生活に欠くことのできない森林の公益的機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されるものである。本市の位置する奈良県南部地域は、急峻な地形や脆弱な地質であるうえに多雨な気象条件の地域である。森林の地形等により災害の起こりやすさは変わるものの、森林の荒廃によって災害を引き起こすことのないように努める必要がある。

このため、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図るとともに、森林の育成段階に応じた保育、間伐等の施業を実施して森林の整備及び保全を進めることにより、森林に対する現在の市民の期待に応えるとともに、これを将来世代に健全な形で引き継いでいくこととする。

また、平成23年９月に発生した紀伊半島大水害による林地被害箇所のうち、大規模で高度な技術を要する箇所は国による復旧事業を実施し、その他の箇所については県による早期復旧を目指すべく、奈良県南部振興基本計画奈良県東部振興基本計画アクション・プランにおいて治山事業の推進が掲げられている。

これらに基づき、県においても、荒廃山地の復旧工事、流域を単位とする防災対策、水源山地の森林整備及び保安林整備等の治山事業を実施しており、市は、事業が速やかに実行するよう、県に協力している。

２　山地災害危険地区の周知

県による山地災害危険地区の指定は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を把握し、これらの未然防止に資することを目的としている。

市は、県が作成する山地災害危険地区の位置図を基に、地域住民に周知を行うとともに、必要に応じて山地災害の危険性の啓発に努めることとする。

第９　ため池災害予防計画

ため池施設の被害を防止するための予防対策について定める。

１　計画方針

市は、防災重点ため池（県が指定した、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池：資料６－３参照）について、管理者等に対して日常の管理や点検の実施の周知徹底を図る。

また、破損決壊による災害を未然に防止するため、ハザードマップを作成し、公表、周知を行うとともに、堤、余水吐、樋管等の緊急整備を必要とするため池、防災上整備の必要なため池、耐震調査の結果により補強を必要とするため池等については、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等により、整備の推進を図る。

第１０　宅地等災害予防計画

豪雨による宅地災害の発生を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

１　宅地の安全性の向上

(1) 宅地の安全性

市は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

なお、がけ地近接危険住宅については、３の「(2) がけ地近接危険住宅移転」による。

(2) 宅地防災パトロール

梅雨期及び台風期には宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告又は改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年５月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く住民に対し、宅地の安全

についての意識の高揚を図る。

2　二次災害の軽減・防止対策

(1) 被災宅地危険度判定士の養成

市は、二次災害を防止する目的で、被災宅地の被害の程度を調査し危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

(2) 実施体制の整備

市は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

(3) 宅地危険度判定制度の普及・啓発

市は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

3　災害危険住宅の移転計画

災害の危険から住民の生命を保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住民の移転を積極的に推進する。

(1) 集団移転

過去に災害が発生した地域や建築基準法第39条第１項の規定により災害危険区域に指定された区域など、居住に適当ではないと認められる区域内にある住居に対して、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」の規定に基づき、国からの補助金の交付、地方債の引受及びその他必要な援助等が受けられるよう、集団移転促進事業計画を策定し、当該事業の実施を促進する。

なお、集団移転促進事業計画の策定に当たっては、移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、移転促進区域内にあるすべての住民が移転されるよう、配慮するものとする。

集　団　移　転	一定規模以上の住宅団地を整備して住宅の集団移転を行うもの
一定規模の住宅団地	集団移転促進事業計画で定められた移転戸数に応じ、当該移転戸数が20戸以下である場合は10戸、20戸を超える場合は、その半数以上の住宅を集団的に建設することができる規模のもの

(2) がけ地近接危険住宅移転

市は、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進する。なお、事業の実施に当たっては、必要に応じて県から技術的指導を受けるものとする。

第３２節　火災予防計画

市、県、国、森林組合及び林野の所有（管理）者等は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火防止・初期消火力の向上や消防力の向上及び林野火災に必要な環境整備に努めるものとする。

第１　出火防止・初期消火

火災に伴う被害を最小限に軽減するために、市は次の対策を実施する。

１　各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

２　災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。

３　地域及び事業所等において自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第２　消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第１号）並びに「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第７号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防施設等の整備に努める。

１　消防施設強化促進法及び消防施設・設備整備費補助金交付要綱の規定に基づき、消防車両、通信システムなど消防施設の整備を促進する。

２　消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層・女性層の消防団への参加促進を図る等、消防団の充実強化に努める。

３　地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消火資機材の整備に努める。

４　災害による消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、耐震性貯水槽の増設を図るとともに、プール、農業用水、井戸、河川など、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

５　救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当を行うことができる救急救命士の育成に努めるとともに、救助工作車、災害対応特殊救急自動車、支援車等の救急救助資機材の高度化を促進するものとする。

６　消防団に対して救急救助活動についての指導を積極的に行うものとする。また、ファイバースコープ、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、無線機器等の救助用資機材及び救助隊用支援資機材を整備し、機動力の強化を図るものとする。

７　施設及び設備が有事に際し遺憾なくその機能を発揮できるよう整備を行うとともに、消防ポンプや消防水利の点検整備を行う。

８　救命率向上を図るため、救急の日（９月９日）や防災訓練時等に救命講習会等を実施し、住民に対し応急手当等の啓発活動を推進する。

第３　防火管理者制度の推進

消防法第８条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の権原を有する者に対しては、同法の規定により、必ず防火管理者を置くように指導するとともに、当該防火対象物について自主的な消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検、整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等を行うよう併せて指導する。さらに、旅館、ホテル等の安全対策については、上記によるほか、表示制度による表示マーク交付要件の整備を重点に行うよう指導する。

第４　消防用設備の整備促進

１　消防用設備の整備促進

防火対象物における消防用設備の設置、改修等、これら施設の整備促進を図るものとする。

２　防火対象物に対する措置

五條消防署は、管内の防火対象物について、その現況を確実に把握するとともに、消防法に定める消火設備、警報設備、避難設備などの適正な設置を確保するための計画を樹立して、予防査察を実施し、火災危険のおそれのあるものに対しては、実情に応じた措置を命ずるものとする。

第５　火災予防思想の普及徹底等

本市における火災発生原因は、たばこ・たき火の不始末、燃焼器具の取扱い不注意など、大部分は人為的なものである。このため、市は、次の計画を実施するものとする。

１　火災予防思想の普及徹底

常に住民に対し、火災予防思想の啓発を行うとともに、毎年一斉に春季、秋季火災予防運動、年末年始の防火運動を実施するものとする。また、１月には文化財防火運動、３月には山林火災及び車両火災予防運動を、６月には危険物安全運動をそれぞれ実施するものとする。

２　出火防止・初期消火

(1) 各種集会、広報紙、防災訓練等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

(2) 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に消火器、消火バケツ、住宅用火災警報器を普及する。

(3) 地域及び事業所等において自主的な防災組織を編成し、五條消防署の指導の下に、消火訓練等を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

３　特殊火災の防止

最近における火災様相の経験にかんがみ、車両火災、危険物火災、中高層ビル火災、その他の特殊火災については、特に査察指導の徹底等、正しい知識の普及により火災発生の未然防止に努めるものとする。

第６　林野火災の予防

本市の山林においては、毎年四季を通じ、一部のハイカー及び入山者等の不注意からしばしば火災が発生している。

林野火災を未然に防止するため、巡視の強化、予防思想の啓発等について、次により対策事

業を推進するものとする。

1　林野火災に強い地域づくり

(1) 林道、森林の整備

ア　林道管理者は、消防用車両の通行に支障のないよう、林道（防火林道）の適正な維持管理に努める。

イ　森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を敷設するよう努める。

ウ　固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

エ　市は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行うとともに、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(2) 監視体制の強化

市は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

ア　火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認められ、火災に関する警報の発令がされたとき、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

イ　火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(3) 林野所有（管理）者等への指導

ア　防火線、防火樹帯の整備

市は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

イ　防火用水の確保

市は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

ウ　森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、市長の許可がなければできない。市長は、許可条件等について事前に五條消防署及び森林管理事務所等の関係機関と充分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

エ　火の使用制限

市は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

オ　火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(4) 防火知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半である

ことから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

ア　公衆に対する啓発活動

(ｱ)　広報宣伝の充実

市、五條消防署、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

(ｲ)　学校教育による防火思想の普及

市、五條消防署、森林管理事務所、その他林野関係各機関は、市教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

イ　地域住民、林内作業者に対する啓発活動

(ｲ)　地域での指導・啓発

市及び五條消防署は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

(ｲ)　職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

２　活動体制の整備

市及び消防機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

(1) 消防体制の整備

市及び五條消防署は、次の措置を推進し、消火体制の確立を図る。

ア　山林作業者及び山林関係機関との緊急連絡網の整備

イ　山林火災消火用資機材の整備

ウ　地水利の把握

(2) 広域相互応援体制の整備

市及び五條消防署は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

(3) 消防資機材の整備

市及び五條消防署は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

(4) 消防水利の確保

市は、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

(5) 航空消火体制の整備

県は、林野火災発生時に消防防災ヘリコプターによる空中消火体制を確立するため、消防防災ヘリコプター及び消火資機材の整備、人員の訓練、運用方法の研究等体制の充実を図る。また、他の都道府県の消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの応援出動のための協力体制の強化に努める。

市は、ヘリコプターを有効活用できるよう、連絡・受入れ体制やヘリポートの整備に努めるとともに、空中消火用資材の整備を行う。(災害活動用緊急ヘリポートについては、資料10

－２参照のこと。）

(6) 計画

空中消火を含めた林野火災対策については、市地域防災計画と消防計画において定める。

(7) 林野火災消火訓練の実施

市及び五條消防署、その他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

第３３節　原子力災害予防計画

奈良県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30ｋｍ圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の予防対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

また、近畿大学原子力研究所において万が一事故が発生した場合も、関係周辺都道府県としての対応が必要である。

第１　原子力発電所事故対策

１　概要

奈良県でも南部に位置している本市に最も近い原子力発電所は、福井県にある高浜発電所、大飯発電所であり、両者とも県境から約150km以上の位置にある。また、福井県には美浜発電所も設置されている。

２　情報の収集及び連絡体制の整備

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害の被害の防止に万全を期すため、国、福井県、警察本部、市、原子力事業者（電力事業者等）、報道機関等との間において、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

市は、県を通じて原子力災害の正確な情報を入手するものとし、入手した情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図る。また、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、相談体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

３　環境放射線モニタリング体制の整備

市は、原子力災害の発生時において、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの結果を入手し、速やかに公表する体制の整備に努める。

また、必要に応じて市内でも環境放射線モニタリングができるよう、必要な機材の確保に努める。

４　その他の対策

市は、県と協力し、国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や予防対策の体制のあり方等について検討していく。

５　県外からの避難者の受入れ

市は、県又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。

第３４節　鉄道災害予防計画

鉄道会社は、列車運転の安全確保のための路線施設等の状況を把握し、施設の安全な維持管理に努めるとともに、各種災害に対応出来るよう整備しておくものとする。

第１　西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する恐れのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

１　計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

(1) 橋梁の維持、補修及び改良強化
(2) 河川改良に伴う橋梁改良
(3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
(4) トンネルの維持、補修及び改良強化
(5) 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
(6) 建物等の維持、修繕
(7) 通信設備の維持、補修
(8) 空頭不足による橋げた衝撃防止及び自動車転落事故防止の推進
(9) 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
(10) その他防災上必要なもの

２　実施計画

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第２章　災害応急対策計画

第１節　避難行動計画

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難指示等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

第１　避難指示等

１　実施機関

【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】避難指示【警戒レベル５】緊急安全確保の避難情報提供の実施責任者は次のとおりである。市長は法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難指示等を行う。

なお知事は、市が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
高齢者等避難	市長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき	・住民に対する避難準備 ・要配慮者等に対する避難行動の開始	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第61条	災害全般
	知事	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官 知事又はその命を受けた職員	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
		地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水
緊急安全確保	市長	災害が発生又は切迫しており、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	・緊急安全確保措置の指示 （高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等）	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・緊急安全確保措置の指示 （高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等）	災害対策基本法第60条第6項	災害全般

２　避難指示等の発令

市長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、市は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

県は、市の避難指示等発令の判断を支援するため、洪水時の水位状況等を直接に市長へ情報提供するためのホットラインを構築するとともに、タイムライン作成を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

(1) 避難指示等の基準

【警戒レベル３】高齢者等避難、【警戒レベル４】避難指示、【警戒レベル５】緊急安全確保の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区　　分	発　令　時　の　状　況	住 民 に 求 め る 行 動
高齢者等避難	○お年寄りや体の不自由な者など、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等は避難】 ○お年寄りや体の不自由な者など、とくに避難行動に時間を要する者と、その手助け意をする者は計画された避難場所への避難行動を開始 ○上記以外の者は、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせたり、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始、状況により自主的に避難開始
避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階 ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が事情に高いと判断された状況	【危険な場所から全員避難】 ○避難準備の終わった者から指定緊急避難場所等へ直ちに避難を開始する必要がある。 ○居住者等は「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、ハザードマップ等により、屋内で身の安全を確保できるか等を確認し、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
緊急安全確保	○災害が発生又は切迫した段階 ○避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する段階（必ず発令される情報ではない）	【命の危険　直ちに安全確保】 ○指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保（自宅や近隣の建物で直ちに身の安全を確保）する。 ○災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(2) 土砂災害・水害等に係る避難指示等の基準

市長は、おおむね次のいずれかの場合、被災の可能性がある地域の住民に対し、避難指示等を発表するものとする。

ア　土砂災害に係る基準

	発令基準
高齢者等避難	○大雨警報(土砂災害)が発表され、さらに大雨が続くことが予想される場合 ○「奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図」が赤色（２時間先までに大雨警報（土砂災害）の基準に到達すると予測）を示している場合 ○近隣で湧き水、地下水の濁りや量の変化等の前兆現象が生じた場合 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○「奈良県土砂災害・防災情報システム危険度予測図」がうす紫色（２時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予測）を示している場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過すると予測される場合（夕刻時点で発令）又は立退きが困難となるような暴風を伴い接近・通過が予想される場合（暴風警報発表後速やかに発令） ○近隣で土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 ○近隣で土砂災害が発生した場合
緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報）【土砂災害】が発表された場合 （災害が発生直前又は既に発生している恐れ） ○土砂災害の発生が確認された場合 （災害発生を確認）

イ　水害に係る基準

<table>
<tr><th></th><th>発令基準（水位）</th></tr>
<tr><td>高齢者等避難</td><td>○下記の調査地点において、「はん濫注意水位」に達し、さらに水位の上昇が予想される場合
<table>
<tr><th>河川名</th><th>量水標の所在地</th><th>はん濫注意水位</th><th>発令の対象地域</th></tr>
<tr><td>吉野川</td><td>小島町（栄山寺）</td><td>6.20m</td><td rowspan="3">観測地点の周辺域及び下流域のうち、浸水の恐れがある地域</td></tr>
<tr><td>紀の川</td><td>新町</td><td>7.50m</td></tr>
<tr><td>丹生川</td><td>城戸</td><td>3.90m</td></tr>
</table>
○紀の川の上流に、はん濫注意情報が発表された場合</td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td>○下記の調査地点において、「避難判断水位」に達した場合
○下記の調査地点において、「避難判断水位」に達していないものの、更に水位の上昇により堤防天端高を越えることが予想される場合
<table>
<tr><th>河川名</th><th>量水標の所在地</th><th>避難判断水位</th><th>発令の対象地域</th></tr>
<tr><td>吉野川</td><td>小島町（栄山寺）</td><td>8.10m</td><td rowspan="3">観測地点の周辺域及び下流域のうち、浸水の恐れがある地域</td></tr>
<tr><td>紀の川</td><td>新町</td><td>7.80m</td></tr>
<tr><td>丹生川</td><td>城戸</td><td>4.30m</td></tr>
</table>
○各河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</td></tr>
</table>

避難指示	○ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過すると予測される場合（夕刻時点で発令）又は立退きが困難となるような暴風を伴い接近・通過が予想される場合（暴風警報発表後速やかに発令） ○河川管理施設の異常（漏水等破堤につながる恐れのある被災等）又は、大規模異常（本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合
緊急安全確保	○河川の水位観測所の水位が、はん濫開始相当水位（仮）に到達した場合（計算上、水位が堤防天端高（又は後背地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ○堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合

(3) 避難指示等の内容

地域住民に対して避難指示等を行う際には、次の事項を明示して行う。

なお、住民に対し周知を図る際には、要配慮者に配慮して行うものとする。(避難指示等に係る広報文例については、資料13参照)

ア　避難対象地域

イ　避難場所

ウ　避難経路

エ　避難の理由

オ　避難時の注意事項（具体的な注意事項は、次の(4)エを参照）

カ　その他の必要事項

(4) 関係機関への報告・連絡及び避難者への伝達方法

ア　市長等から避難指示等が発令された時は、次により関係機関に報告又は連絡するものとする。

(ｱ)　警察官等の市長以外の者が、避難の指示等を行ったときは、その旨を市長に通知しなければならない。

(ｲ)　知事が市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、終了したときは、速やかにその旨及び代行した措置を市長に通知しなければならない。

(ｳ)　市長は、高齢者等避難、避難指示を発令し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内での待避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を市長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

この場合の報告事項は、次のとおりとする。

a　高齢者等避難、避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の種類

b　発令時刻

c　対象地域

d　対象世帯数及び人員

ｅ　その他必要事項

イ　関係機関への連絡

避難が円滑に行われるように協力を得るため、関係機関へ連絡を行う。

(ｱ)　五條警察署及び同署管内各駐在所並びに交番へ避難誘導等の協力を得るため通知する。

(ｲ)　避難者の受入施設の管理者に通知し、開設準備等を依頼する。

(ｳ)　近隣市町村への通知

災害の状況等により、地域住民が近隣市町村に避難するような場合には、近隣市町村にも協力を得るため通知する。

ウ　住民等への伝達方法

住民等に対する避難指示等の伝達方法は、次により行うものとする。

(ｱ)　防災行政無線

(ｲ)　サイレン

(ｳ)　広報車

(ｴ)　自治会を通じ各戸伝達

(ｵ)　市ホームページ

(ｶ)　緊急速報メール

エ　避難時の注意事項

住民等に対する避難時の注意事項は、次のとおりである。

(ｱ)　家屋補強

(ｲ)　避難後の戸締り

(ｳ)　必要最小限の携帯品（限られた必需品、例えば水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬、懐中電灯、携帯ラジオ、多少の食料等）

(ｴ)　服装（帽子、頭巾（ヘルメットなど）、雨合羽等とし、軽装のこと）等

(5) 屋内での待避等の安全確保措置

市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣のより安全な建物への緊急的退避や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

第２　住民に望まれる避難行動

１　土砂災害

(1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。

(2) 土砂災害時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

(3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

(4) 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の２階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとるべきではない。

(5) 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。

(6) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

(7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

2　水害

(1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。

(2) 洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

(3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

(4) 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。

(5) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

(6) 洪水浸水想定区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意するようにする。

第３　警戒区域の設定

1　実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお知事は、市が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第１項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

<table>
<tr><th>設定権者</th><th>要件</th><th>措置</th><th>根拠規程</th><th>災害の種類</th></tr>
<tr><td>市長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員</td><td>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき</td><td rowspan="2">災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる</td><td>災害対策基本法
第63条</td><td>災害全般</td></tr>
<tr><td>知事</td><td>災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td><td>災害対策基本法
第63条</td><td>災害全般</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警察官</td><td>市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらのものから要求があったとき</td><td>災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる</td><td>災害対策基本法
第63条</td><td>災害全般</td></tr>
<tr><td>消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき</td><td>消防警戒区域からの退去　消防警戒区域への出入り禁止、制限</td><td>消防法第28条
第36条</td><td>水害を除く
災害全般</td></tr>
<tr><td>水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき</td><td>水防警戒区域からの退去　水防警戒区域への出入り禁止、制限</td><td>水防法
第21条</td><td>災害全般</td></tr>
<tr><td>自衛官</td><td>市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき</td><td>災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる</td><td>災害対策基本法
第63条</td><td>災害全般</td></tr>
<tr><td>消防職員
又は消防団員</td><td>円滑な消火活動等の確保のため</td><td>消防警戒区域からの退去　消防警戒区域への出入り禁止、制限</td><td>消防法第28条
第36条</td><td>水害を除く
災害全般</td></tr>
<tr><td>水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者</td><td>円滑な水防活動等の確保のため</td><td>水防警戒区域からの退去　水防警戒区域への出入り禁止、制限</td><td>消防法第21条</td><td>災害全般</td></tr>
</table>

２　警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、市長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、市と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、市職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第４　避難の誘導等

１　避難の誘導方法

(1) 避難誘導は、警察官・消防職団員及び市職員が行うものとするが、自治会においても責任者及び誘導員をあらかじめ定めておく。

(2) 避難経路についてはあらかじめ定めておき、自治会ごとに平素から周知徹底させる。

(3) 避難の順位は、高齢者、幼児、傷病者を優先する。また、自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合、その他病人、高齢者、幼児等の避難に備え、必要に応じて車両等を利用する。

２　案内標識の設置

迅速に避難できるよう、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等の措置をと

る。その際には、外国語併記など要配慮者を考慮して行うものとする。

３　避難終了後の確認措置

(1)　避難指示等を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

(2)　避難指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。それでも避難を行わない者に対しては、自家の２階以上のなるべく高い階に避難するよう勧める。

第２節　避難生活計画

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。市は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第１　避難所の設置

１　避難所の開設

市は、発災時及び発災が予想される場合に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市職員等を避難所に派遣する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

(1) 避難所開設責任者

避難所の開設は、市長が行うものとする。

(2) 避難収容対象者

避難所に収容するものは、災害により現に災害を受け、又は受けるおそれがある者（避難命令を受けた者等）とする。

(3) 避難所の開設予定場所

避難所の開設予定場所は、資料８－２に掲載のとおりである。

なお、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合等には、旅館やホテル等の民間施設管理者や関係機関への協力要請、また必要に応じて野外にテントやバラックを仮設し、又は天幕を借り上げて設置し対応する。

(4) 他市町村への避難収容要請

市の避難所に被災者を収容できない場合、市長は、県又は県内他市町村に対し被災者の他地区への移送及び収容について要請する。

被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

(5) 避難所開設の公示

市長は、避難所を開設したときは、広報車等によりその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。その際、障害者や高齢者等の誘導介助や避難所での生活環境を配慮したものとする。

なお、住民が市長の指示に基づかず、自主的判断により親族等安全な縁故先に集まって避難所と称しても、災害救助法でいう避難所ではないことに留意する。

２　避難所の追加開設

市は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

第２　県への報告

市は、避難所を開設した場合は、次の事項についてすみやかに県に報告する。

１　避難所開設の日時及び場所

２　避難所名、避難世帯数及び避難者数

第３　避難所の運営

１　基本的事項

(1) 避難所の運営管理

ア　避難所を開設し、避難者を収容したときは、所属職員を派遣し、避難者の管理にあたる。

イ　派遣職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たるとともに、避難所を管理し、適宜、市（災害対策本部）との連絡をとることとする。

ウ　避難所の運営にあたって、避難所運営マニュアルを基本に運営する。そのため、事前に避難所ごとに責任者等を選定するとともに、当該避難所の特性を踏まえた個別の避難所運営マニュアルの作成等、可能な限りの準備を実施しておくものとする。また、避難所開設後は適時の時期に、避難所運営マニュアルに基づき、事前選定した責任者等を核心とした避難者主体の自治組織による運営に移行する。また、、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。さらに、避難所の運営における女性の参画、役割分担は性別のみに依らない等の配慮に努める。

エ　避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。

オ　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女別の性差によるニーズへの対応、要配慮者の処遇等に配慮する。

(2) 収容避難者への措置

ア　縁故先がある者への措置

一時収容した避難民に対しては、所要の応急保護を行ったあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先に転出するよう指導するものとする。

イ　要配慮者の保護

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な要配慮者に対しては、必要により被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等、さらには、介護体制の整った福祉避難所等へ入所を依頼して保護するものとする（資料８－２　２参照）。その際、市は要配慮者に対し多様な避難場所を確保するため、県に要請し、県が奈良県旅館・ホテル生活衛生協同組合と締結している「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合からの協力可能な施設の情報提供を受け、要配慮者の受入につなげる。

(3) 避難所開設の期間及び設置費用

ア　開設期間

避難所を開設し得る期間は、災害発生の日から７日以内とするが、大災害のため引き続き避難を行う必要があるときは、延長することができる。

イ　設置費用

避難所設置及び収容のための費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる（資料12－１参照）。

(4) 書類の整備

ア　避難所の開設・運営に当たっては、次の書類を整備するものとする。

(ｱ)　避難所一覧集計用紙（様式５－１）

(ｲ)　避難者名簿（様式５－２）

(ｳ)　避難所の報告用紙（様式５－３）

(5) その他

日時が経過し、災害が落ちつくとともに避難所の収容人員が次第に減少するときは、市長は避難所を逐次整理縮小し、その都度その旨を直ちに公示し、速やかに知事に報告しなければならない。

２　各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

ア　避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

イ　広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

ウ　避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後２日目から約３週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

ア　自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

イ　食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

ウ　要配慮者に関すること

(ｱ)　避難所内の　要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(ｲ)　視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

エ　衛生に関する事

(ｱ)　仮設トイレの速やかな設置に努める。

(ｲ)　食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ｳ)　すでに食中毒や感染症が流行し、その影響が危惧される場合は、入所者に対する問診や検温等の実施のほか、必要に応じ隔離や消毒等の対策を実施する。

(ｴ)　保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(ｵ)　ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

オ　その他

(ｱ)　医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(ｲ)　男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

(ｳ)　暑さ寒さ対策に努める。

(3) 安定期

安定期とは、災害発生後３週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

ア　食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

イ　要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

ウ　衛生に関すること

(ｱ)　食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(ｲ)　保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

３　市の取り組み

市は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。また、必要に応じて県に協力を求める。

第４　在宅被災者等への支援

市は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取に来る被災者を含む）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために市は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第３節　要配慮者の支援計画

市においては、避難が必要な災害の発生が想定される場合には、要配慮者への避難支援対策と対応した避難準備情報を発令するとともに、迅速・確実な避難指示等の伝達体制を整備する。また、避難行動要支援者の安全確保については、防災担当部門と福祉担当部門が連携し、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努める。

第１　個別計画等の作成

市は、災害時等に避難の支援が必要な避難行動要支援者の避難情報伝達、避難誘導、避難生活を支援するため、個別計画等の作成を図る。

第２　情報伝達等の方法

市は、災害による火災通報の伝達、避難情報の伝達、避難誘導、避難所等での情報伝達や情報提供等を行うときは、要配慮者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

１　視覚機能に障害のあるとき

(1) 音声情報による周知
(2) 拡大文字による周知
(3) その他、効果的な方法の併用による周知

２　聴覚機能に障害のあるとき

(1) 文字情報による周知
(2) 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
(3) 手話による周知
(4) 携帯電話、スマートフォンのメール機能による周知
(5) その他、効果的な方法の併用による周知

３　日本語理解に障害のあるとき

(1) 外国語による周知
(2) その他、効果的な方法の併用による周知

４　地理的理解に障害のあるとき

(1) 地図つき情報による周知
(2) その他、効果的な方法の併用による周知

第３　災害情報等の周知

市は、災害による火災通報の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したときは、地域住民及びホームヘルパー等と協力して、要配慮者に対し迅速かつ確実に周知を行う。

第４　避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、必要に応じて次の措置をとる。

１　避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別計画等に基づき避難支援者等

の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。地域住民等と協力して避難所へ移送すること。なお、避難支援者は、自らの安全性を優先とすること。

2　必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

3　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズに従い適切な措置を行う。

第５　安否確認及び被災状況の調査・報告

1　市は、災害が発生したときは、要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況を県に速やかに報告する。

2　連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

(1) 避難所等に避難している者

避難所ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項

(2) その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）

氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法

(3) 被災地域の在宅者

町、丁目ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項

(4) 被災地域の施設入所者及び施設等

ア　施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢及び被災の程度の報告

イ　施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

3　すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

4　市は、要配慮者の被災状況について、県のほか、必要に応じて関係機関や関係団体等にも報告を行う。

第６　被災者に対する応急的処遇

被災した要配慮者で福祉的処遇が必要な者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

1　避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っておられる方々も支援の対象とする。

2　補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。

3　市は、必要に応じて、一般的な避難所では生活に支障をきたす高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特別な配慮を要するものを対象とした福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

市は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

4　市は、巡回健康・福祉相談やメンタルヘルスケア等心身の健康維持や在宅療養者等への対応の必要性がある場合、必要に応じて、県に協力を要請し、専門職の派遣を要請する。

5　市は、健康・福祉相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

第７　食料の供給

避難所等での食料供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

1　乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・嚥下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。

2　代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。

3　食事制限や食物アレルギーに配慮する。

第８　日常生活用品の供給

避難所等での日常生活用品等の供給に際し、要配慮者の福祉的処遇が必要な者に対して、おおむね次により供給を行う。

1　県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布し、その際、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。

2　日常生活用具の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。また、要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

第９　応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項を留意する。

1　高齢者や障害者等の優先入居

2　高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。

3　入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

4　高齢者や障害者等が孤立しないよう、従来のコミュニティの維持、又は新しいコミュニティの確立に努める。

5　特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

（詳細については本章「第４節　住宅応急対策計画」参照）

第１０　要配慮者関連施設等に係る対策

１　入所者・利用者の安全確保

(1)　要配慮者関連施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。

(2) 施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設等に措置する。

２　市の支援活動

(1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

(2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

(3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

第４節　住宅応急対策計画

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

第１　実施責任者

１　実施責任者は市長とし、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の計画と実施に当たるものとする。

２　災害救助法が適用された場合は知事を実施責任者とし、市長はその補助機関としてその業務を行う。

第２　対象者

１　住家が全壊（焼）又は流失した被災者で、居住する住家がなく、自己の資力で建設することができない者

２　住家が半壊（焼）又は床上浸水のため、そのままでは居住が不能であって、かつ、自己の資力では応急修理のできない者

第３　応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設供与

１　設置方法

(1) 県があらかじめ協定した㈳プレハブ建築協会の協力を得て建設する。

(2) 災害救助法が適用されない場合において、市が実施する場合は、請負工事又はその他の方法で実施する。

(3) 応急住宅の仕様については、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮するものとする。

２　建設予定場所

二次災害の危険性、環境衛生、交通の利便等を勘案のうえ、公有地を優先して選定するものとする。

適当な場所がない場合には、私有地を借用して建設するものとする。なお、この場合には、土地の所有者又は借地権者と借地契約を結ぶ等の措置をとるものとする。

３　建設の規模及び費用

(1) 仮設住宅１戸当たりの規模は29.7㎡を基準とするが、世帯人員の数を十分勘案して設置する。

(2) 設置のため支出できる費用は、奈良県災害救助法施行細則（資料12－１参照）に定めるところによる。

４　建築の期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成すること。

５　入居基準

(1) 住宅が全壊、全焼又は流失した世帯であること。

(2) 入居する仮住宅がない世帯であること。

(3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(4) 上記該当者が建設戸数を超える場合は、高齢者や障害者等の優先入居など、住宅の必要度の高い者から順次入居するものとする。

６　供給期間

住宅完成の日から２年以内とするが、大災害のため新たな居宅が確保できないなど、支援を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

７　書類の整備、保管

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、書類を整理し保管するものとする。

８　応急仮設住宅の維持管理・運営

(1) 管理体制

応急仮設住宅の管理運営は、県が行うものとするが、状況に応じて市に管理を委任する。委任に際して、市長と知事の間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

市は、応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてＮＰＯやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当っては、以下の対応に努める。

ア　安心・安全の確保に配慮した対応

(ｱ)　防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ

(ｲ)　街灯や夜間照明等の工夫

(ｳ)　夜間の見回り（巡回）

イ　ストレス軽減、心のケア等のための対応

(ｱ)　交流の場

(ｲ)　生きがい

(ｳ)　悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置

(ｴ)　保健師等による巡回相談

ウ　仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等

(ｱ)　集会所

(ｲ)　仮設スーパー

(ｳ)　相互情報交換

(ｴ)　窓口の一元化

エ　女性の参画の推進と生活者の意見反映

(ｱ)　運営における女性の参画推進

(ｲ)　生活者の意見集約と反映

第４　被災住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修

理を実施する。ただし、必要に応じ、市に委任することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、市が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

１　住家の応急修理対象者及び対象数

(1) 住家が半壊（焼）し、そのままでは日常生活を営むことが困難で、かつ、自己の資力で応急修理のできない世帯

(2) 該当者が修理戸数を超える場合は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高いものから順次選ぶものとする。

２　修理方法

応急仮設住宅の建設方法に準ずる。

３　修理の規模及び費用

(1) 修理の規模

特に規模について制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分でその最小限度に限る。

(2) 費用の限度

世帯当たりの費用は、奈良県災害救助法施行細則（資料12－１参照）に定めるところによる。

４　修理の期間

災害発生の日から１か月以内に完了するものとするが、大災害のため修理に着手できないなど、支援を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

５　書類の整理、保管

被災住宅の応急修理を行ったときは、書類を整理し保管するものとする。

第５　災害公営住宅

１　災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の１以上に達したときは、低所得罹災者を入居させるため災害公営住宅を建設するものとする。

(1) 地震、暴風雨その他の異常な自然現象による災害の場合

ア　被災地域全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

イ　市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

ウ　滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

(2) 火災による場合

ア　被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

イ　滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の１割以上のとき。

２　建設及び管理者

災害公営住宅は市が建設し、管理するものとする。ただし、特に県が建設する必要があると認められるときは、県が建設・管理する。

３　建設戸数

(1) 一般の場合

建設戸数は被災滅失戸数の３割以内とし、市の建設戸数が県内滅失戸数の３割に達しないときで必要がある場合にあっては、３割に達するまで県において設置することができる。

(2) 激甚災害の指定のあった場合

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条の規定により激甚災害の指定を受けた地域に係る建設戸数は、それぞれ滅失戸数の５割に達するまで建設することができる。

４　規模、構造

建設する災害公営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定による公営住宅とし、原則として準耐火構造とするが、地域性を考慮のうえ木造とすることがある。

第６　一般公営住宅の災害特別割当

１　建設中の公営住宅との緊急振替え

災害発生の際、事業実施中の一般公営住宅がある場合にあっては、それを災害用に振替え、被災者を入居せしめることができる。

この場合、以後に建設する災害公営住宅のうち既に災害用に振替えた戸数分は、一般に戻すことができる。

２　一般公営住宅の特別割当

災害公営住宅の制限建設戸数のみでは住宅対策が充分でない場合にあっては、一般公営住宅として建設し、公営住宅法第16条の規定による特定入居をさせることができる。

この場合、建設戸数その他等については、一般公営住宅の建設として取扱う。

第７　既設公営住宅の復旧

既設公営住宅の災害復旧は、当該公営住宅管理者が復旧するものとする。

既設公営住宅の復旧事業計画のある場合、市長は、災害発生１か月以内に公営住宅建設事業等補助要領に定めるところにより、被害状況等を調査の上、復旧計画書を知事を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

第８　民間賃貸住宅の活用等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、市は、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくものとする。

１　市の対応

市は、被災者の罹災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

２　配慮すべき事項

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が市内（大規模災害の場合は県内）各地に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、市は、町内会やボランティア等の協力のもと、避難者の入居先に定期的に訪問するとともに、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の避難先の把握に努める。

第９　応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を

支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第１０　支援制度に関する情報提供

市は、国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者又は入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

第５節　組織計画

市は、市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、速やかに、災害対策本部等の組織を確立するものとする。

第１　五條市の防災組織

１　五條市防災会議

市長を会長として、五條市防災会議条例（昭和37年五條市条例第13号）に定める委員をもって組織するものであり、その所掌事務としては、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を任務とする。

２　五條市災害対策本部（本節第３を参照）

市長を本部長として、五條市、五條市教育委員会、五條市水道局、五條市消防団を統括する機関であり、その所掌事務としては、水防、災害救助、災害整備その他の災害応急対策活動を包括する。また、必要に応じ、現地災害対策本部を置くことができる。

３　五條市水防本部

五條市における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機関であるが、五條市災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括されるものである。

４　五條市災害警戒体制（本節第２を参照）

災害対策本部設置以前の段階として、災害警戒体制を敷き、災害の警戒に当たるものとする。

第２　五條市災害警戒体制

気象状況等により災害の発生が予想され、警戒が必要なときは、五條市災害対策本部設置以前の体制として災害の警戒に当たり、気象、水防等の情報収集等災害対策に関する連絡調整に万全を期するものとする。

また、状況に応じて速やかに災害対策本部体制に切り替えうる体制とする。

１　配備体制

１号警戒配備	大雨、洪水警報等が発表されたとき。
２号警戒配備	(1) 大雨、洪水警報、関連する特別警報等が発表され、被害の発生するおそれが強くなったとき。 (2) 奈良県が、吉野川について水防警報第２段階を発表したとき（五條市小島町の量水標において、通報水位を超えたとき。）。 (3) 国土交通省が、紀の川について水防警報第２段階を発表したとき（五條市新町の量水標において、はん濫注意水位に達する約３時間前であると判断されるとき。）。

２　災害警戒体制の事務分掌

(1) 気象情報等の伝達に関すること。

(2) 災害情報の収集及び伝達、報告に関すること。

(3) 庁内及び各関係組織との連絡調整に関すること。

第３　災害対策本部体制

災害対策本部（以下、「本部」という。）の組織は、「五條市災害対策本部条例」（資料12－５）に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

１　本部の設置等

(1) 本部の設置及び廃止基準

設置基準	ア　五條市北部又は五條市南部に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他警報、特別警報が発表され、本部を設置して災害応急活動を行うことが必要と市長が認めたとき。 イ　本市に大規模な火災、爆発等が発生し、又は、発生する恐れが生じた場合において、本部を設置してその対策を行うことが必要と市長が認めたとき。 ウ　その他、市外に災害が発生した場合などにおいて、本市に影響が及ぶ恐れがあり、その対策を行うことが必要と市長が認めたとき。
廃止基準	ア　災害対策が一応終了したとき。 イ　災害発生のおそれがなくなり、本部の廃止を適当と市長が認めたとき。

(2) 設置及び閉鎖の伝達

連絡又は通知先	連絡担当課	連絡又は通知方法
庁内各部課	秘書課	庁内放送、電話、口頭、その他迅速な方法
出先機関	各主管部担当課	電話、ＦＡＸ、口頭、その他迅速な方法
県知事	危機管理課	県防災行政通信ﾈｯﾄﾜｰｸ、電話、ＦＡＸ、文書、その他迅速な方法
五條消防署	〃	県防災行政通信ﾈｯﾄﾜｰｸ、電話、ＦＡＸ、その他迅速な方法
五條市消防団	〃	電話・ＦＡＸ、その他迅速な方法
五條警察署	〃	電話・ＦＡＸ、その他迅速な方法
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	〃	〃
近隣市町村	〃	県防災行政通信ﾈｯﾄﾜｰｸ、電話、ＦＡＸ、文書その他迅速な方法
住民	監理課 各支所	放送施設、広報車、口頭（自治会長を通じて）

(3) 意思決定権者

本部の設置及び廃止等の決定は、市長が行うものとする。ただし、市長が不在で、連絡が取れない場合の意思決定については、次の順位により、行うものとする。

第１順位　副　市　長（副本部長）

第２順位　教　育　長（　〃　）

第３順位　危機管理監

(4) 本部の設置場所

本部は、市役所庁舎内を基準に設置する。

(5) 標識等

ア　標識

本部を設置したときは、別表１⑴の標識を本部入口に掲出するものとする。

イ　腕章

本部の業務に従事する者は、別表１⑵の腕章を着用するものとする。

ウ　標旗

本部の業務のために使用する車両には、別表１⑶の標旗をつけるものとする。

エ　身分証

職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとする。ただし、災害対策基本法第83条第２項に規定する身分を示す証票については、別表１(4)のとおりとする。

２　本部の組織（組織図については、別表２を参照）

(1) 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長・教育長）

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（部長職の職員・消防署長・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(4) 本部会議

本部会議は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議するものとする。

ア　本部会議の概要

(ｱ)　本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認める場合には、それ以外の者の出席を求めることができる。

(ｲ)　本部会議の会務は、本部長が総理する。

(ｳ)　本部員は、災害応急対策上、本部会議による検討・決定等が必要であると判断した場合には、本部長に対し、本部会議の開催を求めるものとする。

イ　所掌事務

(ｱ)　災害緊急措置に関すること。

(ｲ)　避難の指示等に関すること。

(ｳ)　災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定に関すること。

(ｴ)　自衛隊及び災害対策関係機関の応援要請に関すること。

(ｵ)　災害救助法の適用申請に関すること。

(ｶ)　義援金品の配分計画に関すること。

(ｷ)　応急公用負担に関すること。

(ｸ)　組織動員指令に関すること。

(ｹ)　部の出動・撤収指令に関すること。

(ｺ)　救援の計画に関すること。

(ｻ)　他部に属さない事柄に関すること。

(ｼ)　各部の応援の指示に関すること。

(5) 連絡員

連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

各班の連絡員は、別表３に掲げるとおりである。

(6) 部及び班

ア　本部に部（本部事務局を含む。）及び班を設け、部には部長、班には班長をそれぞれ置く。

イ　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

ウ　班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

エ　各部、各班の所掌事務は、別表３のとおりとする。なお、災害の状況等により、この所掌事務に基づかず、部、班の応援を求める場合がある。

(7) 支　部

ア　西吉野支所及び大塔支所にそれぞれ支部を置き、支所長を支部長とする。

イ　支部は、本部と緊密な連携を保ちつつ、主として管轄地域の情報収集及び被災者の避難、救助活動等を実施するものとする。

ウ　支部の組織及び所掌事務については、別表３のとおりとする。

(8) 現地災害対策本部

本部長は、被災地における災害応急対策を推進する上で必要があると認める場合には、災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

ア　現地本部長には、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

イ　現地本部員には、本部長が指名する職員をもって充てる。

別表１　標識等

(1) 本部の標識

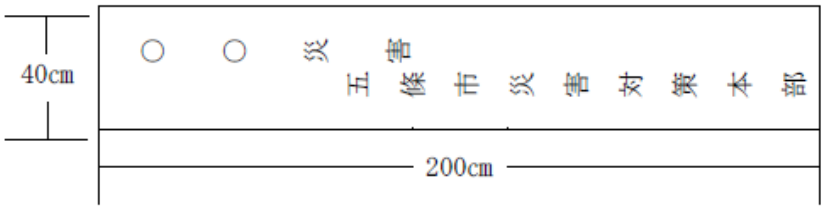

(2) 腕章

ア　本部長腕章

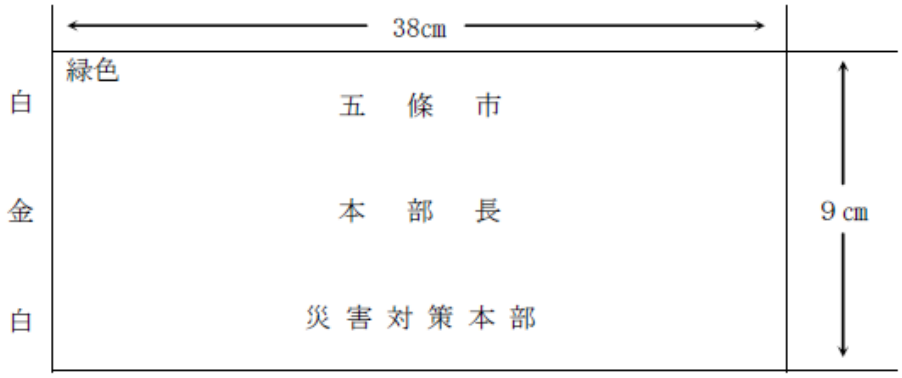

イ　副本部長腕章

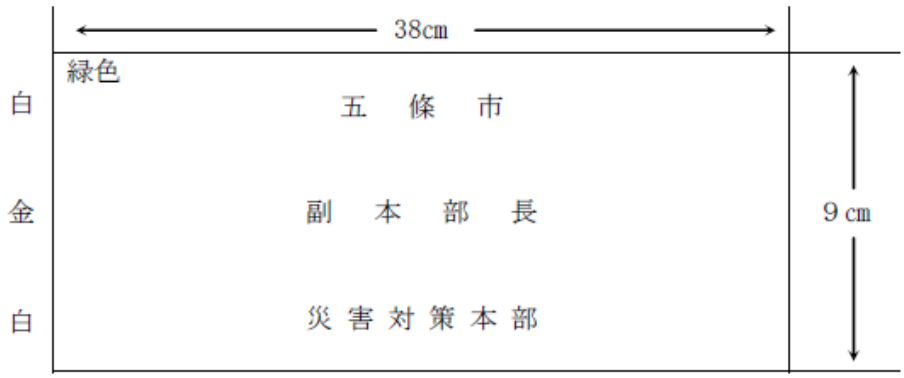

ウ　部長腕章

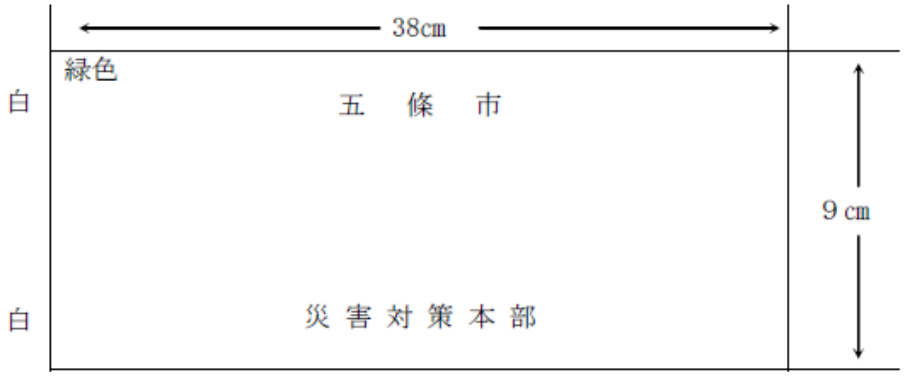

(3) 車両用の標旗

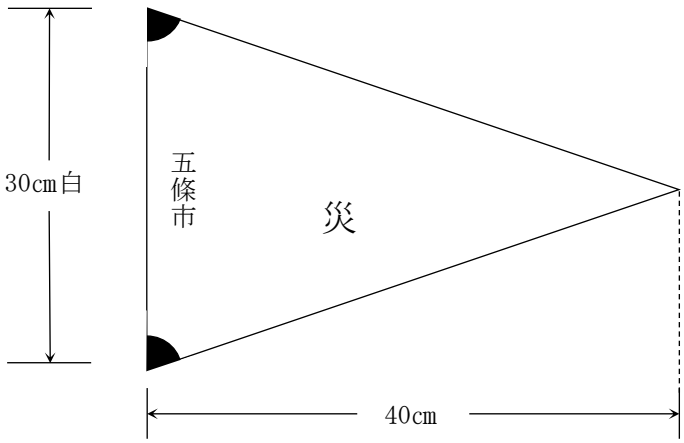

(4) 身分証

（表　　面）

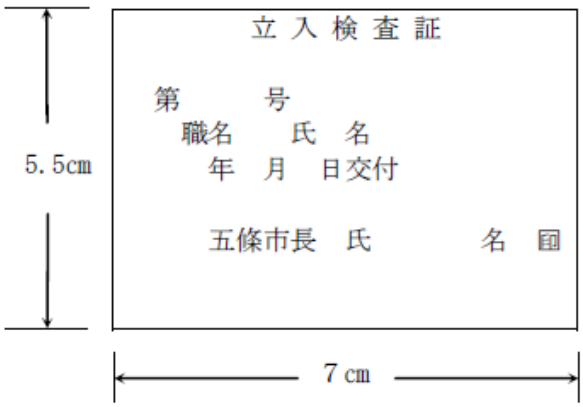

（裏　　面）

注　意

1　この証票は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2　この証票は、平成　年　月　日まで有効とする。

3　この証票は、有効期間が経過したとき、又は不要になったときは、速やかに返還しなければならない。

別表２　本部組織図

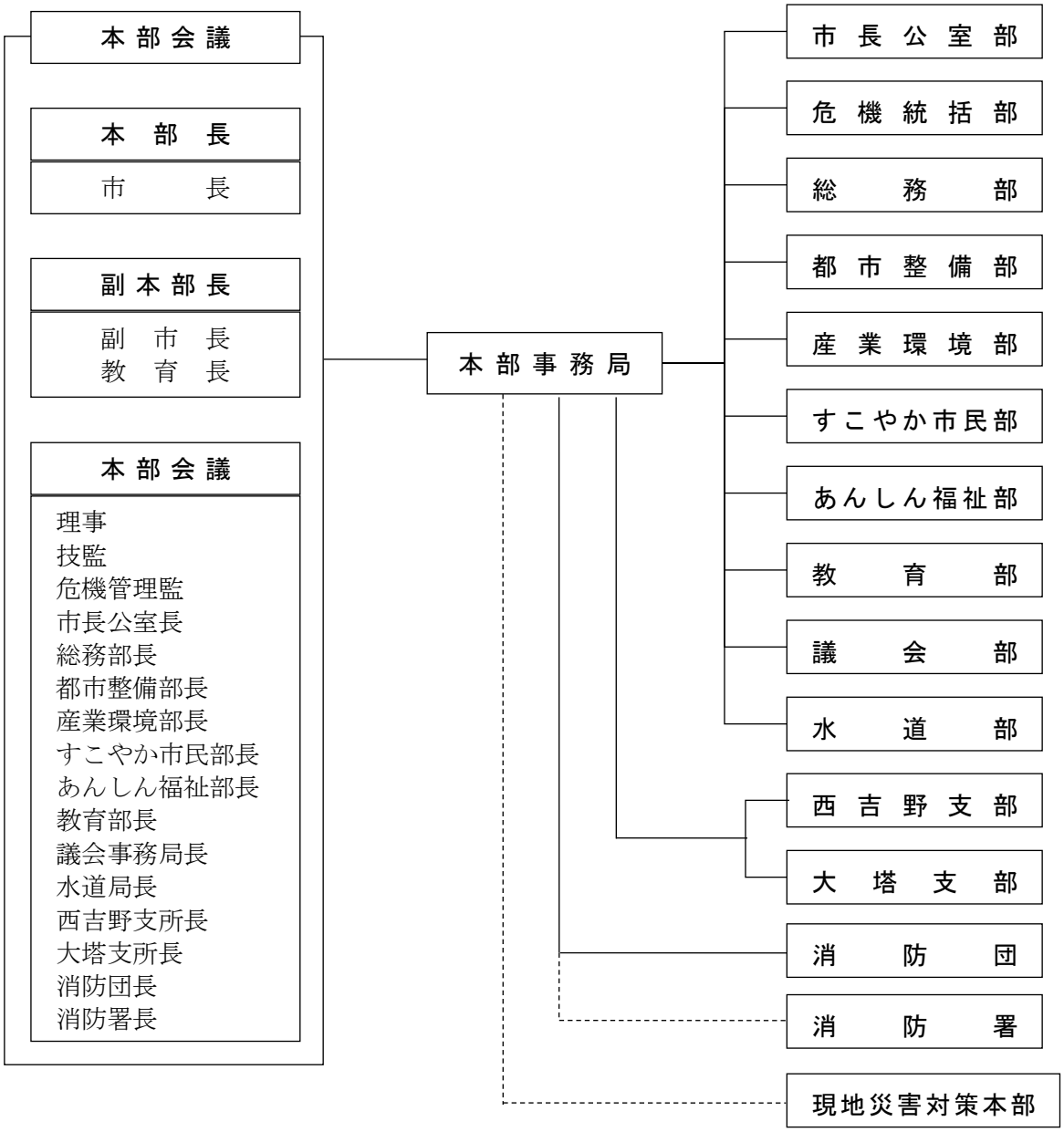

別表３　各部・班等の所掌事務

部等	班	区　分	所　掌　事　務
市長公室部 ◆市長公室長	**秘書班** ◎秘書課長 ○秘書課長補佐	秘書	・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・災害見舞者の応接及び現地視察に関すること。 ・災害関係職員及び派遣団体の宿舎、給与に関すること。 ・報道機関との連絡に関すること。
		動員	・職員の参集状況・配備状況の把握に関すること。 ・要員の部間調整に関すること。 ・職員の身分証に関すること。

	企画政策班 ◎企画政策課長 ○企画政策課長補佐	広報	・住民に対する広報・広聴活動に関すること。
		避難所	・避難所の開設及び運営に関すること。 ・各避難所との連絡調整に関すること。 ・収容者に対する被害状況等の情報提供に関すること。
	監理班 ◎監理課長 ○監理課長補佐 ○監査委員事務局長	記録	・被害記録、現場写真等の取材及び資料の収集・整理に関すること。
		他班の応援	・部内他班への協力に関すること。
危機統括部 ◆危機管理監	**危機管理班** ◎危機管理課長 ○危機管理課長補佐	本部事務	・動員配備体制の決定・切替・廃止及び指示に関すること。 ・災害対策本部の庶務に関すること。 ・本部内の総合連絡調整に関すること。
		関係機関との調整	・県及び防災関係機関との連絡及び報告に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。 ・協定締結自治体、団体への応援要請に関すること。
		住民組織との調整	・自主防災組織との連絡調整に関すること.
		所管施設の対策	・防災行政無線の整備・管理に関すること。
		情報	・気象予警報等の受領及び伝達に関すること。 ・災害情報のとりまとめに関すること。
		避難	・避難指示等の発令に関すること。 ・避難所の開設・閉鎖の決定に関すること。
総務部 ◆総務部長	**財政班** ◎財政課長 ○財政課長補佐	輸送	・災害物資の輸送に関すること。 ・ヘリポート及び救援物資の集積場所の確保に関すること。
		予算	・災害に関する予算及び資金運用に関すること。
	管財班 ◎管財課長 ○管財課長補佐	市有財産	・市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
		輸送	・公用車の集中管理・配車及び民間車両等の借り上げに関すること。
		所管施設の対応	・各種情報システム機器の保護運用管理に関すること。 ・情報セキュリティインシデントの緊急時対応に関すること。
	税務班	被害調査	・各地区の被害状況の調査、収集、報告に関す

	◎税務課長 ○税務課長補佐 ○徴収対策室長		ること。 ・被害家屋等の調査に関すること。
		罹災証明	・罹災証明の発行に関すること。
		市税	・市税の減免、納税延期に関すること。
	地域政策班 ◎地域政策課長 ○地域政策課長補佐 ○選挙管理委員会事務局長	住民組織と調整	・自治会及び各種民間団体との連絡調整に関すること。
		相談窓口	・被災者のための総合相談窓口の開設に関すること。
	出納室班 ◎会計管理者 ○出納室長	会計	・本部の会計に関すること。 ・災害救助費用等の出納に関すること。
		義援金	・義援金の募集・受付・管理に関すること。
		応援	・部内、他班への応援に関すること。
都市整備部 ◆都市整備部長	**建設班** ◎建設課長 ○建設課長補佐	建設	・道路、河川、橋梁等の被害調査に関すること。 ・土砂災害危険箇所の被害調査及び応急対策に関すること。 ・応急復旧、修理及び建設等に要する土木技術者、従事者及び諸資材の確保に関すること。 ・道路・河川等の災害応急対策工事及び復旧工事の設計、施工に関すること。 ・障害物除去に関すること。
		住宅	・市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	まちづくり推進班 ◎まちづくり推進課長 ○まちづくり推進課長補佐	都市施設	・都市施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
		避難所	・広域避難所の開設及び運営に関すること。
		他班の応援	・建設班への協力に関すること。
	下水道班 ◎下水道課長 ○下水道課長補佐	下水道	・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・下水道工事業者との連絡調整に関すること。
		仮設トイレ	・応急仮設トイレの調達・設置に関すること。
	公園緑地班 ◎公園緑地課長 ○公園緑地課長補佐	公園・緑地	・公園・緑地等の被害調査及び応急対策に関すること。
		他班の応援	・建設班への協力に関すること。

	地籍調査班 ◎地籍調査課長 ○地籍調査課長補佐	他班の応援	・建設班への協力に関すること。
産業環境部 ◆産業環境部長	**生活環境班** ◎生活環境課長 ○生活環境課長補佐	衛生	・浸水家屋の消毒に関すること。
		し尿処理	・し尿の処理に関すること。 ・し尿処理施設の被害調査及び応急対策に関すること。
		死体処理	・死体の収容に関すること。
	ｴｺ･ﾘﾚｰｾﾝﾀｰごじょう班 ◎ｴｺ･ﾘﾚｰｾﾝﾀｰごじょう所長 ○ｴｺ･ﾘﾚｰｾﾝﾀｰごじょう次長	廃棄物処理	・一般廃棄物処理施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ごみの仮置き場の選定、運搬等の応急措置に関すること。 ・災害時の清掃に関すること。
	農林政策班 ◎農林政策課長 ○農林政策課長補佐 ○柿振興室長 ○農業委員会事務局長	農林業	・農林業物産の被害調査及び応急対策に関すること。 ・農地、農林施設、山林、ため池、農業用井堰等の被害調査及び応急対策に関すること。
		災害融資	・被災農林業者に対する融資に関すること。
		関係機関との調整	・国、県との被害農地についての連絡調整に関すること。 ・農協、森林組合等との連絡調整に関すること。
		食料調達	・食料の調達・確保に関すること。
	企業観光戦略班 ◎企業観光戦略課長 ○企業観光戦略課長補佐	商工観光業	・商工業の被害調査及び応急対策に関すること。 ・観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・市内の滞留旅客等に対する情報提供等に関すること。
		災害融資	・被災中小企業に対する融資に関すること。
		関係団体との調整	・商工団体等関係機関との連絡調整に関すること。
		物資の調達	・生活必需品等、物資の調達・確保に関すること。
すこやか市民部 ◆すこやか市民部長	**市民班** ◎市民課長 ○市民課長補佐	炊き出し	・応急食料の炊き出し、運搬及び配分に関すること。 ・本部員及び派遣職員の給食に関すること。 ・民間の給食業者との連絡調整に関すること。
		埋火葬	・埋火葬の許可に関すること。

	保健班 ◎保健福祉センター所長 ○保険課長 （大塔診療所）	医療救護	・医療救護活動に関すること。 ・医師会との連絡調整に関すること。 ・救護所の設置に関すること。 ・傷病者の応急手当及び助産に関すること。 ・医療用資機材及び医薬品等の確保に関すること。
		応援	・部内他班への応援に関すること。
		防疫	・感染症の予防に関すること。 ・防疫活動に関すること。
	人権施策班 ◎人権施策課長 ○人権施策課長補佐 ○人権総合センター所長	所管施設の対策	・関係地区の被害調査及び避難誘導に関すること。 ・関係施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
		他班の応援	・部内他班への協力に関すること。
あんしん福祉部 ◆あんしん福祉部長	**社会福祉班** ◎社会福祉課長 ○社会福祉課長補佐	被災者救助	・災害救助法の適用並びに運用の連絡調整に関すること。 ・被災者の生活相談及び救護に関すること。 ・災害弔慰金、災害傷害見舞金の支給及び救護資金の貸付に関すること。
		社会福祉施設対策	・社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
		ボランティア	・ボランティアセンターの立上げ及び運営に関すること。
		必要物資の調査等	・必要な生活必需品の品目、数量等の調査・把握及び被災者への供与に関すること。
		義援金品	・義援金品の募集、受領、配分に関すること。
	介護福祉班 ◎介護福祉課長 ○介護福祉課長補佐	老人福祉施設対策	・老人福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
		要配慮者の保護	・在宅の要配慮者の保護に関すること。
		福祉避難所	・福祉避難所の開設手続及び運営に関すること。

	児童福祉班 ◎児童福祉課長 ○児童福祉課長補佐 ○幼保一体化推進室長	保育所対策	・保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・保育所児童の安全確保及び避難誘導に関すること。 ・保育所が避難所等の防災拠点になった場合の開設手続及び運営への協力に関すること。
		他班の応援	・部内他班への協力に関すること。
	養護老人ホーム班 ◎養護老人ホーム花咲寮長 ○養護老人ホーム花咲寮係長	所管施設の対策	・花咲寮収容者の安全確保及び避難誘導に関すること。 ・施設の被害調査及び応急対策に関すること。
教育部 ◆教育部長	**教育総務班** ◎教育総務課長 ○教育総務課長補佐	教育施設の調査	・教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。
		部内調整	・部内の連絡調整及び人員調整に関すること。
		教育義援金品	・教育義援金品の受付に関すること。
	学校教育班 ◎学校教育課長 ○学校教育課長補佐	学校教育対策	・園児、児童、生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 ・応急教育の実施に関すること。 ・学校内の保健衛生に関すること。 ・学用品の確保及び配分に関すること。
		炊き出し	・給食センターの活用による炊き出しへの協力に関すること。
	生涯学習班 ◎生涯学習課長 ○生涯学習課長補佐 ○スポーツ振興室長	所管施設の対策	・社会教育施設及び社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・施設利用者の安全確保及び避難対策に関すること。
		避難所	・避難所の開設及び運営に関すること。
	文化財班 ◎文化財課長 ○文化財課長補佐	所管施設及び文化財対策	・博物館等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・博物館等利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 ・文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
	子ども未来班 ◎子ども未来課長 ○子ども未来課課長補佐	避難所	・避難所の開設及び運営に関すること。

	子どもサポートセンター班 ◎子どもサポートセンター所長 ○子どもサポートセンター課長補佐	避難所	・避難所の開設及び運営に関すること。
水道部 ◆水道局長	**水道班** ◎水道局次長 ○浄水場場長	上水道	・上水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。
		簡易水道	・簡易道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
		飲料水の供給	・飲料水の確保に関すること。 ・応急給水に関すること。
議会部 ◆議会事務局長	**議会班** ◎議会事務局次長	議会との調整	・議会との連絡調整に関すること。
消防団 ◆消防団長 **西吉野支部** ◆西吉野支所長	**消防団班** ◎消防副団長 ○危機管理課長補佐	災害現場での活動	
	西吉野支所班 ◎地域振興課長	庶務	
消防団 ◆消防団長	**消防団班** ◎消防副団長 ○危機管理課長補佐	住民窓口	・消防活動に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・災害警戒・防御活動に関すること。 ・救急・救助活動に関すること。 ・避難指示等の伝達及び避難誘導に関すること。 ・行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること。 ・災害危険箇所の巡視及び報告に関すること。
西吉野支部 ◆西吉野支所長 **大塔支部** ◆大塔支所長	**西吉野支所班** ◎地域振興課長 **大塔支所班** ◎市民生活課長 ○市民生活課長補佐	庶務	・支所の庶務に関すること。 ・支所の連絡調整に関すること。 ・支所の職員の動員、配備及び食料に関すること。
		情報収集・伝達	・本部との情報交換・連絡調整に関すること。 ・地域の人的被害・住家等の被害状況調査に関すること。 ・地区自治組織との連絡調整に関すること。
		応急対策	・災害応急対策工事及び復旧工事の設計、施

			工に関すること。
		広報	・広報活動に関すること。
		住民窓口	・住民のための総合相談窓口の開設に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること。
		避難	・避難誘導に関すること。 ・避難所の開設手続及び運営に関すること。
		救援物資	・応急食料の炊き出しに関すること。 ・救助物資の必要品目、数量等の調査、調達依頼及び被災者への配分に関すること。
		要配慮者	・要配慮者への支援に関すること。
		状況調査等	・西吉野支所管内の被害状況の調査、収集、報告に関すること。
大塔支部 ◆大塔支所長	**大塔支所班** ◎市民生活課長 ○市民生活課長補佐	庶務	・支所の庶務に関すること。 ・支所の連絡調整に関すること。 ・支所の職員の動員、配備及び食料に関すること。
		情報収集・伝達	・本部との情報交換・連絡調整に関すること。 ・地域の人的被害・住家等の被害状況調査に関すること。 ・地区自治組織との連絡調整に関すること。
		応急対策	・災害応急対策工事及び復旧工事の設計、施工に関すること。
		広報	・広報活動に関すること。
		住民窓口	・住民のための総合相談窓口の開設に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること。
		避難	・避難誘導に関すること。 ・避難所の開設手続及び運営に関すること。
		救援物資	・応急食料の炊き出しに関すること。 ・救助物資の必要品目、数量等の調査、調達依頼及び被災者への配分に関すること。
		要配慮者	・要配慮者への支援に関すること。
		状況調査等	・大塔支所管内の被害状況の調査、収集、報告に関すること。

（注）支部職員の人数が限られていることから、本庁各部・班は、各支部の実施する被害調査・応急対策活動等に係る支援を行い、必要に応じて職員の派遣等を行うものとする。

第６節　動員計画

あらかじめ定められた連絡方法により、本部職員、消防団員を適切に動員・配備し、災害規模に応じた組織体制により災害に対処するものとする。

第１　動員配備基準

風水害時における、市の動員配備区分及び配備基準は、次のとおりとする。

組織体制	配備区分	配　備　基　準
災害警戒体制（本部設置前）	１号警戒配備	○大雨・洪水警報等が発表されたとき。
	２号警戒配備	○大雨・洪水警報等が発表され、被害の発生するおそれが強くなったとき。 ○台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがあるとき。 ○奈良県が、吉野川について水防警報第２段階を発表したとき（五條市小島町の量水標において、通報水位を超えたとき。）。 ○国土交通省が、紀の川について水防警報第２段階を発表したとき（五條市新町の量水標において、はん濫注意水位に達する約３時間前であると判断されるとき。）。
災害対策本部体制	１号動員	○気象警報等（関連する特別警報を含む）が発表され、市長が必要と認めたとき。 ○台風が近畿地方を通過するおそれがあり、被害が予想されるとき。 ○その他、市長が必要と認めたとき。
	２号動員	○相当規模の災害が発生したとき、又は発生することが予想されるとき。 ○その他、市長が必要と認めたとき。
	３号動員	○大規模な災害が発生したとき、又は発生することが予想されるとき。 ○その他、市長が必要と認めたとき。

（注）風水害時において、職員は原則として配備指令に基づき参集する。ただし、電話等が不通になった場合は、周囲の状況から配備基準に該当すると判断した場合には職員自ら参集すること。

第２　動員計画

災害時において、市長から動員が指令された場合における各部課の動員数は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、おおむね別途定める標準動員表によるものとする。

なお、各部課においては、あらかじめ出動する本部員及び連絡方法を定めておき、不慮の災

害に備えるものとする。

第３　動員配備指令の伝達

市長が指示する配備指令の伝達要領は、次のとおりである。

なお、各部課は、動員の系統、連絡方法等について、それぞれ具体的に計画しておくものとする。

１　勤務時間内

(1) 危機管理監は、気象情報、災害情報を入手したときは、直ちに市長（市長不在時には副市長）に報告し、動員配備に関する指示（配備指令）を受けるものとする。

(2) 危機管理監は、市長の配備指令を受領後、直ちに所定の方法により、関係部課等に伝達する。

(3) 危機管理監は、五條消防署との連絡を密にし、119番通報の状況等、市域の災害情報を把握するものとする。

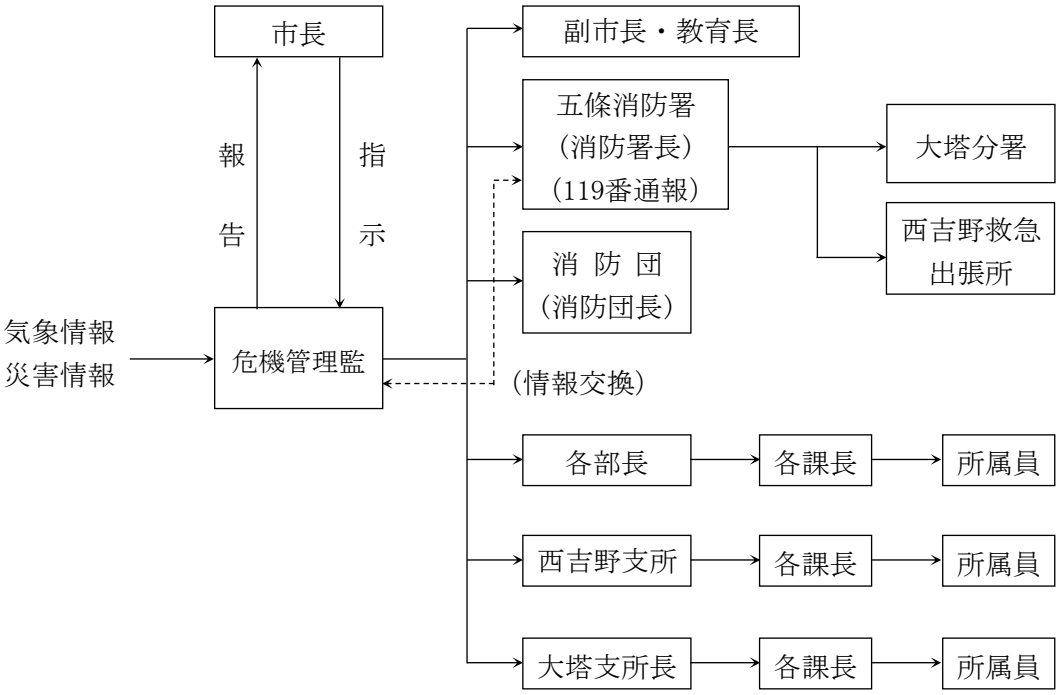

２　勤務時間外

(1) 勤務時間外においては、気象情報、災害情報の受領は、五條消防署において行う。五條消防署は、情報を受領したときには、危機管理監（不在時には危機管理課長）に連絡するものとする。その際、119番通報の状況等についても、あわせて連絡するものとする。

(2) 西吉野支所長及び大塔支所長は、管轄地域の気象情報、災害情報を入手し、配備が必要と判断したときには、その旨を危機管理監（不在時には危機管理課長）に連絡するものとする。

(3) 危機管理監（危機管理課長）は、（１）及び（２）の情報を入手したときは、直ちに市長（市長と連絡が取れないときには副市長）に報告し、動員配備に関する指示（配備指令）を受けるものとする。（ただし、自動配備基準に該当する状況においては、直ちに配備指令を伝達し、市長に対しては事後報告を行うこととする。）

(4) 危機管理監は、市長の配備指令を受領後、直ちに所定の方法により、関係部課等に伝達する。

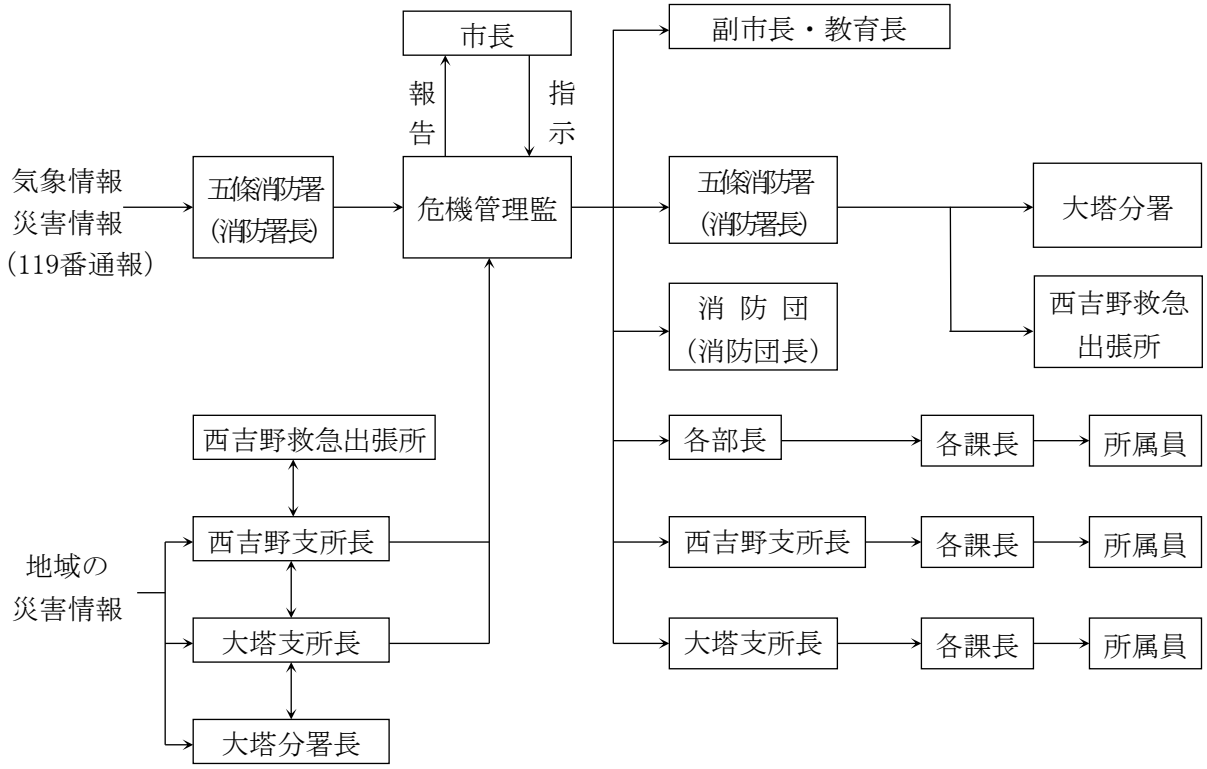

3　配備報告

各部長は、所属員の配備状況を把握し、配備が完了したときには、その旨危機管理監に報告するものとする。

第７節　災害情報の収集・伝達計画

市、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。

県は、市、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第１　気象等注意報・警報

１　定　義

(1) 警報とは、気象業務法に基づき、奈良県内のどこかで重大な災害の起こるおそれのある旨を警告するため、奈良地方気象台が発表する予報をいう。

(2) 注意報とは、気象業務法に基づき、奈良県内のどこかで風雪、強風、大雨、大雪等によって災害の起こるおそれがある場合に注意を促すため、奈良地方気象台が発表する予報をいう。

２　種類及び発表基準

(1) 情報には、台風、大雨、大雪、低温等の情報があり、台風やその他の気象状況に応じて発表される。

(2) また、数年に１回くらいの記録的な短時間雨量を観測したとき、又は解析（解析雨量）されたときに一層の警戒を呼びかけるために発表する記録的短時間大雨情報がある。

奈良地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

<table>
<tr><td colspan="3">区域区分</td><td colspan="2">五條市北部
（五條地区、西吉野地区）</td><td>五條市南部
（大塔地区）</td></tr>
<tr><td colspan="3">府県予報区</td><td colspan="3">奈良県</td></tr>
<tr><td colspan="3">市町村等をまとめた地域</td><td colspan="2">五條・北部吉野</td><td>南西部</td></tr>
<tr><td rowspan="8">警報</td><td rowspan="2">大　雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td colspan="2">13</td><td>21</td></tr>
<tr><td>土壌雨量指数基準</td><td colspan="2">108</td><td>153</td></tr>
<tr><td rowspan="3">洪　水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">吉野川流域＝51、丹生川流域＝28.6
宗川流域＝16.3、八幡川流域＝5
寿命川流域＝4.7、西川流域＝4.6
北川流域＝4.4、宇智川流域＝4.5</td><td>川原樋川流域=33、熊野川流域=40.3</td></tr>
<tr><td>複合基準</td><td colspan="2">吉野川流域＝(7、51)、丹生川流域＝(6,25.7)、西川流域＝(6、4.2)</td><td>－</td></tr>
<tr><td>指定河川洪水予報による基準</td><td colspan="2">紀の川［五條］</td><td>－</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td>平均風速</td><td colspan="3">20m/s</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td>平均風速</td><td colspan="3">20m/s　雪を伴う</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td>降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12時間降雪の深さ 10cm</td><td rowspan="2">12時間降雪の深さ30cm</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>山地</td><td>12時間降雪の深さ 30cm</td></tr>
<tr><td rowspan="3">注意報</td><td rowspan="2">大　雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td colspan="2">8</td><td>13</td></tr>
<tr><td>土壌雨量指数基準</td><td colspan="2">81</td><td>130</td></tr>
<tr><td>洪　水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="2">吉野川流域＝40.8、丹生川流域＝22.6、宗川流域＝13、八幡川流域＝4</td><td>川原樋川流域=26.4、熊野川流域=32.2</td></tr>
</table>

			寿命川流域＝3.6、西川流域＝3.7 北川流域＝3.5、宇智川流域＝3.6		
		複合基準	吉野川流域＝(5、40.8)、丹生川流域＝(6、22.8)、西川流域＝(5、3.7) 宇智川流域＝(6、2.9)		熊野川流域=(6、32.2)
		指定河川洪水予報による基準	紀の川［五條］		－
	強　風	平均風速	12m/s		
	風　雪	平均風速	12m/s　雪を伴う		
	大　雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 5cm	12時間降雪の深さ15cm
			山地	12時間降雪の深さ 10cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融　雪				
	濃　霧	視　程	100m		
	乾　燥		最小湿度40％で実効湿度65％		
	なだれ		積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨*1		
	低　温		最低気温-5℃以下*2		
	霜		4月以降の晩霜		
	着　氷				
	着　雪		24時間降雪の深さ：平地　20cm以上 気温：-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

*1 気温は奈良地方気象台の値。
*2 気温は奈良地方気象台の値。

3　気象予警報等の対象区域

奈良地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は奈良県全域である。注意報及び警報、土砂災害警戒情報等は、市町村単位で発表する。

火災気象通報、竜巻注意情報は、全県に発表する。

4　特別警報

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表

現象の種類	基　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（※）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断します。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報･警報･注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信機や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信機や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生、又は冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※　地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報等に含めて行われる。

地面現象の特別警報は。大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害)」として発表される。

５　土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報とは、市町村や住民等に必要な防災情報を提供し、迅速かつ適切な防災対応を効果的に支援していくために、土砂災害防止法第２７条及び気象業務法第１１条に基づき奈良県と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

(1)　発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、県内すべての市町村を対象としている。なお、五條市は、五條市北部（大塔町以外）と五條市南部（大塔町のみ）に分割して発表している。

(2)　利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の渓流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

(3)　土砂災害警戒情報の伝達体制

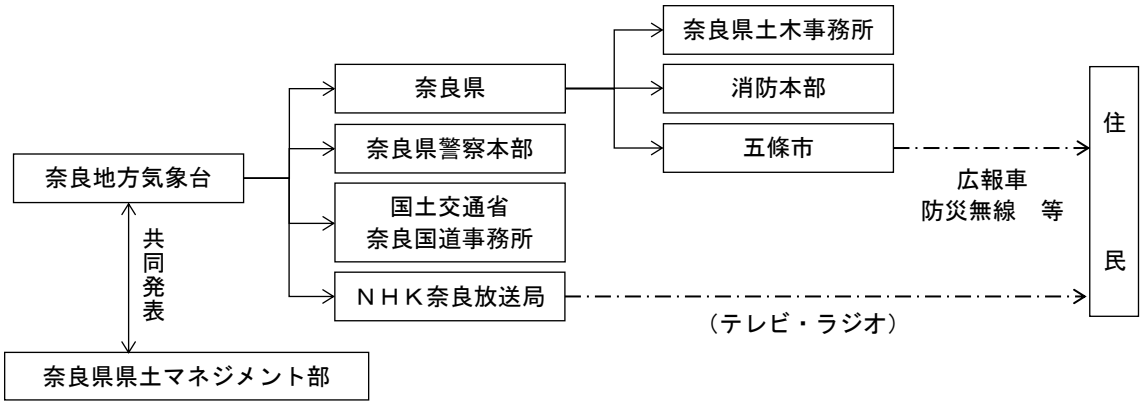

(4)　土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

ア　県内で震度５強以上の地震を観測した場合

イ　その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合

詳細については、「奈良県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

紀伊半島大水害により発生した大規模な土砂被害を考慮し、土砂災害が発生しやすくなっていた市村においては、渓流や斜面に残った崩壊残土の流出等、わずかな降雨による土砂災害が発生しやすくなっていることから、土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用した（暫定基準の運用期間：平成23年９月８日～平成24年11月27日）。

第２　火災気象通報及び火災警報

１　火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第１項の定めにより気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報する。

県は、消防法第22条第２項の定めにより「火災気象通報」を受けたときは直ちに市に通報する。

「火災気象通報」の基準は、実効湿度が65％以下で、最小湿度が40％以下となり最大風速７ｍ／ｓ以上の風が吹く見込みのときである。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

２　火災警報

「火災警報」が発せられたときは、その市にある者は市の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

市は、「火災警報」が発せられたとき又は解除されたときは、広報車・消防車等による呼びかけ等住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。なお、火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。

３　水防警報

水防警報とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水

により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については「五條市水防計画」で定める。

4　情報の受理

(1)　情報の伝達系統

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

ア　ＮＴＴ西日本からの伝達は、警報の種別のみであるから県防災行政通信ネットワーク、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

イ　異常現象を発見し、又は通報を受けたときは県（消防救急課）及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。

ウ　県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。

エ　火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。

伝達系統概念図

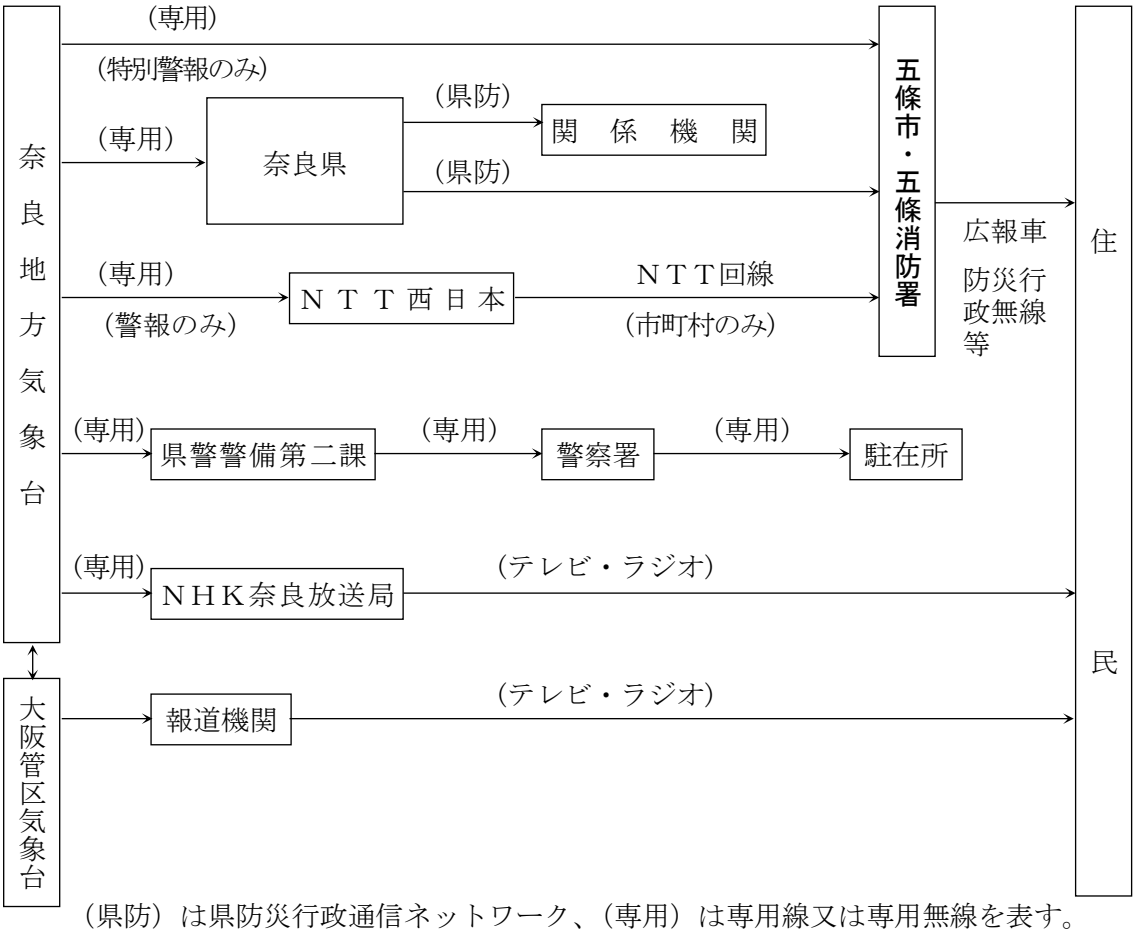

（県防）は県防災行政通信ネットワーク、（専用）は専用線又は専用無線を表す。

(2)　気象予報警報等の受領用紙

注意報又は警報の迅速かつ正確な伝達と状況把握を行うため、次の用紙にて予警報等を受

領するものとする。

各種受領用紙は、次のとおりである。

ア　奈良地方〇〇〇注意報・注意報（解除）受領用紙（様式１－１）

イ　奈良地方〇〇〇警報・警報（解除）受領用紙（様式１－２）

ウ　気象情報受領用紙（様式１－３）

エ　奈良県記録的短時間大雨情報受領用紙（様式１－４）

オ　台風情報受領用紙（様式１－５）

５　情報の伝達

(1)　危機管理課

ア　気象予警報等又は水防警報の通知を受けたときは、必要に応じ速やかに市長に報告するとともに各部へ伝達する。

イ　必要に応じ広報活動を実施し、住民に対し周知徹底する。

(2)　五條消防署

ア　時間外において気象警報等の通知を受けたときは、速やかに危機管理課へ連絡する。

イ　消防団に通報する。

ウ　広報活動

エ　その他

(3)　災害発見者の通報場所

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその通報を受けた警察その他の関係機関は、その旨遅滞なく次の場所へ通報するものとする。

通報先	時間内	五條市役所危機管理課	代表22－4001
		五條消防署	22－3310
		五條消防署大塔分署	36－0317
	時間外	五條消防署	22－3310
		五條消防署大塔分署	36－0317

(4)　警報等発表時における信号

警報等発令され必要がある場合は、次の表のうち、該当する信号を用い、周知徹底を図る。

方法／区分			警　鐘　信　号	サイレン信号	備　　考
水防信号	第１信号	水防機関準備	〇休止〇休止〇休止	約５秒　　約５秒 〇－　休止〇－　休止 約15秒　約15秒	通報水位を超え、なお上昇のおそれがあり巡視を強化し、資機材及び水樋門の開閉等準備を行うことを知らせるもの。
	第２信号	水防機関出動	〇－〇－〇　〇－〇－〇	約５秒　　約５秒 〇－　休止〇－　休止 約６秒　約６秒	水防団員及び消防機関に属する者がただちに出動すべきことを知らせるもの。

	第３信号	居住者出動	○－○－○－○　○－○－○－○	約10秒　約10秒 ○－　休止○－　休止 約５秒　約５秒	当該水防管理団体の区域内に居住するものの出動協力を知らせるもの。
	第４信号	居住者避難	乱　打	約１分　約１分 ○－　休止○－　休止 約５秒　約５秒	必要と認められる区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。
火災信号	近火信号		○－○－○－○－○ （連打）	約３秒 ∧ ○－∨○－　○－ 約２秒	
	出場信号		○－○－○　○－○－○ （３点）	約５秒 ∧ ○－∨○－　○－ 約６秒	
	応援信号		○－○　○－○　○－○ （２点）		
	報知信号		○ ○ ○ ○ ○ （１点）		
	鎮火信号		○　○－○　○　○－○ （１点と２点との斑打）		

（注）１　信号は適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。

第８節　早期災害情報収集の計画

本計画は、市（災害対策本部）が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

収集に当たっては特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

第１　早期被害情報収集

火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに消防庁、県防災統括室それぞれに対し、119番通報が殺到している状況を報告する。

第２　災害情報の収集

１　被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、被害が市の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができない災害である場合は、至急その旨を県（防災統括室）及び国にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、被害の詳細が十分に把握できない状況にあっても、入手できた災害情報の迅速な報告に努める。

県は、災害対策本部を設置した場合、被災市町村に職員を派遣する可能性があるため、市は派遣された職員の受入体制を整備するとともに、県災害対策本部との情報共有に努める。

２　報告責任者

市は報告責任者をあらかじめ定めておき、直ちに早期災害情報を県（窓口：防災統括室）に報告する。

なお、次の場合は、消防庁に対して直接報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(1)　県に報告ができない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告する。

(2)　消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。

（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）

奈良県防災統括室（災害対策本部）への連絡先	
代表電話	0742－22－1101　内線2275
（時間外	0742－22－1101　内線2282）
直通電話	0742－27－8425
（時間外	0742－27－8944）
西日本電信電話㈱ＦＡＸ	0742－23－9244
奈良県防災行政通信ﾈｯﾄﾜｰｸ	TN－111－9011
奈良県防災行政通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	TN－111－9210
夜間等代表電話	0742－22－1001
（保安員室が受信し、保安員室から防災統括室員に連絡する。）	

消防庁への連絡先

回線別＼区分		平日　（9：30～18：15） 総務省消防庁広域応援室	左記以外 宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03－5253－7527	03－5253－7777
	ＦＡＸ	03－5253－7552	03－5253－7553
消防防災無線	電　話	●－90－49013	●－90－49102
	ＦＡＸ	●－90－49033	●－90－49036
地域衛星通信ネットワーク	電　話	●－048－500－90－49013	●－048－500－90－49102
	ＦＡＸ	●－048－500－90－49033	●－048－500－90－49036

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

五　條	衛星系72　地上系71

第３　情報の連絡手段

市は、電話、ＦＡＸ、奈良県防災行政通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡する。

第４　災害概況即報

市は、災害発生時の早期報告として、個々の災害現場の概況等を報告する場合には、災害概況即報（様式４－１）により、直ちに次の情報を県防災情報システムで県（窓口：防災統括室）に報告する。

1　人命危険の有無及び人命災害の発生状況
2　火災等の二次災害の発生状況、危険性
3　避難の必要の有無及び避難の状況
4　住民の動向
5　道路交通状況
6　災害対策本部等の設置状況
7　その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

なお、災害発生時で、死傷者の有無、火災の発生等の被害状況の把握が不十分な場合においても、災害概況即報により、県に報告する。

第５　災害概況即報記入要領

１　災害の概況

(1)　発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名及び日時を記入する。

(2)　災害種別概況

ア　風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

イ　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

２　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおく。また、要配慮者の被害状況を併記（再掲）する。

３　応急対策の状況

当該災害に対して市が講じた措置について具体的に記載する。

特に、住民に対して避難指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載する。

また、要配慮者の人員を併記（再掲）する。

４　災害対策本部等の設置状況

市長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は「済」に印をする。また、災害対策基本法に基づかない本部等を設置した場合は「その他の本部等」に印をし、カッコ内に名称を記入する。

第６　異常現象発見者の通報

１　発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の区分により遅滞なく、関係機関に通報する。

(1) 火災に関する現象……五條消防署「119」、危機統括室又は消防団

(2) 水防に関する現象……危機統括室又は都市整備部

(3) その他に関する現象……総務部又は警察署

２　受報者の処置

異常現象の通報を受けた関係機関（職員）は、その旨を速やかに市長に通報する。

異常現象の通報を受けた市長は、県（窓口：防災統括室）、奈良地方気象台、その他の関係機関に通報する。

第９節　被害状況の調査・報告計画

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、市は保有するドローンを被害調査の有効な手段として活用する。

第１　災害情報の収集

１　防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から被災状況等の情報を収集する。

情　報　の　種　類	災害情報収集先
①　気象に関する情報	奈良地方気象台、県、放送局
②　火災の発生状況	五條消防署、五條警察署
③　死者、負傷者の状況及び被災者の状況	五條消防署、五條警察署、市内医療機関（五條市医師会）、県（県内の被災者の状況）
④　ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	西日本電信電話㈱奈良支店、関西電力送配電㈱奈良支社、五条ガス㈱、市水道局、市下水道課、県
⑤　主要道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通状況	奈良国道事務所橿原維持出張所、五條土木事務所、西日本旅客鉄道㈱王寺鉄道部五条駅、奈良交通㈱葛城営業所、五條警察署
⑥　堤防、護岸等の被災状況	和歌山河川国道事務所五條出張所、五條土木事務所、五條警察署
⑦　住民等の避難状況	五條消防署、消防団、五條警察署、施設管理者、自主防災組織
⑧　学校、医療機関等の重要な公共施設の被害状況	市・県教育委員会、施設管理者、五條市医師会、五條警察署、県
⑨　治安状況	五條警察署

２　災害時優先電話による収集

市役所、公共施設等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

３　情報連絡責任者による情報収集

消防団にあっては各地区の分団長、自治会にあっては各地区会長（単位自治会長と地区会長は事前に連絡方法を検討しておくこと。）を各地区の情報連絡責任者と定め、消防団及び自治会は、初期消火や救出活動とともに、各地区の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。

電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

４　参集職員からの情報収集

休日・勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員から参集途上における交通障害、災害

状況等の重要な情報を収集する（様式２－２）。

第２　被害状況の調査（事態安定期）

１　調査方法

災害が局地的であるとき、又は災害による混乱が終息段階に入ったときの被害状況等の調査は、次表に掲げる各部及び機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

調　査　事　項	調　査　担　当	主たる関係機関
①　人・住家の被害	税務課	
②　避難に関する状況（避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	危機管理課	
③　福祉関係施設	社会福祉課・介護福祉課・児童福祉課	
④　医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	保険課・生活環境課・保健福祉センター・エコ・リレーセンターごじょう	吉野保健所
⑤　水道施設被害	水道局・簡易水道室	
⑥　農業用生産施設	農林政策課	南部農林振興事務所
⑦　畜産被害	農林政策課	家畜保健衛生所業務第二課
⑧　農地、農業用施設被害	農林政策課	南部農林振興事務所
⑨　林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	農林政策課	南部農林振興事務所
⑩　林産物、林産施設被害	農林政策課	南部農林振興事務所
⑪　商工関係被害	企業観光戦略課	
⑫　公共土木施設被害	建設課・まちづくり推進課・下水道課	五條土木事務所
⑬　都市施設被害	建設課・まちづくり推進課・下水道課	五條土木事務所
⑭　市営住宅	建設課	
⑮　公園緑地等の被害	公園緑地課	
⑯　市有財産被害（文教施設を除く。）	管財課	
⑰　文教関係施設被害	教育委員会事務局	
⑱　生活関連施設等被害	指定公共機関等	五條市

２　収集の要領

(1)　災害対策本部各部別の被害状況は、それぞれの所管事項に関し、各部において掌握するものとする。

(2) 各部長は、それぞれの所管事項に関し、掌握した被害状況を危機管理班に通知しなければならない。

(3) 危機管理班は、各部被害状況を検討のうえ、とりまとめ、危機管理監を通じ本部長に報告するものとする。

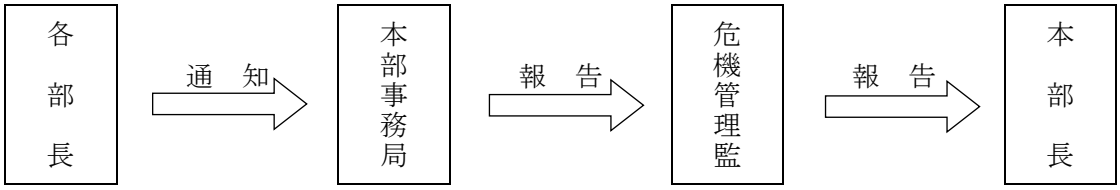

3　調査上の留意点

(1) 被害状況等の調査に当たっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複的調査のないよう十分留意し、正確を期する。

(2) 被害世帯数等については現地調査のほか、住民登録と照合する等的確を期する。

(3) 日常的に介護を必要とする高齢者や障害者等の被害状況については特に配慮する。

(4) 収集した被害情報は、地理情報システム等で活用できるように努める。

4　報告の基準

市は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

（一般基準）

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ　市が災害対策本部を設置したもの。

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。

エ　災害が２市町村以上にまたがるもので、１の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。

オ　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

カ　災害による被害が当初は軽微であっても、今後アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

キ　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ク　洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

ケ　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

コ　積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

サ　積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

シ　その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

（例示）水害・土砂災害等

・崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

・河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

雪害

・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

・道路が土砂災害、凍結又は雪崩等により途絶され、孤立集落を生じたもの

(2) 火災等

（一般基準）

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの。

イ　死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの。

（個別基準）

次の火災及び事故については一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　火災

(ｱ)　建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

d　建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

e　損害額１億円以上と推定される火災

(ｲ)　林野火災

a　焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

(ｳ)　交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

a　航空機火災

b　トンネル内車両火災

c　列車火災

(ｴ)　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

(ｱ)　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ｲ)　負傷者が５人以上発生したもの

(ｳ)　周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(ｴ)　500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(ｵ)　河川への危険物等流出事故

(ｶ)　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

ウ　原子力災害等

(ｱ)　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ｲ)　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ　その他の特定の事故・・・・・・・・・・・・・第２号様式

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

（社会的影響基準）

一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること

(3) 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者５人以上の救急事故

イ　死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

ウ　要救助者が５人以上の救助事故

エ　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

オ　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

（例）

・列車、航空機に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記（３）と同様式を用いて報告すること。

ア　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害

イ　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

５　直接報告基準

市は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

(1) 火災等即報

ア　建物火災

ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

イ　交通機関の火災

第２の４の（２）のアの（ウ）のabcに同じ

ウ　危険物等に係る事故

(ｱ)　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの

(ｲ)　危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

a　河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

b　500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

(ｳ)　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

(ｴ)　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ　原子力災害等

第２の４の（２）のウの（ア）（イ）に同じ

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ア　列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故

イ　バスの転落等による救急・救助事故

ウ　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

エ　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

オ　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

６　武力攻撃災害即報

第２の４の（４）のア、イに同じ

第３　市危機管理課から県防災統括室への報告

１　報告系統

市危機管理課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

２　災害概況即報

市危機管理課は、「第３　４（１）即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第１報を「被害状況報告様式」により、県防災情報システムで県防災統括室に報告する。

また、「第３　５直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（様式４－１）により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」により報告するものとする。

３　被害状況即報

市危機管理課は、「第３　４（１）即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報を「被害状況報告様式」により、県防災情報システムで県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

４　災害確定報告

市危機管理課は、応急対策終了後、14日以内に（様式４－２）で県防災統括室へ報告する。

５　災害年報

市危機管理課及び県関係課は、毎年１月１日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年３月10日までに災害年報（様式４－３）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して４月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第４　報告系統

市、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

第５　報告を行うことができない場合

市は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第６　市危機管理から県事業担当課への報告

１　市危機管理課

市危機管理課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第３　被害状況の調査（事態安定期）」参照）について被害状況等をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

２　県事業担当課

(1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。

(2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて所管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

３　関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

４　県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

第７　被災者の安否情報

１　安否情報の提供

市は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

市が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、市は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、県その他関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

２　安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、市、県に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

(1) 氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(3) 照会をする理由

３　被災者に関する情報の利用

市、県は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第１０節　孤立地区支援活動計画

市は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立地区が発生した場合、まず当該地区との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

第１　洪水、土砂災害等の危険性の伝達

市は、気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、市防災行政無線等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

第２　避難基準・避難行動

１　避難基準

市は、本章第１節「避難行動計画」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。

ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行うものとする。

避難判断の基準は次のとおりとする。

○大雨警報、洪水警報が発表されたとき
○特別警報が発表されたとき
○上流域が被害を受け、下流域も浸水のおそれがあるとき
○土砂災害警戒情報が発令されたとき
○土砂災害の前兆現象が発見されたとき
（湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）

２　避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、最寄りの指定避難所又は自家の２階以上に避難する。

指定避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに市に災害や避難の状況等を報告する。

第３　孤立地区の把握

市は、孤立地区の発生が予想される場合、対象地区に対して、一般加入電話、市防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

第４　外部との通信手段を確保

一般加入電話、県防災行政通信ネットワーク、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

第５　緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、徒歩、自転車、バイク等を活用し、

あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

第６　集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の指示について、県等関係機関と検討する。

第７　防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

第８　緊急支援物資の確保・搬送

市は、備蓄倉庫等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、市のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等対して、必要な物資の供給を要請する。

第１１節　県消防防災ヘリコプターの活用計画

市は、災害時にヘリコプターの必要性が認められる場合には、県消防防災ヘリコプターの応援を要請し、災害による被害を最小限に防止するものとする。

第１　応援要請の範囲

市長は、災害の規模が次のいずれかに該当し、県消防防災ヘリコプターの活動を必要と判断した場合には、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」（資料11－５参照）に基づき、県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

１　災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
２　市の消防力によって、防御若しくは災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
３　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

第２　応援要請の方法

市長は、奈良県防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして、応援を要請する。

１　災害の種別
２　災害発生の日時、場所及び被害の状況
３　災害発生現場の気象状況
４　災害現場の最高責任者の職名、氏名及び連絡方法
５　場外離着陸場の所在地及び陸上支援体制
６　応援に要する資機材の品目及び数量
７　その他の必要事項

第３　緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

１　災害応急対策活動
２　火災防御活動
３　救急活動
４　救助活動
５　広域航空消防防災応援活動

第４　緊急運航の要請先

市長は、緊急運航を必要とする場合は、県消防救急課長に対して「消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」（様式７－６参照）をもって、消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

１　勤務時間内（8：30～17：15）の要請窓口

県防災航空隊（奈良市矢田原町2450）

直通電話　　0742－81－0399

ＦＡＸ　　0742－81－5119

２　勤務時間外の要請窓口

県庁夜間等代表電話　0742－22－1001

（保安員室が受信し、保安員室から消防救急課員に連絡する。）

第５　市の受入体制

緊急運航を要請した場合は、市長は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

1　離着陸場所の確保及び安全対策

2　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手段

3　空中消火用資機材、空中消火基地の確保

4　その他必要な事項

第６　離着陸地点等の基準

1　Ⓗの基準

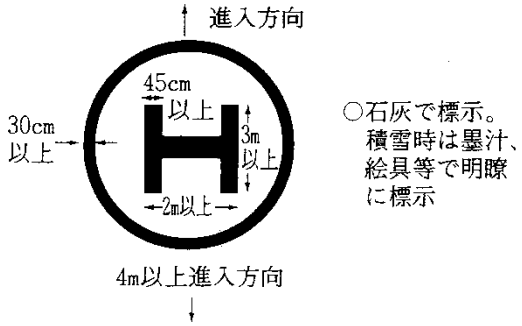

2　吹流しの基準

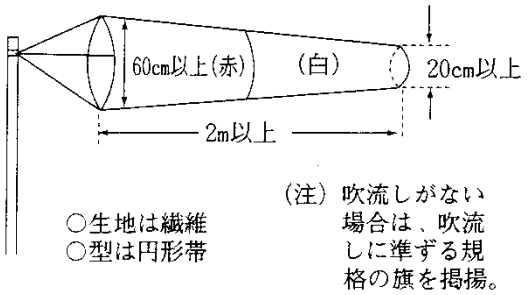

3　離着陸地点及び無障害地帯の基準

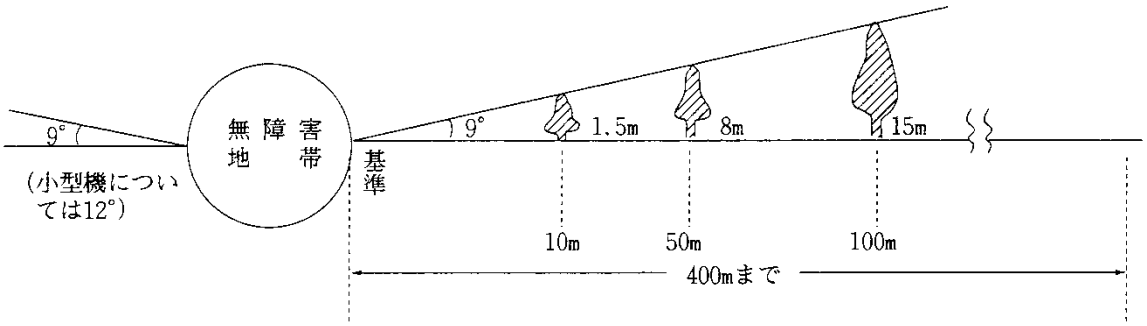

①小型機〈OH-6〉の場合

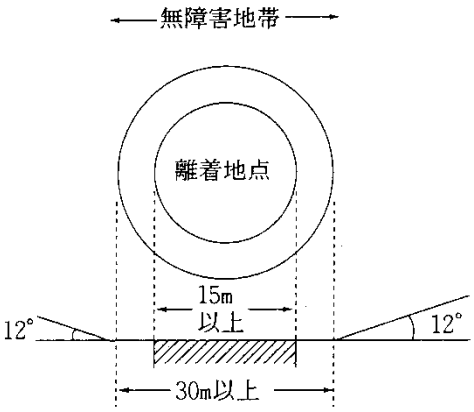

②中型機〈UH-1〉の場合

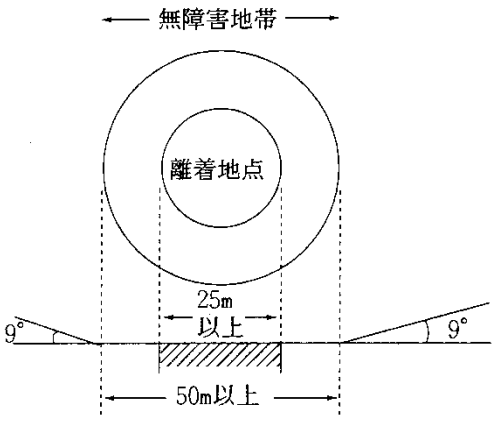

③大型機〈V-107及びUH-60J〉の場合

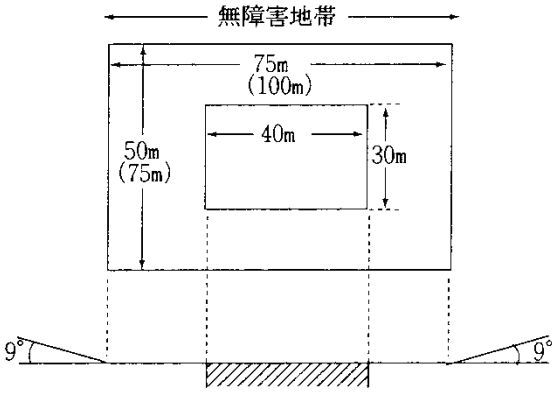

④大型機〈CH-47〉の場合

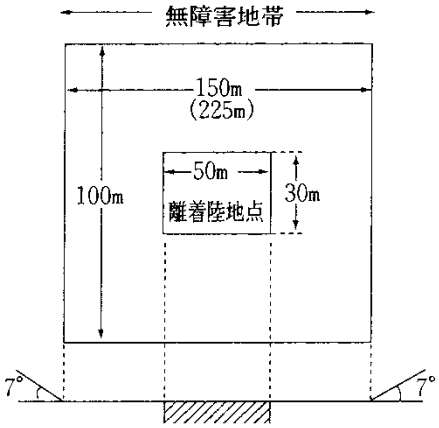

第１２節　通信運用計画

災害時に適切な通信手段を確保し、速やかに被害状況その他の災害情報を収集、伝達等を行うものとする。

なお、災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により特定はできないため、実情に即した順位で速やかに行う。

第１　市防災行政無線による通信

１　災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。

２　市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線の効果的な運用に努める。

第２　県防災行政通信ネットワークシステムによる通信

県をはじめ、他市町村や消防本部、関西電力送配電㈱など防災関係機関との通信連絡には、県防災行政通信ネットワークシステムを使用する。

県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（電子データ）、回線統制等の機能を有している。県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信システムにより行う。また市町村等から個別に防災情報システムを用い被害状況等の伝達を行う。

また、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。

また、この防災無線で県から気象予警報、地震情報、河川情報、砂防情報など防災関係情報を入手する。

奈良県防災行政通信ネットワークの電話番号は、資料４－１のとおりである。

第３　公衆電気通信設備の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとするが、災害時においては加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

このため、市は、災害時にはあらかじめ西日本電信電話㈱奈良支店高田営業所に申し出ている次の通信設備を利用するものとする。

１　災害時優先電話の利用（資料４－３参照）

市は、非常・緊急事態が発生し、電話がかかりにくい場合には、あらかじめＮＴＴに登録してある災害時優先電話により防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第４　電話設備

１　災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、市はＮＴＴ西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

第５　防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

第６　非常通信

市域内にある防災関係機関が保有する無線設備を利用して、通信の確保を図る（資料４－２参照)。

第７　衛星インターネット

市は南部地域の有線通信が途絶した場合の通信手段として、衛星インターネットにより通信を行う。

第８　衛星携帯電話等

災害時に市で孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、市は、県を通じて国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

第９　応急復旧

１　県防災行政通信ネットワーク

市は有線系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災等で有線系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また、衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線も利用できない場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、市と県相互間の無線通信回線の確保に努める。

２　防災相互通信および非常の場合の無線通信施設

市長は、緊急を要する場合で、通信施設が被災によって損傷し、機能が低下し、または停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図る。

第１３節　広報計画

市は、防災関係機関と相互に情報を交換して緊密な連絡を図り、デマによる社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、速やかに情報提供体制を整備し、あらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第１　広報活動

１　広報内容

市は、市全域を対象に、又は状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。

(1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
(2) 気象予報・警報に関する情報
(3) 二次災害に関する情報
(4) 避難に関する情報
(5) 公共交通機関の被害及び運行状況
(6) 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
(7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
(8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
(9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
(10) 給食、給水に関する情報
(11) 生活必需品等の供給状況
(12) 市民の心得等市民の安全・安心の確保及び社会秩序保持（デマによる混乱防止）のための必要事項
(13) その他必要と認められる情報

２　広報手段

(1) 防災行政無線による放送
(2) 広報車、消防車による広報、印刷物の配布・掲示
(3) 屋外放送設備による広報（市役所・五條市人権総合センター・野原東住民センター等）
(4) 携帯マイクによる広報
(5) ポスター、ビラ等の掲示板への掲示広報
(6) 地区自治会の協力による広報
(7) 住民相談窓口の開設
(8) 放送機関への放送要請（知事を通じて）
(9) コミュニティ・メディア（ＣＡＴＶ）による広報
(10) 市ホームページなどインターネット、ＳＮＳによる広報

３　要配慮者び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及び言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、必要に応じ、拡大文字、手話、点字、録音、外国語、「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示など十分配慮して行うもの

とする。

４　広報時における留意事項（広報文例については、資料13を参照）

民心の安定を図るため、次の事項に留意して広報を行うものとする。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

(1) 緊急性のあるもの、地域性のあるものを最優先に実施

(2) 具体的に分かりやすくまとめた広報の実施

(3) 各地区の被害状況（停電、断水、交通機関の運行状況等）、応急対策状況の正確な把握

(4) 被災者ニーズを把握した広報

第２　記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

(1) 企画政策班は、取材担当者を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。
関係機関は災害写真等を撮影したときは、速やかに企画政策班に提供する。

(2) 企画政策班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第１４節　県及び他市町村等との応援体制計画

災害により甚大な被害が生じ、現有の災害対応能力を超えると判断される場合は、速やかに県知事及び他市町村長に対して応援を要請し、災害応急対策の万全を期するものとする。

第１　応援要請の決定

災害が大規模な場合は、防災関係機関からの情報や現地調査班による情報、また、各施設からの被害状況報告等に基づき、緊急に本部会議を開催し、本市の現状を把握して応援要請の必要の有無等の決定を行う。

１　応援要請基準

県及び他市町村等へ応援要請を行うときは、次に掲げる場合である。

①　災害の発生箇所が他の市町村に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することにより、被害を最小限にとどめることができると判断されるとき。 ②　市域内に大規模な災害が発生し、応援を求めなければ被災者の救助等に著しい支障をきたすおそれがあるとき。

２　応援要請の決定

県及び他市町村等への応援要請は、被害状況、市の現有応急対応力等を調査、勘案して、本部会議の決定に基づき、行うものとする。

応援要請決定フロー

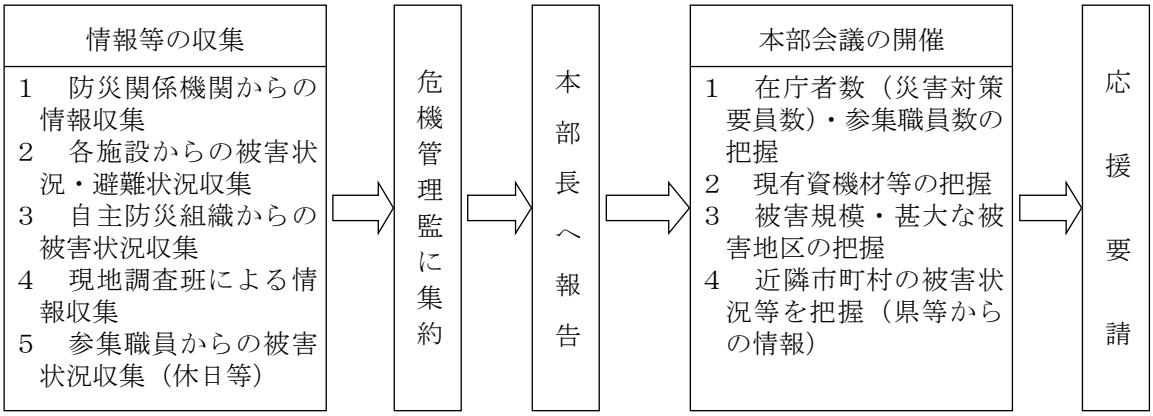

第２　応援要請の実施

１　県及び他市町村への応援要請

市は、県及び他市町村への応援要請は、「市町村相互応援協定」等に基づき行うものとする。

(1) 要請方法

応援を要請するときは、次の事項を記載した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合で、文書によるいとまのないときは、県防災情報システム又は電話により行うことができる。

この場合においては、事後、速やかに文書を提出するものとする。

明　　記　　事　　項
①　災害の状況及び応援を必要とする理由 ②　応援を必要とする期間 ③　応援を希望する人員並びに機材、車両等の概数 ④　応援を希望する地区及び活動内容 ⑤　その他参考となる事項

(2) 費用の負担

応援の要請を行ったときの費用は、災害対策基本法第92条の規定により、本市が負担するものとする。

2　国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣要請

市は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市単独では災害の状況が把握できないと判断した場合、必要に応じて国土交通省近畿地方整備局に対して、「国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）」の派遣を要請する。

国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地方自治体からの要請に基づき迅速に出動し、被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行う組織。

隊員は、災害対応を経験した職員や、日々現場で技術の研鑽を行っている職員等の全国の国土交通省職員（本省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支部局、気象庁の職員）の中から選出された災害対応エキスパートで構成されている。

緊急災害対策派遣隊の派遣要請は、平成24年2月29日付け「災害時の応援に関する申し合わせ」により行う。

要請先は以下の通りとする。

国土交通省近畿地方整備局　防災室
TEL　06-6942-1575（防災室直通）
TEL　06-4790-7520（災害対策室）

和歌山河川国道事務所　防災課
TEL　073-424-2471（代）

紀の川ダム統合管理事務所　防災情報課
TEL　0747-25-3013（代）

奈良国道事務所　管理第二課
TEL　0742-33-1391（代）

紀伊山系砂防事務所
TEL　0747-25-3111（代）

3　応援協定に基づく応援要請

(1) 消防相互応援協定等

本市は、「奈良県消防広域相互応援協定」のほか、資料11－１－１・11－１－２・11－１－８に掲げるとおり消防相互応援協定や林野火災消防相互応援協定を締結している。

また、大規模な地震、風水害、林野火災等の災害時には、消防組織法第44条の規定に基づ

き、知事に広域航空消防応援を求めることができる。また、緊急消防援助隊要綱第３条第１項に規定する災害が発生した場合には、知事に他府県消防応援部隊の出動を要請することができる。

市は、災害の規模、状況等に応じて、適切な応援要請を迅速に行うものとする。

なお、消防相互応援協定等に基づく要請方法等については、本章第37節「消防計画」に定めるところによる。

(2) 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定に基づく応援要請

災害発生時に被害を最小限に防止するため、奈良県が所有する消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に、応援協定に基づき奈良県知事に応援を要請する（本章第11節「県消防防災ヘリコプター活用計画」を参照のこと。）。

第３　ＩＳＵＴの受入体制の準備

災害の規模に応じて、国（内閣府）等で構成されるＩＳＵＴ（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。ＩＳＵＴは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、県及び市町村等の防災体制を支援する役割を持つ。市は、必要に応じて派遣されるＩＳＵＴと連携し、対応にあたる。

第４　広域的な応援体制

市は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員（リエゾン等）の派遣を要請する。

第５　受入れ体制の確保

市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

第６　他府県等への応援体制

市は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等と締結した広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

１　被災地への人的支援

(1) 市は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

(2) 市は、ＮＰＯや企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。

２　市内への避難者の受入対応

(1) 五條市への避難者に対しては、県、社会福祉法人、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。

(2) 市は、市内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第１５節　自衛隊への災害派遣要請依頼計画

災害に際して住民の人命又は財産保護のため、特に必要あると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を求め必要な応急活動の実施を要請する。

第１　自衛隊派遣要請依頼の基準等

知事に対して自衛隊の派遣を要求する基準は、おおむね災害対策本部体制の２号動員以上に相当する状況であって、気象情報等を考慮の上、本部会議において決定する。

第２　災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

1　人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合

2　被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合

3　その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

4　自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

第３　災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して、次の活動を行う。

種　　類	活　　動　　内　　容
①　被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
②　避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等行い避難を援助する。
③　遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
④　水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤　消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
⑥　道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
⑦　応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
⑧　人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要

	すると認められるものについて行う。
⑨　炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
⑩　救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸与又は譲与する。
⑪　危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫　その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

第４　災害派遣要請の要求手続

１　要求の手続

(1) 知事への派遣要請の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、自衛隊による応急措置の実施が必要であると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

(2) 知事への要求ができない場合の措置

市長は、知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、この通知をしたときは、市長はできる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

派遣要請の要求フロー

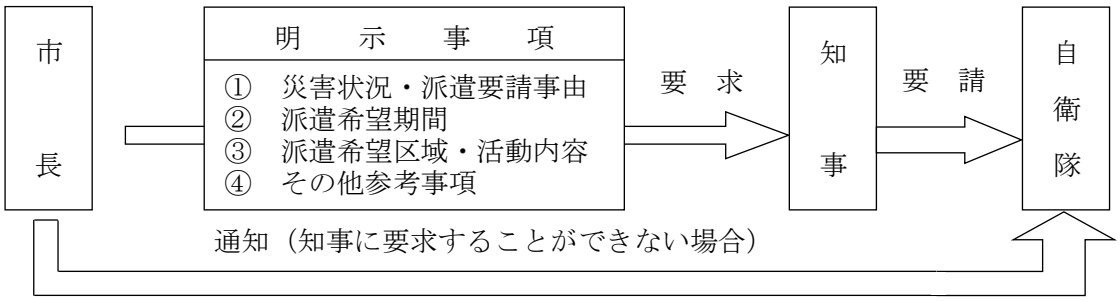

２　要求方法

市長は、知事に「自衛隊派遣依頼書」（様式８－１参照）を提出して部隊等の派遣要請を要求する。

なお、緊急を要する場合、又は交通機関の途絶等やむを得ない理由により、文書によることができないときは、県防災行政通信ネットワーク、電話又は連絡員等により派遣を依頼し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

３　連絡先

(1) 県防災統括室への連絡先

代　表　電　話	0742－22－1101	内線2285
（時間外	0742－22－1101	内線2291、2292）
直　通　電　話	0742－27－8425	
（時間外	0742－27－8944）	
ＮＴＴＦＡＸ	0742－23－9244	
奈良県防災行政通信ﾈｯﾄﾜｰｸ	ＴＮ－111－9011	
奈良県防災行政通信ﾈｯﾄﾜｰｸ（ＦＡＸ）	ＴＮ－111－9210	
夜間等代表電話	0742－22－1001	
（守衛室が受信し、守衛室から防災統括室員に連絡する。）		

(2) 自衛隊への通知先

①　陸上自衛隊　第４施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）
京都府宇治市広野町風呂垣外１－１
ＮＴＴ電話　(0774) 44－0001（代表）
通 信 相 手　第４施設団本部　第３科　防衛班（内線233、239）
夜間通信相手　第４施設団本部　当直　（内線212）
ＮＴＴＦＡＸ　(0774) 44－0001（交換切替、内線240）
（大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線240に切替を依頼した後、ＦＡＸボタンを押す）
奈良県防災行政通信ﾈｯﾄﾜｰｸ　ＴＮ－571－91（当直室）
（昼間は第３科防衛班に通話、夜間は当直室に切替）
奈良県防災行政通信ﾈｯﾄﾜｰｸ（ＦＡＸ）　ＴＮ－571－90
注：ＴＮは自局の地上又は衛星回線選択番号

②　航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）
奈良県奈良市法華寺町1578　幹部候補生学校
ＮＴＴ電話　(0742) 33－3951（内線211）、夜間（内線225）
ＮＴＴＦＡＸ　(0742) 33－3951（交換切替、内線403）
（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、ＦＡＸボタンを押す。）

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

五　條	衛星系72　地上系71

４　知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

(1) 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

ア　防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

イ　知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに

救援の措置をとる必要があると認められるとき。

ウ　自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

エ　その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。

(2) 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

(3) 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第５　派遣部隊の受入れ体制

市は、知事に派遣部隊の要請を要求した場合には、緊急に次の措置を講ずる。

１　受入れ準備措置

(1) 作業計画及び資材等の確保

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の基準により作業計画を樹立するとともに、作業実施に必要とする資材の確保を図るものとする。作業内容の調整に当たっては、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業の優先順位

ウ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(2) 連絡責任者の指名

あらかじめ派遣部隊指揮者等との連絡責任者を指名する。

(3) 宿泊施設等の準備

市は、派遣部隊に対し宿泊施設、駐車場等の施設を準備する。

(4) ヘリコプターの受入準備

ヘリコプターの派遣の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、次の措置を講ずる。

ア　ヘリポート（資料10－２参照）に紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

イ　離着陸地点には、別表「離着陸地点等の基準」の日記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。

ウ　ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。

エ　ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。

オ　離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。

カ　離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、市は、ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

離　着　陸　不　能　の　条　件
ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。 ①　雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合 ②　前線通過などのため突風や乱気流のある場合 ③　日没後 ④　着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

２　派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊と作業計画等の協議等

派遣部隊の作業が効率的に行えるよう、派遣部隊と作業計画等の協議を行う。

(2) 知事への報告

作業の進捗状況等については随時、知事に報告するものとする。

３　経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として派遣要請を要求した市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

(1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

(2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

第６　災害派遣部隊の撤収依頼

災害の応急対策作業が終了した場合、市長は速やかに県知事に対し、「自衛隊撤収依頼書」（様式８－２参照）を提出し、派遣部隊の撤収を依頼する。

第１６節　道路等の災害応急対策計画

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

第１　被害状況の把握と情報発信

１　被害状況の迅速・的確な把握

市は、他の道路管理者との連携のもと、災害が発生した場合にはパトロール等により災害緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

２　情報収集の実施体制

大規模な道路事故災害が発生したときは、市事業担当課が情報の収集・伝達を行う。

３　関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

(1) 県との協力

市は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに五條土木事務所に報告するとともに、危機管理課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、市には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所側からも積極的に情報収集を行う。

(2) 警察署、消防署との情報共有

市と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれることから、県を通じて、定期的に情報交換を行う。

(3) 道路占用者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被災状況が大きく影響するため、市は、他の道路管理者との連携のもと、施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

４　市管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

市は、市管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、

災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

市は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、災害が発生した時には、五條土木事務所等関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な災害が発生した場合においては、早期に被害の概要を把捉するため、市は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

(2) 参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合に、自宅から市庁舎へ参集する市職員は、参集途上において可能な限り市管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。

(3) 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、県や関係団体等に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。なお、調査結果については、県、関係機関を共有し、速やかな応急復旧につなげるものとする。

(4) 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため災害情報の受付窓口を設置するなど、日頃より、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、県と協力し、道路への距離標等の設置を進める。

(5) 情報の一元化管理

市は、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定した情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

５　情報発信

市は、災害時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

(1) 住民に対する広報の内容

ア　道路等の土木施設の被害状況

イ　交通規制の状況
ウ　迂回の方法
エ　仮復旧（交通機能復旧）の見込み
オ　本復旧の見込み

(2) 広報の手段

ア　道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導。
イ　周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布。
ウ　市防災行政無線等による地域住民への周知。
エ　報道機関への情報提供。
オ　市ホームページへの記載。
カ　緊急速報メールの活用。
キ　県、警察との連携による広域情報発信。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に放送を依頼する。

第２　道路啓開と応急対策

１　道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため市は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。重要物流道路（代替：補完路を含む）において、道路啓開の実施が困難な場合、県・国に代行を要請する。また、通行不能箇所については、県・国と協議の上、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

(2) 雪寒対策作業の実施

市は、道路の除雪、凍結箇所の融解等の雪寒対策作業の必要性が生じた場合は、速やかに直営又は予め委託した雪寒対策作業委託業者に指示して、除雪又は融雪剤の散布を行う。

(3) 負傷者の救援

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(4) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、ただちに道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

(5) 作業計画の立案

市は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、土木事務所、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

(6) 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、市では情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する体制を整え、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

2　災害応急対策

市は、県及び関係機関と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。

(1) 二次災害の防止

市は、他の道路管理者との連携を図り、災害発生後、災害発生後の現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には応急措置を講じるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

(2) 緊急輸送道路の確保

被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。

このため道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、予め指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。

(3) 交通規制と迂回路の設定

市は、他の道路管理者との連携を図り、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに住民へ広報する。

3　支援体制

(1) 災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、市長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策

を実施する。

(2) 被災地域への人的応援の要請

市は、応急対策に必要な技術者や労働力が市内において確保が困難な場合、必要に応じて、県に人的応援を要請する。

(3) 災害派遣要請

ア　自衛隊の災害派遣

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

第３　災害復旧工事の実施

１　被害額の算定

市は、県の協力により、公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、県を通じて国に報告する。

２　復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

３　地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて県と協議を行い、地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

４　予算・人員の確保

市において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や市債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては市全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

５　進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに県及び関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

６　復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるたけでなく、将来に

渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

７　災害復興

市は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県及び国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第４　林道

１　応急措置

市は、森林組合等と連携を図り、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講ずる。

２　応急復旧

市及び森林組合は、住民の生活のために緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

第５　農道

１　応急措置

市及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめて県に報告するとともに、必要に応じ応急措置を行う。

また、著しい被害を生ずるおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

２　応急復旧

住民生活に必要となる道路で二次災害のおそれのあるものについて、速やかに応急復旧工事を実施するようにする。

第１７節　ライフライン施設の災害応急対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧に努めるものとし、市は積極的に応急対策に協力する。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

第１　上水道施設

１　応急措置

市は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止、又は制限を行う。

また、被害状況について県に通報するとともに、住民に周知する。

２　応急復旧

(1) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。

(2) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。

(3) 被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急復旧を行う。

(4) 被災状況により、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（資料11－４参照）に基づき、県に対し、応援を要請する。

第２　下水道施設

１　応急措置

(1) 市は、下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障が生じないよう応急措置を講ずる。

(2) 市は、被害状況について県に通報するとともに、住民に周知する。

２　応急復旧

(1) 応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

(2) 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。

(3) 被災状況等により、県に対し、応援を要請する。

第３　電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合における、電力の早期復旧のための対策について定める。

１　通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。

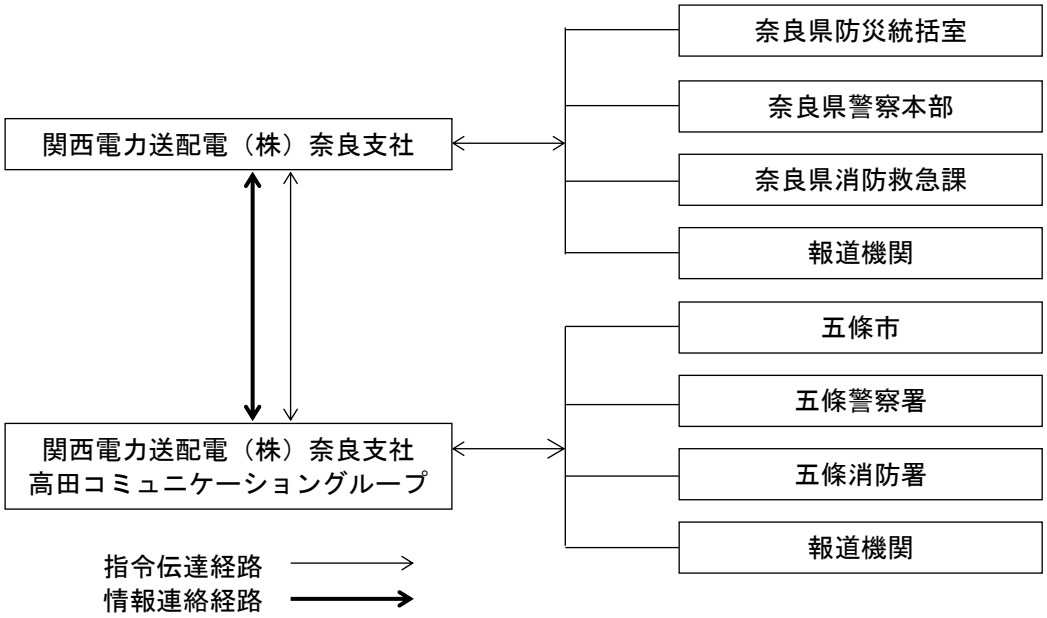

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、第１章「第15節　ライフライン施設の災害予防計画」第３電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

２　災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア　一般情報

(ｱ)　気象、地象情報

(ｲ)　一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ｳ)　社外対応状況（五條市災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

(ｴ)　その他災害に関する情報（交通状況等）

イ　当社被害情報

(ｱ)　電力施設等の被害状況及び復旧状況

(ｲ)　停電による主な影響状況

(ｳ)　復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項

(ｴ)　従業員等の被災状況

(ｵ)　その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

独自に国、県、市、警察、消防等の防災関係機関及び請負会社等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

３　災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、

電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を必要に応じ行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を必要に応じ行う。

ア　無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ　電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

ウ　断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ　浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

オ　屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ　電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ　その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4　対策要員の確保

(1) 対策要員の確保

ア　夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ　対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに所属する事業所へ出動する。

ウ　交通途絶等により、所属する事業所に出勤できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

5　災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

ア　現地調達

イ　対策組織相互の流用

ウ　他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思

われる場合は、五條市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7　災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8　災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア　水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ　変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ　配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ　通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9　ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度及び河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び五條市等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、発電所ごと、ダムごとに定める。

１０　復旧計画

(1) 設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア　復旧応援要員の必要の有無

イ　復旧応援要員の配置状況

ウ　復旧資材の調達

エ　復旧作業の日程

オ　仮復旧の完了見込み

カ　宿泊施設、食糧等の手配

キ　その他必要な対策

１１　復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

第４　電信電話施設

１　西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

ア　災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。

情報連絡室設置 → 準備警戒体制 → 災害対策本部設置

イ　災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県(県災害対策本部又は防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。

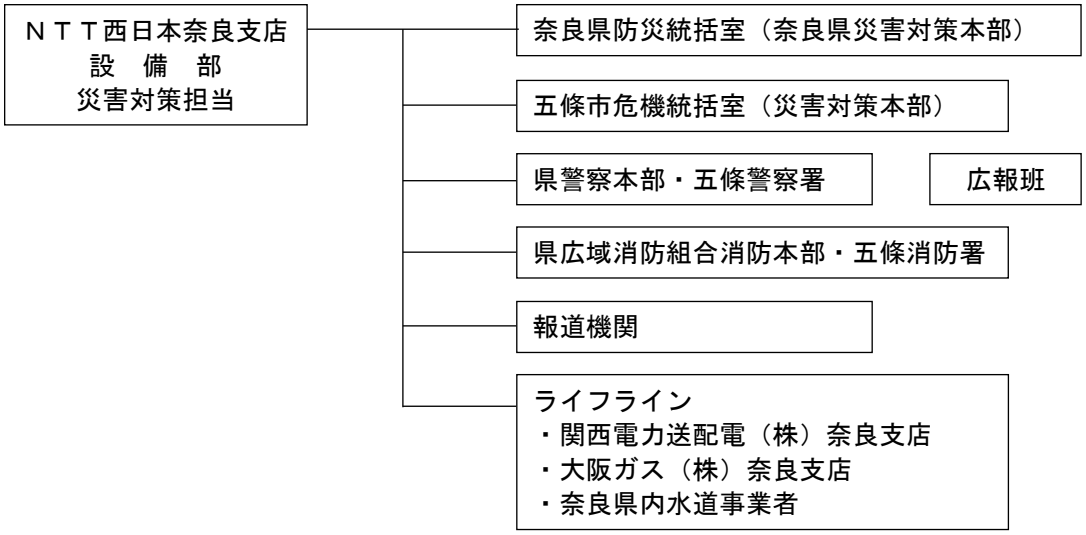

ウ　情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ｱ)　気象状況、災害予報等

(ｲ)　電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ｳ)　当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(ｴ)　被災設備、回線等の復旧状況

(ｵ)　復旧要員の稼働状況

(ｶ)　その他必要な情報

エ　被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

(ｱ)　災害発生の恐れがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

(ｲ)　復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ｳ)　被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、ＮＴＴ西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ　防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

(2)　災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア　被災等の問合わせに対する受付体制を整える。

イ　被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

ウ　広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ　報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

オ　有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順　位	復　　旧　　回　　線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各１回線以上 ○　気象機関 ○　水防機関 ○　消防機関 ○　災害救助機関 ○　警察機関 ○　防衛機関 ○　輸送確保に直接関係ある機関 ○　通信確保に直接関係ある機関 ○　電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○　ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○　水道供給の確保に直接関係ある機関 ○　選挙管理機関 ○　新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○　預貯金業務を行う機関 ○　国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

２　株式会社ドコモＣＳ関西（携帯電話）

ドコモＣＳ関西は、ＮＴＴグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施する。

(1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

(3) 通信の非常そ通措置

ア 重要通信のそ通措置

災害等に際し、次により臨機に措置を取り、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(ｱ) 応急回線の作成、網措置等のそ通確保の措置をとること。

(ｲ) 通信のそ通が著しく困難となり重要通信を確保するため必要があるときは、関連法令等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ｳ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、関連法令等の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(ｴ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(ｵ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

イ 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

３　ＫＤＤＩ株式会社（携帯電話）

ＫＤＤＩ株式会社は、ＫＤＤＩ防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、通信のそ通を確保し、又は被災した通信設備を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事

業所間相互の連携を行う。

イ 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に大きな支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、ほかの中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

ア 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ 通信の疎通が著し困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第５６条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良工事を組み入れて設計し、実施するものとする。

４　ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、ＳＢＭ）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

ア　発災情報の通知

イ　被災情報の相互連絡

ウ　貸出用携帯電話等の配備

エ　位置情報通知システム

オ　WEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

カ　WEBサイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

ア　緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、ソフトバンク株式会社が被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき、通信関連事業を担うソフトバンクグループ通信3社横断の緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

緊急対策本部 体制図

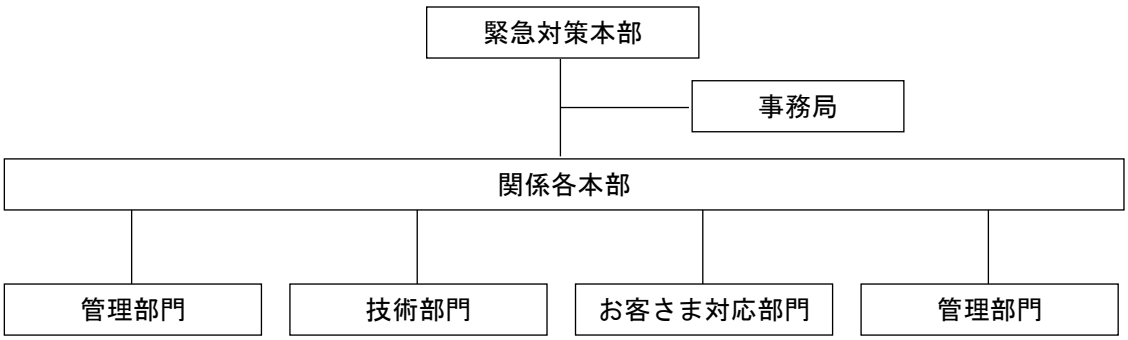

イ　通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

ＳＢＭでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

ア　停電基地局の発電機設備による電源確保

イ　移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置

(ｱ)　移動無線基地局車

(ｲ)　可搬型衛星基地局

ウ　新規伝送路確保による既存基地局復旧

エ　基地局の建て直し

オ　燃料調達

カ　移動電源車

キ　周辺基地局によるエリア救済

ク　代替基地局設備の導入

(4) 災害時通信サービス

ア　緊急速報メール

イ　災害用伝言板サービス

ウ　災害用音声お届けサービス

エ　ＷＥＢサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

第５　都市ガス（五条ガス株式会社）

五条ガス株式会社は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

五条ガス株式会社

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア　気象予報の収集、伝達及び報告

気象予報を報道機関等から収集し、無線により関連部署に伝達する。

イ　通信連絡

(ｱ)　災害発生時に、通信手段を確保するため無線通信設備の充実を図る。

(ｲ)　供給区域内の諸状況を把握するため、工作車等に移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(ｳ)　本社には、停電対策として非常電源装置を設置する。

ウ　被害状況の収集、報告

(2) 応急対策要員の確保

ア　災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、非常招集に基づく動員を行う。

イ　震度5弱以上の地震が発生した場合、本社に災害対策本部を設置し、社員は自動出動する。

ウ　大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、救援要請を行う。

また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 顧客及び一般住民に対する災害広報の実施

(4) 危害防止対策

ア　地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

イ　二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

ウ　ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

ア　供給施設の災害復旧対策については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給する。

イ　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第１８節　危険物施設等災害応急対策計画

市及び関係団体は、危険物施設、高圧ガス・ＬＰガス及び火薬類による災害及び火災について、周辺住民等の安全を確保するため、次のような応急措置をとるものとする。

第１　危険物施設（資料７－１）

市、消防機関及び施設の管理者は、災害に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

１　市及び消防機関が実施する対策

(1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報

(2) 立入禁止区域の設定及び交通規制

(3) 避難誘導及び群衆整理

(4) 消防活動及び被災者の救出救助

(5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

(6) 周辺住民に対する広報

２　施設の管理者が実施する対策

(1) 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市、県景観・環境総合センター、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

ア　発生日時及び場所

イ　通報者及び原因者

ウ　下流での水道水源の有無

エ　現状及びその時点での対応状況

(2) 消防活動及び被災者の救出救助

(3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第２　高圧ガス・ＬＰガス貯蔵施設等（資料７－３）

１　高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、水害・土砂災害等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

(1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

(2) 高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

(3) 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。

(4) 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。

(5) 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

２　ＬＰガス貯蔵施設等

ＬＰガス事業者等は、水害・土砂災害等によるＬＰガスによる災害を最小限に止め、ＬＰガスの消費者及び周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び一般社団法人奈良県ＬＰガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

(1) 事業所等は、地域のＬＰガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県ＬＰガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、一般社団法人奈良県ＬＰガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

(2) 事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

(3) 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

３　県の対策

県は、所轄消防本部（局）、警察署の防災機関、一般社団法人奈良県ＬＰガス協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・ＬＰガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、国(経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防庁)へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

第３　火薬類貯蔵施設（資料７－２）

市及び施設等の管理者は、水害・土砂災害等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発､流出等のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

１　事業者の応急措置

(1) 事業者は災害が発生した場合は、直ちに市、警察及び消防機関に連絡する。

(2) 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈める等、安全な措置を講じる。

搬出に際して、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。

(3) 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。

(4) 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。

(5) 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。

(6) 火薬類の流出があった場合は関係機関と連携し回収を行う。

２　消費者の応急措置

(1) 消費者は災害が発生した場合は、直ちに市、警察及び消防機関に連絡する。

(2) 災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。

(3) 火災・爆発等が発生した場合は、作業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。

(4) 火薬類の流出があった場合は関係機関と連携し回収を行う。

３　県の対策

(1) 県は、所轄消防(局)本部、警察等の関係防災機関と緊密な連携を図り、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部)、消防庁）へ速やかに報告する。

(2) 火災・爆発等のおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

(3) 状況に応じ「火薬類取締法」に基づき、事業所等に対し措置命令等を実施する。

(4) 周辺住民に対する広報・周知を行う。

４　県警察の対策

(1) 立入禁止区域の設定及び交通規制

(2) 避難誘導

(3) 危険予防のための広報を行う。

５　市・消防機関の対策

(1) 消防活動及び被災者の救出救助

(2) 立入禁止区域の設定及び交通規制

(3) 避難誘導

(4) 周辺住民に対する広報を行う。

第４　毒物・劇物保管施設

１　事故発生の場合の応急措置

(1) 施設管理者

ア　吉野保健所、警察及び消防署への通報

イ　中和剤による除毒作業

(2) 県

ア　中和剤による除毒作業の指示

イ　吉野保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（防災統括室、消防救急課、環境政策課、農林水産振興課、県警察本部警備第二課、市）との連絡調整

(3) 消防機関

被災者の救出救助

(4) 県警

ア　立入禁止区域の設置及び交通規制

イ　避難誘導

(5) 市

周辺住民に対する災害発生の広報活動

第５　放射性物質保管施設

市及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1　関係防災機関への通報
2　放射線量の測定
3　危険区域の設定
4　立入禁止制限及び交通規制
5　危険区域住民の退避措置及び群衆整理
6　被ばく者等の救出救助
7　周辺住民に対する広報
8　その他災害の状況に応じた必要な措置

第１９節　救急、救助活動計画

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

第１　実施責任者

実施責任者は、市長及び五條警察署長とし、市及び警察は相互協力をして実施するものとするが、災害現場にあるもの及び地域住民はこれに協力しなければならない。

また、自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

第２　救助の対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にあるもの、又は生死不明の状態にあるものを対象とする。

第３　救急活動

１　住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

２　市は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

３　市は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

４　市は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

第４　救助活動

１　救助体制の確立

消防機関（五條消防署、消防団）を主体として救急救助班を編成し、それに必要な車両その他の資機材の準備、救助が必要な生存者の情報の収集等により、状況に応じた救助作業を実施するものとする。

２　警察への協力要請

要救助の通報を受けた場合、消防機関は直ちに救助活動を開始するとともに、警察等関係機関に連絡し協力を要請するものとする。

３　資機材の確保

市の保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

４　医療機関への搬送

傷病者の搬送は、救急救命士等によるトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関へ速やかに搬送する。

（注）　トリアージ：災害発生時などに多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタッグ

を貼り適切な搬送・治療を行うため、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

５　県等への応援要請

市による救助が困難と思われるときは、状況に応じて県又は隣接市町村の消防機関あるいは応援協定消防機関に協力を要請し、更に自衛隊派遣要請についても考慮する。

第５　実施基準

災害救助法が適用された地域における実施基準は、次のとおりである。

１　救助の対象者

災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者及び生死不明であるが、諸般の情勢から生存していると推定される者を対象とする。

２　救助の実施期間

災害の場合、行方不明者が生存していると推定される日数から救助の実施期間は３日と定められているが、災害が続いて発生しているとき等現実に救助を要するときは、この期間を延長することができる。

３　費用の限度

救助のために支出できる費用は、船舶その他救助のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費及び実際に要する費用とし、当該地域における通常の実費とする（資料12－１参照）。

第６　惨事ストレス対策

市、五條消防署その他救助活動に参加した機関は、職員及び救助活動に関わった関係者等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、医師会等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第２０節　医療救護計画

災害発生後４８時間の急性期には、被災地においてトリアージ及び応急治療を行うとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送し迅速な高度医療提供を図る。また、倒壊家屋等からの救助者への救命措置や、火災や崩落事故等の災害現場における救急医療、迅速な医療機関への搬送の判断等、災害の多様な状況に的確な対応を図る。

さらに、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、保健医療活動を実施する。災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に応じた対応を図る。

第１　実施責任者

市長を責任者とし、関係機関の協力を得て行う。ただし、災害救助法が適用されたときは原則として、市長は知事の補助機関としてこれを行う。

第２　医療救護活動

１　医療救護班の派遣要請

市は、災害発生時に必要と認める場合には、五條市医師会又は市内医療機関に医療救護班の派遣を要請し、必要な業務活動を求める。また、市の対応能力のみでは不足すると認めるときは、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。

なお、災害救助法に適用された場合の医療活動は、原則として知事が行うこととされているが、事態急迫のため知事による救助の実施を待ついとまがないときは、市長が知事の補助機関として行うものとする。

２　情報の収集・共有

(1) 市は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。

(2) 市は、地域の医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、吉野保健所と情報共有を図る。

３　医療救護班の活動場所及び活動内容

保健医療調整本部は、医療救護班を適切に配置するため、保健医療調整班を編成する。

(1) 保健医療調整班は、傷病者が多数発生した災害現場及び負傷者が多数収容された病院等に医療救護班を派遣し、人的支援を行う。主として下記の業務を行う。

ア　負傷者の重症度判定（トリアージ）

イ　負傷者に対する応急処置

ウ　入院患者の移送及び病院避難の支援

エ　死亡の確認

オ　遺体の検案等の協力（状況に応じて）

(2) 保健医療調整班は、避難所等に設置される医療救護所に医療救護班を派遣し、避難所の保健医療提供体制整備のための支援を行う。医療救護班は、主として下記の活動を行う。

ア　軽症患者に対する医療提供

イ　被災地の巡回診療

ウ　ＤＰＡＴ、保健師チーム等との連携

エ　その他、必要に応じた医療提供

(3) 広報の実施

医療救護所等を設置した場合には、広報車等を使用して、また自治会を通じて地域住民に周知する。

４　医薬品等の確保

医療助産に必要な医薬品及び衛生材料等の確保は、医療救護班において行うものとするが、不足する場合には、吉野保健所に支援を要請する。

５　傷病者等の搬送

応急手当等がなされた傷病者等で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送は、状況に応じ次のとおり行う。

この場合、県防災行政通信ネットワークを活用し、被災地の人的被害や医療機関の被害状況、活動状況等を収集し、滞ることなく搬送を行う。

(1) 五條消防署に搬送を要請する。

(2) 医療機関の患者搬送車で搬送する。

(3) 医療救護班が使用している自動車で搬送する。

(4) 重篤患者の搬送については、必要に応じて、県に奈良県ドクターヘリ、関西広域連合（大阪大学医学部付属病院）または和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリ等を要請する。

(5) 広域医療搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、県を通じて自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

第３　医療救護の基準

１　対象者

災害のため医療の途を失った者又は応急的に医療を施す必要のある者に対して行う。

２　医療の範囲

(1) 診察

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

３　費用の限度

医療のため支出する費用は、医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、急迫した事情があり、やむを得ない場合で、医療救護班によらず一般の病院、診療所において治療をうけたときには、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、国民健康保険の診療報酬の算定方式により難い場合（例えば施術者による場合等）は、協定料金の額以内とする。

４　医療の期間

医療を実施し得る期間は、災害発生の日から14日以内とする。

第４　助産の基準

１　対象者

災害発生の前後７日以内の分べん者で、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。

２　助産の範囲

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

３　費用の限度

助産のため支出する費用は、医療救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の２割引以内とする。

４　助産の期間

分べんした日から７日以内とする

第５　保健師等による健康管理に関する活動

市は、避難所においては健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。この際、必要に応じて、県に協力を要請する。

１　初動の支援活動

市は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者（特に要配慮者）の健康管理を行うため、県の協力により、保健師や管理栄養士・歯科衛生士等が相互に連携して健康相談や集団指導、被災家族への家庭訪問を行う。

２　専門的な支援活動

市は、巡回健康相談の実施にあたり、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療救護班やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。

３　感染症等への対応

市は、県の協力により、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、感染症や食中毒の発生予防、また高齢者は特に生活不活発となりやすいために、機能低下予防に努める。

４　在宅被災者等への支援体制の整備

(1) 市は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者については、保健師等の派遣されたチーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

① 自宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。

② 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

③ 市は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

(2) 保健医療調整本部より派遣された、保健師等必要な職種からなるチームは、在宅被災者の心身の健康の保持への対策を講じ、とりわけ災害関連死予防に向けた積極的な啓発を行

う。加えて在宅の要援護者の避難状況を確認し、緊急的に医療を確保が必要な人を把握・適切な機関につなげる。

５　関係機関との連携調整

市は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、医療及び福祉関係者や地域住民との連携を図るための調整を行う。

６　仮設住宅入所者等の対応

市は、県や関係機関と連携をし、避難所・仮設住宅等における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、血栓塞栓等、積極的な予防活動を行い、健康で自立した生活ができるよう支援する。

第６　在宅難病患者に関する活動

市は、県と協力し、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

１　避難誘導と安否確認

(1) 地域住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握

(2) 市、吉野保健所、訪問看護ステーション等による安否確認

２　医療に関する情報発信と手段の確保

(1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信
（奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用）

(2) 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信

(3) 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

第７　日本赤十字社奈良県支部への応援要請

１　救護班

市長は災害時の援護に際し、日本赤十字社の応援を必要とするときは、知事に対して応援要請を依頼するものとする。

２　奉仕団

災害の状況に応じ、五條地区赤十字奉仕団を要請する。

第８　精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

市は、県、精神保健福祉センター、吉野保健所と協力し、精神障害者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

１　安否確認等

市及び吉野保健所は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

(1) 必要に応じて避難所に救護所又は被災現場等を設ける。

(2) 高齢者、障害者等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

(3) 保健師等による巡回相談を行う。

２　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害

を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。このため、吉野保健所及び精神保健福祉センターの協力を得て対策を講ずる。

３　障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市は、障害福祉サービス事業所（旧精神障害者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

４　情報収集・発信

市は、県及び精神保健福祉センターから県内外のこころのケアに関する情報を収集し、被災地での活動に活用する。

第９　書類の整備、保管

医療及び助産を行った場合は、書類を整備、保管する。

第２１節　緊急輸送計画

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

第１　緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全　②被害の拡大防止　③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

段　階	輸　　送　　対　　象
第 1 段 階	(1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資 (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資 (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資 (6) 被災者に対して市（災害対策本部）等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資 (7) 被災者に対して市（災害対策本部）等が供給する生活必需品等の物資 (8) 被災者の指定緊急避難場所から指定避難所等への移送
第 2 段 階	(1) 第１段階の続行 (2) 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資
第 3 段 階	(1) 第２段階の続行 (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

第２　道路被害状況の把握

本市の自然的な条件から、本市には災害危険箇所や道路危険区域等が存在するため、災害が発生した場合には、速やかに道路、橋梁の被害調査を実施し、危険箇所や道路上の障害物の状況を把握するとともに、五條土木事務所や五條警察署等の関係機関から交通規制状況、道路被害情報を収集するものとする。

第３　緊急輸送道路の確保

１　市内の県指定緊急輸送道路の状況

県は、災害時におけるネットワークとしての道路機能の確保を図るため、緊急輸送道路を指定している。市内における県指定緊急輸送道路は、資料10－１のとおりである。

２　交通の確保

市は、県指定緊急輸送道路と、指定避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等の市防災拠点とを結ぶ市道について最優先に被害状況を調査するとともに、被害箇所や障害物を発見した場合には、速やかに市内建設業者等の協力を得て啓開し、緊急通行車両等の交通の確保を図る。

第４　緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、災害現場の被害状況等を勘案し、次の最も適切な方法により、また組み合わせて実施するものとする。

１　自動車による輸送
２　舟艇による輸送
３　ヘリコプターによる輸送
４　鉄道による輸送
５　人力による輸送

第５　緊急輸送の実施

１　自動車による輸送

(1) 保有車両の配車

災害時における保有車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務部財政班が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務部財政班に依頼するものとする。

総務部財政班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、本章第22節「交通規制計画」に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

(2) 車両の借上げ

各部からの要請等により保有車両だけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、総務部財政班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は市内輸送関係業者等に協力を依頼し調達を図る。市内輸送業者等の現況は、資料10－４のとおりである。

なお、特殊車両については、都市整備部建設班が市内建設業者等から調達を図るものとする。

(3) 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。

ア　輸送区間及び借上期間
イ　輸送人員又は輸送量
ウ　車両等の種類及び台数
エ　集結場所及び日時
オ　車両用燃料の給油場所及び給油予定量

カ　その他必要事項

２　舟艇による輸送

浸水地域の被災者の収容、その他舟艇による輸送が適切と判断した場合は、奈良県広域消防組合五條消防署所有の舟艇を使用し、又は民間所有者等から借上げて舟艇による輸送を行う。

３　ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、県に対して県消防防災ヘリコプター等の派遣や自衛隊の派遣要請を要求し、緊急輸送を行う。

市は、防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場等の被災状況を調査し、県災害対策本部等に報告する。

４　鉄道による輸送

大量の物資等を輸送する必要がある場合等、鉄道による輸送が適切と判断した場合は、西日本旅客鉄道㈱への列車の特発、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の措置を県に要請する。

５　人力による輸送

１～４のいずれの方法によっても輸送が困難な場合、又は、輸送量が少量の場合、輸送だけではなく現地の直接の確認や連絡、状況の把握等が必要な場合は、人力により輸送を行う。

労働力の確保は、「第31節　労務計画」によるものとする。

第６　緊急物資集積場所の設置

災害が大規模である場合は、市における調達物資又は他市町村等からの救援物資は大量となることが予想されるため、あらかじめ物資の一時集積場所を定め、関係機関に周知しておくものとする（資料10－３参照）。

なお、県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として、市内の吉野川浄化センターを活用することとしている。

第２２節　交通規制計画

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

第１　交通支障箇所の調査

１　実施責任者

市長は、市の管理に属する道路については、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、その補修対策を講ずるとともに、災害が発生した場合は、被害状況の調査及びその応急対策を行うものとする。

２　事前調査

市内における交通確保を図るため、あらかじめ市内の道路、橋りょうについてう回路等を検討しておく。

３　危険箇所の調査及び報告

災害発生後の調査において発見した危険箇所については、その箇所ごとの規模等を市長に詳細報告するものとする。

第２　被災地及びその周辺における交通規制

１　道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、市は、道路の損壊、決壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、市の管理に属する道路について区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

２　道路交通法に基づく交通規制（同法第４条第１項、第５条第１項、第６条第４項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

３　災害対策基本法に基づく交通規制（同法第76条、第76条の３関係）

(1) 公安委員会の措置

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする（以下「通行禁止区域等」という。）。

(2) 警察官の措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、移動等の措置をとることを命じられた者が、移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

(3) 自衛官又は消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な前記(2)の措置をとることができる。

4　広　報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対して周知徹底するよう努めるものとする。

5　関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

6　交通情報の収集

公安委員会は、交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

7　交通管制の機能確保措置

公安委員会は、大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

(1) 信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

(2) 倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

8　交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア　道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第３　緊急通行車両

１　災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

(1) 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「緊急通行車両確認証明書」（様式７－１）及び「標章」（様式７－２）を交付するものとする。

緊急通行車両の確認及び「標章」等の交付は、原則として公安委員会が行う。

(2) 緊急通行車両に該当する車両は、「緊急通行車両確認申請書」（様式７－３）に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明書類とともに、交通部交通規制課（以下、「交通

規制課」という。)、五條警察署（交番及び駐在所含む）又は交通検問所に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるものとする。

２　緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をしておくものとする。

(1) 事前届出の対象車両

公安委員会は、次のア及びイのいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

ア　災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次の事項を行うものである車両

○　警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項

○　消防、水防その他の応急措置に関する事項

○　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

○　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

○　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

○　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

○　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

○　緊急輸送の確保に関する事項

○　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 事前届出の申請手続

ア　申請者

緊急通行又は緊急輸送に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

イ　申請先

五條警察署又は交通規制課

ウ　申請書類等

○　「緊急通行車両事前届出書」（様式７－４）２通

○　市が所有する車両以外の車両にあっては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

(3) 緊急通行車両事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」（様式７－５）を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

交通規制課、五條警察署（交番及び駐在所を含む。)、又は交通検問所に「緊急通行車両事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるものとする。

第４　災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

１　県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安

委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「規制除外車両確認証明書」（様式７－７）及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」を交付する。

規制除外車両の確認及び「標章」の交付は、公安委員会と知事が行う。

２　規制除外車両に該当する車両は、「規制除外車両確認申出書」（様式７－８）に必要事項を記載のうえ、規制除外車両であることの疎明書類とともに交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所に申請し、「規制除外車両確認証明書」（様式７－７）及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

３　市及び県等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

第５　規制除外車両の事前届出・確認・手続

公安委員会は、事前届出に係る車両について、次に定めるところにより、規制除外車両として使用される車両であることの確認を行うものとする。

１　事前届出の対象車両

規制除外車両として使用されるものであることの確認について、事前届出の対象となる車両は、次のいずれかに該当する車両のうち、緊急通行車両に該当しないものとする。

(1) 医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両

(2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

(3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

２　事前届出の申請手続き

(1) 申請者

規制除外に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

(2) 申請先

事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署（ただし、県の機関が行う事前届出については交通規制課でも可）

(3) 申請書類等

ア　「規制除外車両事前届出書」（様式７－９）２通

イ　医療、医療機関等の使用する車両にあっては、車検証及び医師免許状又は使用者が医療機関等であることを確認出来る書類

ウ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両にあっては、車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認出来る書類

エ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）にあっては車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの

オ　建設用重機又は道路啓開作業用車両にあっては車検証及び車両の写真

カ　重機輸送用車両にあっては車検証（建設用重機と同一の使用者であるものに限る。）及び車両の写真（建設用重機を積載した状況を撮影したものに限る。

３　規制除外車両事前届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両と認められたものについて、「規制除外車両事前届出済証」（様式７－９）を申請者に交付する。

４　災害発生時の措置

交通規制課、警察署（交番及び駐在所を含む。）、又は交通検問所において「規制除外車両事前届出済証」（様式７－９）を提示し、「規制除外車両確認証明書」（様式７－７）及び災害対策基本法施行規則に定める「標章」の交付を受ける。

第２３節　食料供給計画

災害のため食料の供給、販売機構が麻痺、混乱し、又は住家の被害等により炊飯等ができず、日常の食事に支障を来たした場合に、炊出し等その他による食品の供給を実施し、被災者の応急救護を行うものとする。

第１　実施責任者

１　被災者等に対する炊出しその他による食料品の給与は市長が行うものとし、災害救助法が適用され、知事から市長に救助の委任があったときは、知事に報告しなければならない。

２　災害救助法が発動され、炊出しを実施する場合は、災害救助用米穀の配給を知事に申請し、食料の確保をするものとする。

第２　住民、市、県の役割分担

１　住民の役割

住民は、第１章「第26節　食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた１週間分の食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

２　市の役割

市は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、市は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

３　県の役割

県は、市からの要請に応じ、または市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給を行う。また、県は市へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

第３　物資の調達・供給状況の報告等

市は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

１　市は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

２　市は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第４　食料供給対象者等

１　供給実施基準

食料供給を実施するのは、次の場合とする。

(1) 被災者等に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合

(2) 被災により販売機関が通常の売却を行うことができないため、その機関を通じないで供給

を行う必要がある場合

２　供給対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

(1) 指定避難所に収容された者

(2) 住家が全壊（焼)、流失、半壊（焼)、床上浸水等の被害を受けたため炊事ができない者

(3) 被害を受けたため一時縁故先等に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせのない者

(4) 旅行中又は一般家庭来訪中の者で、災害のために食料品を入手できない者（ＪＲ西日本又はその他の機関がそれぞれ必要な救済措置を講じた場合は除く。）

(5) 災害地において救助作業、応急措置、応急復旧作業等に従事する者

第５　食料の供給数量等

１　供給品目

供給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によってはパン類又はその他代用食とする。

２　供給数量

供給数量は、次の１人当たりの供給数量に市長が必要と認める者及び期間の日数を乗じた数量とする。

(1) 被災者に対し、炊出しにより給食を行う場合……１人１食当たり　精米換算200ｇ

(2) 販売機関が通常の売却を行うことができず他の機関が供給を行う場合……１人１日当たり精米換算400ｇ

(3) 知事が、特に必要があると認めるときは上記のほかに、パン類、麦製品その他代用食が加配されることがある。

第６　食料の確保等

１　供給量等の把握

市は、指定避難所への避難者数等から必要な供給量を把握する。なお、この場合、高齢者や乳児、食物アレルギー等の人数についても把握するものとする。

２　備蓄食料の放出

市は、把握した供給人数に応じた必要量の備蓄食料を放出する。

３　販売業者からの調達

備蓄食料だけでは不足する場合、また調製粉乳など備蓄していない食品が必要な場合は、市内の販売業者等に協力を依頼し、必要数量、必要品目を調達する。

４　県へのあっせん要請

災害の状況により、市内で必要な食料の確保ができない場合には、県にあっせんを要請する。

５　災害救助法が発動された場合

災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年５月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき実施する。

なお、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡することとする。この連絡を行ったときは、その旨を知事

に連絡すると共に、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行うこととする。

第７　食料集積場所の確保

県等から搬送される救援食料及び市内で調達した食料は、資料10－３の施設に集積するものとするが、あらかじめその所在地等を関係機関に周知するものとする。

また、災害時には管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

第８　炊き出しの実施

１　炊き出し対象者

避難所に収容された者、食料の確保が困難な者及び自宅で炊飯が不可能となった被災者に対し、状況により応急的炊き出しを行う。

２　炊き出し方法

炊き出しは、五條市立学校給食センターが行い、必要があるときは婦人会、五條市赤十字奉仕団等に協力を求める。

なお、炊き出しで賄いきれない場合、民間給食センターに協力を要請するものとする。

３　炊き出し責任者と責務

炊き出し現場の責任者は、給食センター所長とする。

責任者は、その実態に応じ混乱が起こらないよう指導し、関係事項を記録し、この書類を整理し保管するものとする。

(1) 炊き出し受給者名簿（様式６－１）
(2) 食料品現品給与簿（様式６－２）
(3) 炊き出しその他による食品給与物品受払簿（様式６－３）
(4) 炊き出し用物品借用簿（様式６－４）
(5) 炊き出し、その他による食品給与のための食料購入代金支払証拠書類
(6) 炊き出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類
(7) その他必要書類

４　応急措置

炊き出し、献立ては、栄養等を考慮してつくらなければならないが、被害の状況により食器等が確保されるまでの間、にぎり飯とつけもの、かん詰等を調達し、給与するものとする。

５　炊き出し時の留意事項

炊き出しの際には、常に食品の衛生に心掛けるとともに、次の事項に留意しなければならない。

(1) 食料の配膳とともに飲料水の供給
(2) 必要な器具、容器の確保
(3) 炊き出し場所への皿洗い設備及び器具類の消毒設備の設置
(4) 感染症予防への留意
(5) 原材料の吟味及び保存等の注意

第９　災害救助法による食品給与の基準

１　費　用

炊出し及びその他による食品の給与のための費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる（資料12－１参照）。

２　期　間

食品の給与を実施できる期間は、原則として７日以内とするが、大災害のため引続き食品の給与を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

また、被災者が一時縁故先等へ避難する場合で、必要と認めるときは３日以内の食料品を支給する。

第２４節　生活必需品等供給計画

災害により住家が流失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。

第１　実施責任者

１　実施責任者は市長とし、被災者に対して被服、その他生活必需品を給与又は貸与する。

２　災害救助法が適用されたときは原則として知事を実施責任者とし、市長はその補助機関としてその業務を行う。

第２　住民、市、県の役割分担

１　住民の役割

住民は、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

２　市の役割

市は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、市は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

３　県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。また、県は市へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

第３　物資の調達・供給状況の報告等

市は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

１　市は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

２　市は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第４　対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

第５　支給品目

被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

１　被服、寝具及び身の廻り品

２　日用品

３　炊事用具及び食器
４　光熱材料
５　緊急燃料

第６　生活必需品の確保

１　被災者ニーズの把握

市は、被災者が必要とする品目、数量を調査・把握する。

なお、被災者ニーズは、時間の経過、天候等により変化し、また年齢によって必要品目も異なるため、これらを十分に留意して把握するものとする。

２　備蓄物資の放出

市は、市が備蓄している物資を速やかに被災者に供給する。

３　販売業者からの調達

備蓄物資では必要とする品目、数量が不足する場合には、市内の販売業者等に協力を依頼し、必要品目、数量を調達する。

４　県への斡旋要請

災害の状況により、市内で必要な生活必需品の調達ができない場合には、県に必要とする品目等の斡旋を要請する。

第７　日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

１　全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛　　布	１人に対して１枚（11月～翌３月は２枚）
緊急セット	１世帯に対して１個（内容は４人分）
バスタオル※	１人に対して１枚
布　　団※	１人に対して１組

２　床上浸水又は避難所等に避難の場合

毛　　布	１人に対して１枚（11月～翌３月は２枚）
緊急セット	１世帯に対して１個（内容は４人分）

３　死亡者の遺族　　弔慰金１人　20,000円

※ただし、災害救助法が適用された場合、バスタオル、布団及び弔慰金については除く。

（資料12－１参照）

第８　救援物資集積場所

１　救援物資集積場所の確保

県等から搬送される救援物資及び市内で調達した物資は、資料10－３の施設に集積するものとするが、あらかじめその所在地等を関係機関に周知するものとする。

また、災害時には管理責任者及び警備員等を配置し、物資の管理に万全を期する。

２　人員の確保

輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、

被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

第９　生活必需品の支給

１　生活必需品の輸送

市保有車両により、各避難所から要請のあった必要品目を指定避難所に輸送する。

２　配分計画の作成

配分については支給物資の品目ごとに、被災者の家族構成等を勘案の上、市において計画をたてる。

３　被災者への周知

被災者に対する物資の支給に関する連絡周知は、事前に自治会長に連絡して行うものとする。

第１０　生活必需品の給与又は貸与の限度

１　給与（貸与）の期間

給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き給与又は貸与を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

２　費用の限度

給与（貸与）の費用の限度は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる（資料12－１参照）。

第２５節　給水計画

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

第１　実施責任者

飲料水供給の実施は原則として市が行うが、市において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めることになっている。

第２　給水対象者

災害発生時に飲料に適する水を得られない者に対して、応急給水を実施する。

第３　供給水量の基準

災害発生から３日以内は１人１日３ℓ､10日目までには３～20ℓ､20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

災害発生からの日数	一人当たり水量（リットル／日）	水量の用途内訳	主な給水方法
～３日	3	飲料等 （生命維持に最小限必要）	耐震性貯水槽、給水車
４～10日	３～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）	配水幹線付近の仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等 （数日周期の生活に最小限必要）	配水支線上の仮設給水栓
21～28日	被災前給水量（約250）	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

第４　給水方法

１　給水体制

給水の実施は、水道班が関係機関の協力を得て実施するものとする。

２　搬送給水

(1) 給水は、給水車又は水槽付消防車により現地給水を行う。また、容器に水道水を詰め、トラック輸送により給水を行う。

(2) 実施に当たっては、資機材の整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・さらし粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。

(3) 給水車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

(4) 災害の規模により１戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

３　ろ過器利用等による給水

水道水による給水ができないときは、給水対象者を考慮の上、プールの貯留水や河川の表流水を水源とし、ろ過器によりろ過した後、浄水剤により消毒を行い給水する。

また、市内の簡易水道及び飲料水供給施設並びに深井戸等所有者の協力を求め、簡易ろ過器によりろ過した後、浄水剤により消毒を行い、給水にあてる。

４　給水の優先順位

給水は、医療機関、指定避難所、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

５　災害時要援護者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の災害時要援護者や高層住宅の住民に対しては、地域住民、ボランティア等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、きめ細かい給水活動を行うものとする。

６　広報の実施

(1) 給水実施時の広報

給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により、給水場所・時間等について、被災地の住民に周知する。

(2) 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、防災行政無線、広報車等により、断水地区の住民に対して、断水状況、復旧見込み等の広報を行う。

第５　給水施設の応急復旧

１　水道施設の応急措置

水道施設に被害のある場合は、速やかに五條市上水道協同組合の応援を得て、応急措置を施すものとする。

２　家庭井戸への応急措置

各被災家庭の井戸についても早急に消毒滅菌するよう指導する。

第６　応援要請

市内で飲料水の供給を実施することができないときは、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」（資料11－４参照）に基づき、次の事項を示して奈良県水道災害対策本部に調達あっせんを要請する。

１　給水を必要とする人員

２　給水を必要とする期間及び給水量

３　給水する場所

４　必要な給水器具、浄水用薬品、水道用資材等の品目別数量
５　給水車両借上げの場合はその必要台数
６　その他必要な事項

第７　災害救助法適用時の給水基準

１　給水対象者

給水対象者は、災害のため現に飲料に適する水を得ることができない者全員に対して行う。

２　給水期間

給水期間は、原則として災害発生の日から７日以内とするが、大災害のため引続き給水を行う必要があるときは、最小限期間の延長をすることができる。

３　給水量及び給水のための費用

給水量は１人１日３ℓとし、支出費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上料、修繕料及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第２６節　防疫、保健衛生計画

災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、感染症の未然防止に万全を期するとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

第１　実施責任者

被災地の防疫は、市長が吉野保健所長の指導、指示に基づいて実施するものとする。ただし、市の被害が甚大で、市単独で実施が不可能又は困難なときは、吉野保健所に応援の要請をし、吉野保健所又は吉野保健所管内の他市町村からの応援を得て実施するものとする。

第２　防疫の実施組織

市は、保健福祉センター・生活環境課職員が中心となって必要な班を編成し、吉野保健所と緊密な連絡のもとに防疫活動を実施する。

なお、吉野保健所においても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、吉野保健所管内の他の市町村又は県からの応援を得て実施する。

第３　防疫活動

１　感染症対策

市は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年厚生省令第99号）の規定に基づき、知事の指示に従って、次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

市は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

ア　感染症の患者がいる場所又はいた場所

イ　感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

ウ　感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

(3) 物件に係る措置

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準等を勘案し、物件に対し必要な措置を行う。なお、消毒及び滅菌にあっては、消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

ア　消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

イ　廃棄にあっては、消毒、下記の(ウ)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

ウ　物件措置としての滅菌にあっては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

(4) 生活用水の供給

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(5) 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

(6) 感染症発生状況又は防疫活動の周知方法

防災行政無線、広報車等により、住民に周知するとともに、発生した地域の当該家屋に対する立入を禁止する。

２　臨時予防接種の実施

疾病のまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第６条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

３　防疫指導等

(1) 指定避難所の防疫活動

市は、指定避難所を開設した場合は指定避難所に市職員を常駐させ、県又は吉野保健所の防疫関係職員の指導を得て、施設管理者等を含めた衛生に関する自治組織を編成させ、その協力等を得て指定避難所の防疫活動を実施するものとする。

(2) 広報活動

被災地住民に対して、広報車の巡回、パンフレット・ビラ等の配布等により、災害時における感染症や食中毒予防等に関する注意事項等を周知する。

第４　防疫業務実施の基準

１　消毒方法の基準

(1) 家屋内の消毒

浸水等により汚染された家屋は、床板、柱、壁板等は水洗い後十分乾燥させ、台所、炊事場及び食器棚などは、３％クレゾール水等で拭浄する。床下は通風をよくして乾燥させるが、汚泥のため乾燥しにくいときは石灰を散布する。

(2) トイレの消毒

トイレは、３％クレゾール水等で拭浄し、又はこれを散布し、便池にはか製石灰末（消石灰）又はクロール石灰をそそぎ、十分攪拌する。

(3) 芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地並びに溝渠には、石灰乳又はクロール石灰水をそそぎ、塵芥は焼却する。

(4) 患者運搬用器などの消毒

病毒に汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度３％クレゾール水等で拭浄し、又

はこれを散布する。

(5) 飲料水の消毒

井戸水を飲用している地域では災害の状況に応じて、飲用に適する井戸には「飲用適」、冠水等により飲用できない井戸には「飲用不適」などの標識を立て、住民に明示する。

ア　井戸の消毒は、水量の50分の１のか製石灰（生石灰）を乳状にしたもの又は水量の500分の１のクロール石灰（さらし粉：クロール石灰５分、水95分）を投入し、よくかきまわした後12時間以上放置する。

イ　上水道又は簡易水道の消毒は、塩素消毒を強化し、管末における遊離残留塩素を0.2ppm以上に保持する。

ウ　給水を井戸又は水道以外による場合の消毒の基準は、イに準ずる。

(6)　薬剤、器具等の確保

ア　薬剤

薬剤の必要量は、災害の条件によって異なるが、おおむね次の基準（水害時）により確保するものとする。

床上浸水家屋（流失、全半壊を含む）	１戸当たりクレゾール200ｇ
床下浸水	１戸当たりクレゾール50ｇ
床上、床下浸水ともに	１戸当たり普通石灰６kg １井戸当たりクロール石灰200ｇ

（注）薬剤の種類は、地域の状況に応じ適宜変更して差し支えない。

イ　器具等

市が保管する噴霧器、散粉機を活用するものとするが、不足する場合は、各農家所有の噴霧器を借り上げるものとする。防疫資機材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

なお、消毒の実施地域、実施戸数、地理的条件を勘案し、必要な噴霧器、運搬器具などを確保、整備しておく。

２　ねずみ族、昆虫等の駆除の基準

ねずみ族、昆虫等の駆除は、被災全家屋について実施することが困難なときは、実情に応じて重点的に選択し、実施するものとする。

殺そ剤、殺虫剤の１戸当たりの必要量は、使用しようとする薬剤の種類により把握しておく。

第５　報告等

防疫に関する報告、諸様式その他については、「奈良県防疫必携　第12節　災害防疫　４　災害防疫活動」によるものとする。

第６　記録の整備

災害防疫に関し、整備すべき書類は、次のとおりとする。

１　被害状況報告書

２　防疫活動状況報告書

３　防疫経費、所要見込額調及び関係書類

４　清潔方法及び消毒方法に関する書類

５　患者台帳

６　防疫作業日誌

第７　愛玩動物の収容対策等

１　特定動物の逸走対策

※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養･保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等）

市は、特定動物の逸走等の事態が生じている状況において、飼育者による捕獲が困難な場合、又は、飼育者が所在不明である場合は、地域住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、県、警察と連携し対応する。

２　放浪犬猫の保護収容

市は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。

３　飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第８　生活衛生対策

市が旅館・ホテル等を指定避難所として利用する場合、県の協力により、感染症発生防止の観点から以下の対策を講じる。

１　トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止に関する指導等適切な措置を行う。また、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

２　浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として、消毒効果の簡易検査を行うとともに、清掃・消毒に関する指導等適切な措置を行う。

第２７節　遺体の捜索、処理及び埋火葬計画

市は、関係機関と連携を図り、遺体の捜索、処理、火葬を的確かつ迅速に実施する。また、市での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村に協力を要請する。

第１　実施責任者

１　遺体の捜索及び処理、埋葬は、市長が警察官の協力を得て行う。

２　住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

３　災害救助法が適用され、知事から市長に救助の委任があったときは、その状況を知事に報告する。

第２　遺体の捜索

１　対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

２　捜索活動

市は、警察及び消防機関と協力して捜索活動を実施する。必要により地域住民の協力を得て行うものとする。

遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、身元の確認等のため、遺品については、適切に保管するものとする。

３　捜索の依頼

遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体の漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して捜索を依頼する。

(1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

(2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

４　行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、行方不明者に関する相談窓口を社会福祉課に設置し、五條警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録するものとする。

５　費用の限度

遺体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等であって、当該地域の通常の実費とする。

６　捜索期間

遺体の捜索を実施しうる期間は、災害発生の日から10日間以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

第３　遺体の処理

遺体の処理は、災害の際死亡したものについて、遺体の処理（埋葬を除く。）を行うものと

する。

１　処理体制

遺体の処理は、社会福祉課が警察官、医師等の協力を得てこれを行うものとする。

２　処理の範囲

遺体処理は、警察により死体見分その他所要の処理が実施された後に引き渡された遺体について行うが、処理は次の範囲内において行う。

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

(2) 遺体の一時保存

遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

(3) 検案

検案は、原則として医療救護班の医師によって行うものとする。この場合、警察官の立会いを必要とする。

３　費用の限度

遺体の処理のために支出できる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

４　処理期間

遺体の処理を実施し得る期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

第４　遺体の埋葬

災害により死亡したものであって、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合、また死亡した者の遺族のない場合は、応急処理程度の埋葬を行うものとする。

１　埋葬の方法

埋葬は、土葬又は火葬とする。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 災害死については、警察官から引き継ぎを受けた後に埋葬するものとする。

(2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬を行うものとする。この場合、遺留品については、適切に保管するものとする。

(3) 遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、一時保存場所や埋葬場所等に相談窓口を設置する。

２　費用の限度

埋葬のため支出しうる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

３　埋葬の期間

埋葬を実施しうる期間は、災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

４　火葬の実施

火葬は、原則として資料９－４に掲げる施設で行うこととするが、大規模災害により火葬場が被災して稼動できなくなったり、多数の犠牲者が発生して対応が困難な場合には、県に要請し、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

第５　知事への報告

市長は、遺体の処理及び埋葬を行ったときは、その状況を速やかに知事に報告するものとする。

第６　県への応援要請

市長は、遺体の捜索・処理・火葬等について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

1　捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
2　捜索地域
3　火葬等施設の使用可否
4　必要な搬送車両の数
5　遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

第７　書類の整備保管

遺体の処理及び埋葬を実施した場合には、書類を整備保管するものとする。

第８　大規模災害発生時の県及び市町村等の連携

1　市は、大規模災害により多数の犠牲者が発生し、市での遺体の処理及び火葬等が十分行えない場合には、県を通じて県内他市町村へ火葬等の受け入れを要請する。
2　市は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

第２８節　障害物の除去計画

災害で生じた土砂、流木等の障害物を除去し、被災者の日常生活の営みに支障のないよう応急対策の万全を図る。

第１　実施責任者

１　被災地の障害物の除去は、市長が行う。

２　災害救助法が適用されたときは原則として知事を責任者とし、市長はその補助機関として業務を行う。

３　道路法による道路上の障害物の除去は、その道路管理者が行う。

第２　障害物の除去の基準

１　災害救助法による対象者

災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去で、次に該当するものに対して行う。

(1) 自らの資力では障害物の除去ができないもの

(2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれているか、又は敷地内に運び込まれているため、家の出入が困難な場合に限る。

２　除去の期間

災害発生の日から10日以内とするが、大災害のため引続き遺体の捜索を行う必要があるときは、延長をすることができる。

３　費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、その費用額は奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる（資料12－１参照）。

第３　除去方法

障害物の除去は、災害の必要度に応じて、都市整備部各課の職員の中から障害物除去班を編成して行うものとするが、状況により市内建設業者等の協力を得て、実施するものとする。

第４　障害物の集積場所

１　仮置場指定地（資料９－５参照）

地区別にそれぞれ指定された場所に集積し、適切に保管する。

２　可燃物の処理

可燃物にあっては、環境衛生上支障のないよう処理をする。

第５　書類の整備、保管

障害物の除去を実施したときは、書類を整備、保管するものとする。

第２９節　廃棄物の処理及び清掃計画

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行う。

第１　ごみ・し尿の処理体制

１　小規模災害時の体制

小規模な災害の場合は、可能な限り現有の人員、機材によって行う。

２　災害救助法適用時の体制

災害救助法の適用を受けた災害の場合も可能な限り現有の人員、機材によって行うことを原則とするが、必要に応じて機材等の借上によって迅速な処理をするものとする。

３　甚大な災害発生時の体制

(1) 支援要請

特に甚大な被害を受けた場合で収集運搬等に支障を生ずる場合は、県に連絡のうえ、近隣の市町村又は県及び自衛隊からの応援を求めて緊急事態の収拾処置にあたる。

支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

ア　災害の発生日時、場所、ごみ・し尿等の発生状況

イ　支援を必要とするごみ等の場所、性状、処理量、処理期間等

ウ　支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

エ　その他必要な事項

オ　連絡責任者

(2) 支援

被災市町村を支援する市町村は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。

ア　ごみ・し尿等の処理（収集、運搬、破砕、焼却、埋立等）

イ　ごみ・し尿等の処理に必要な資機材等の提供

ウ　ごみ・し尿等の処理に必要な職員等の派遣

エ　その他ごみ・し尿等の処理に関し必要な行為

第２　ごみ処理

１　収集体制

災害の規模の特定を急ぎ、従来の収集体制が維持できない場合は、住宅密度の高い地域から収集することとし、道路交通の状況その他により夜間収集も検討する。

２　仮置場の確保

道路交通の遮断・渋滞が予想されると判断される場合は、災害廃棄物の収集場所としての「仮置場」を利用し、中継して処理を図る（資料９－５参照）。

３　指定避難所ごみ対策

指定避難所においては、開設規模にもよるが、初期に至っては大量のごみの排出が予想されるため、状況によっては一般収集とは別ルートの収集を速やかに検討する。

４　委託許可業者との協議

収集する際には、あらかじめ委託許可業者と収集分担区域、収集順位、収集ルート等について協議を図るものとする。

５　住民への協力要請

各自治会を通じて、状況により住民に対して住民自らの処理あるいは運搬、分別等の協力を求めるものとし、あわせてごみ排出ルールの徹底を促す。

６　ごみ処理施設の復旧

(1) 被害状況の把握と応急措置

ごみ処理施設管理者は、災害発生直後に被害状況を調査把握し、市災害対策本部へ報告するとともに、必要な緊急防御・復旧措置を施すものとする。

(2) 広域的処理・処分

施設の早期復旧に努めるとともに、広域的な中間処理（市域外処理）についても検討を行う。

７　県への報告

市は、以下の事項について、情報を収集し、県に報告する。

(1) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み

(2) 指定避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量など

第３　し尿処理

１　被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処理施設、下水道施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

２　し尿排出量の把握

上・下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集見込み量を推定し、仮設トイレの必要数を把握する。

３　収集方法

市は、し尿収集業者・浄化槽清掃業者に協力を要請し、住宅密集地、指定避難所など緊急を要する地域から速やかに収集する。

なお、収集を要請する際には、収集業者等と収集区域、収集順位、収集ルート等について協議を図るものとする。

４　処理方法

し尿処理施設で処分するものとするが、被災により処理能力の低下又は処理不能の場合は、下水処理場での処理又は隣接市町村等に協力を要請し、市域外の処理施設に搬送して処分することも検討する。

５　仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレを設置する。

(1) 仮設トイレの設置基準

指定避難所や被災地域における仮設トイレは、おおむね100人に１基の割合で設置することとする。

(2) 付属用品の手配

仮設トイレの必要数を確保するため、業界団体と早急に連絡をとるとともに、次の手配も

行う。

①トイレットペーパー　②手洗い水　③清掃用品　④照明施設（屋外用）

(3) 衛生管理

仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等を確保し、衛生状態の保持に配慮するとともに、し尿収集業者・浄化槽清掃業者等に消毒の実施を委託する。また、設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に、日常の清掃等を要請する。

なお、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに行い、指定避難所等の衛生向上に努めるものとする。

(4) 要配慮者への配慮

仮設トイレを設置するに際しては、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するものとする。

６　公共施設トイレの利用

断水及び下水道の使用不能により水洗トイレが使用できない場合については、公共施設の汲み取り式トイレの利用を促すものとする。

７　広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を広報車等により広報を行うものとする。

また、水洗トイレを使用している世帯に対して、断水時には平素から汲み置きしてある風呂水等の水を使用するよう広報を行うとともに、下水道施設に被害が発生した場合には、復旧作業に支障を及ぼすため、被害状況が判明するまでは使用を控えるよう広報を行うものとする。

８　応援要請

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、市本部を通じて県又は他の市町村に応援を要請する。

９　県への報告

市は、以下の事項について、情報を収集し、県に報告する。

(1) し尿処理施設の被害状況と稼働見込み

(2) 指定避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数

(3) 倒壊家屋等の便槽及び指定避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測

(4) 下水道等の被害状況、復旧見込みなど

第４　災害廃棄物処理

１　仮置場（中間集積基地）の確保

大規模災害等により生じた災害廃棄物については、災害規模の程度により、資料９－５のとおり仮置場を指定し、地域住民による災害廃棄物の搬入に利便性を図るものとする。

また、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど緊急を要するものについても同様とする。

２　処理のフロー

(1) 分別方法

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第１次分別を行ったのち、仮置場に集積することとする。

このうち、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイ

クルに努める。

なお、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

ア　木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、不燃物等の荒分別を行ったあと、指定の仮置場へ搬入する。

イ　ビル・マンション等

ビル・マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については可燃物等の荒分別を行ったあと、指定の仮置場へ搬入する。

(2) 中間処理・最終処理方法

仮置場にて、第２次分別を行い、可能な限りごみ処理施設にて処理を行うが、処理業者への委託もあわせて検討を行う。

また、公的機関への受け入れ要請も検討していくこととする。

３　県への報告

市は、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握し、県に報告する。

第５　死亡獣畜等の措置

１　犬猫の保護収容

災害により放浪する犬猫について、関係機関等と協議し、放浪犬猫を保護収容する。

２　死亡動物・家畜の処理

(1) 死亡動物の処理

災害により死亡した所有者不明の動物の処理については、処理施設が窓口となり、焼却処分あるいは必要に応じて埋立処分を行い、環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

(2) 死亡家畜の処理

災害により死亡した家畜（牛・馬・豚等）は、家畜の所有者が、原則として処理する。死亡家畜発見者の通報を受けた場合は、県畜産課又は県家畜保健衛生所へ連絡する。

第６　廃棄物処理施設の復旧

市は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第７　災害対策本部の設置

県は、災害の規模や被害の状況に応じ、大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理体制を確保するため、奈良県災害廃棄物処理計画（平成２８年３月）に基づき景観・環境局長を本部長とする「災害対策本部」を設置・運営する。

第８　市町村への緊急支援要員の派遣（災害廃棄物処理緊急支援要員）

県は、平常時から「災害廃棄物処理緊急支援要員」を編成し、原則として、県が災害廃棄物対策本部を設置した場合は、災害廃棄物処理緊急支援要員に任命されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村へ派遣する。

(1) 緊急支援要員は、大規模災害発生により県に災害廃棄物対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めたときには、原則として、速やかに県庁廃棄物対策課に参集する。

(2) 緊急支援要員は、原則として、連続７日間を上限として、被災市町村において活動するものとする。ただし、市町村の被災状況に応じてその期間を延長若しくは短縮することがある。

(3) 緊急支援要員は次に掲げる任務に従事する。

① 災害廃棄物発生状況及び廃棄物処理施設被災状況等の情報収集

② 市町村が実施する災害廃棄物処理への支援

（仮置場の設置・運営、災害廃棄物の収集・処理体制の構築の支援等）

第９　環境保全対策の推進

市は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第３０節　ボランティア活動支援計画

市は、県及び関係機関・関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、ボランティア活動の拠点の確保等、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

第１　ボランティアの受入対応

１　受入窓口の設置

ボランティアの参画が必要な激甚な災害が発生したときは、市は、市社会福祉協議会等と協力して災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの人数、業種等を把握する。

２　ボランティアニーズの把握

災害ボランティアセンターは、指定避難所、被災地域の住民等のボランティアニーズを把握する。

３　ボランティアへの情報等の提供

把握したボランティアニーズを災害ボランティアセンターで調整するとともに、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分類・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

４　ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

ボランティア活動の支援として、庁舎、公民館、学校などの活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地、被災者等の情報を提供しつつ、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

５　奈良県ボランティア本部との連携

災害ボランティアセンターは、県と関係機関・関係団体が設置する「奈良県ボランティア本部」からボランティアの受入状況等を把握するとともに、本市のボランティアの受入状況や被害状況を提供するなど相互に情報連絡して、ボランティアの動向等について情報共有に努める。

第２　専門技術ボランティアの活用

１　専門技術ボランティアの確保

市本部各部・班は、それぞれの所掌事務の実施に当たり、専門技術ボランティアの協力が必要なときには、協力を希望する作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、県及び関係団体等に派遣を要請する。

２　専門技術ボランティアの種類等

専門技術ボランティアの主なものを挙げれば、次のとおりである。関係各課は、平常時より関係団体等と必要に応じて協議を行い、専門技術ボランティアの派遣に関する協力体制を確立しておくことが必要である。

活動内容	専門技術ボランティアの例	担当部署
消火・救助	消防職・団員ＯＢ	五條消防署
情報の伝達	アマチュア無線技士	危機管理課
安否確認	民生児童委員	社会福祉課
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等の医療関係者	保健福祉センター
二次災害の防止	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士	建設課
障害物の除去	土木建設業者、特殊車両等の操縦・運転の資格者	建設課
要配慮者の生活支援	介護福祉士、社会福祉士等の介護資格保有者	介護福祉課
	保育士	児童福祉課

第３１節　労務計画

大規模災害が発生し、市、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

第１　実施責任者

１　必要な要員の確保は、市長が行う。

２　災害の程度、規模等により、市内で確保できないときは、県又は被害を免れた隣接市町村に応援を求める。

第２　労働者供給の範囲

応急救助のための労働者供給の範囲は、災害救助法に基づいて行う次の場合とする。

１　被災者の避難

２　医療及び助産のための移送

３　被災者の救出

４　飲料水の供給

５　遺体の捜索

６　遺体の処理

７　救助物資の整理、配分及び輸送

第３　必要な労働者の把握

１　確保・配分担当

労働者の確保・配分は、市長公室部人事班が行う。

２　連絡・要請

応急対策実施部は、必要な労働者数・種別を把握し、市長公室部人事班へ連絡、要請する。

３　必要人数等の把握

市長公室部人事班は、各応急対策実施部からの要請に基づき、職種別の人数等をとりまとめ、把握する。

第４　確保の方法

次により必要な労働者を確保するものとするが、確保に当たってはボランティアの受入れ状況を把握するなどあんしん福祉部社会福祉班と連携を図りながら、ボランティアの有効活用に努める。

１　自治会等に協力を求める。

２　ハローワーク下市に依頼する。

３　１、２より必要労働者数が確保できないときは、知事に対し文書又は電話等により労働者の確保に努める。

第５　要請時の明示事項

労働者の供給要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

1　求人を必要とする理由

2　必要期間

3　必要人員

4　労働条件

5　作業の内容

6　その他参考となるべき事項

第６　費用及び期間

１　費　用

応急救助のため支出できる賃金は、その地域における通常の実費とする。

２　期　間

応急救助のための労働者の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第３２節　災害救助法等による救助計画

災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

第１　被害認定体制の整備

被害の認定は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するにあたり必要不可欠のものであるため迅速かつ適正に行わなければならない。

市は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくよう努める。

第２　災害救助法の適用

災害救助法の適用は、本市の被害等が次のいずれかに該当する場合であって、真に救助を必要とする場合に適用される。

１　適用基準

本市における適用基準は、次のとおりである。

(1) 市の住家が滅失（全壊、全焼、流失）した世帯数が、下表に定める世帯数以上であること。

市の人口	住家滅失世帯数
29,115人（令和３年４月30日現在　住民基本台帳人口）	50世帯

(2) 県全体の住家の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市の住家の滅失世帯数が、下表に定める世帯数以上であること。

市の人口	住家滅失世帯数
29,115人（令和３年４月30日現在　住民基本台帳人口）	25世帯

(3) 県全体の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市の被害世帯数が多数であること。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

２　滅失世帯数の算定基準

住家滅失世帯数の算定基準は、次のとおりである。

(1) 住家が全壊、全焼、流失した世帯は、滅失した１世帯とする。

(2) 住家が半壊、半焼した世帯は、２世帯をもって滅失した１世帯とする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、３世帯をもって滅失した１世帯とする。

３　災害救助法に該当する救助の種類

救助の種類	実施機関
１　指定避難所の設置	知事
２　応急仮設住宅の供与	及び
３　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	市長

4　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 5　医療及び助産 6　被災者の救出 7　被災した住宅の応急修理 8　学用品の給与 9　埋葬 10　遺体の捜索及び処理 11　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

※　災害救助法に基づく救助に関する事務は、知事が事務の一部を市長が行うこととする場合に、委任される。救助の委任を受けない事項についても、市長は知事を補助して救助を実施する。

第３　災害報告

１　県への報告

災害が発生した場合に、どのような被害が生じているかを調査把握し伝達することは、その後に行われる救助活動の基本となるものであり、災害救助法の適用の判断に必要な基礎資料となるものである。

市は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し、速やかに県に報告しなければならない（被害の認定基準については、様式４－４を参照）。

なお、おおむね次に定める程度のものは、すべて県に報告しなければならない。

報　告　を　必　要　と　す　る　災　害
①　災害救助法の適用基準に該当するもの ②　その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの ③　被害が２市町村以上にわたる広域的で大規模なもの ④　災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの ⑤　その他特に報告の指示があったもの

２　報告責任者の指名

(1)　市は、被害状況の報告を行うための責任者（災害報告主任）として社会福祉課長を、またその補助者（災害報告副主任）として社会福祉課の係長以上の者をもってこの任に当たらせるものとする。

(2)　市は、前記(1)の災害報告主任及び災害報告副主任を県に報告しておかなければならない。また、交替した場合も同様とする。

(3)　災害報告主任及び災害報告副主任は、市の被害状況の報告及び事後の措置に関する状況の報告に関して一切の責任を負うものとする。

第４　救助の実施

１　市の実施事務基準

(1)　市は、災害救助法第13条第１項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事

務の一部を行うこととする場合は、知事から通知された事務内容を当該期間において行うものとする。

(2) 市は、市が行う事務以外の、知事が行う救助についても、補助するものとする。

２　県への報告

市は、市が行った救助の実施状況を県に報告するものとする。

３　市の自主着手

市は、前記１(1)の場合を除き、県による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手することができる。また、その状況を県に報告し指示を受ける。

第５　救助の程度・方法及び期間

奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる（資料12－１参照)。

第６　費　用

災害救助法第33条により救助に要する費用は、県が支弁する。

第７　災害救助法の規定による記録の作成、保存

災害救助法が適用され、同法に定める諸種の救助を実施したときは、その記録を作成し、保存するものとする。

第８　災害救助法適用に至らない災害への救助

災害救助法の適用に至らない非常災害が発生した場合には、救助を必要とする者に対して、必要最小限度の範囲内において、次により応急的な救助を行うものとする。

１　小災害救助内規に該当する小災害の救助

「小災害救助内規」（資料12－２参照）の規定に基づき、住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して応急救助を行う。

(1) 救助の範囲

災害により住家が全壊（焼)、流失、半壊（焼）し、又は床上浸水等により被害を受けた世帯数が20世帯以上に達したとき。

(2) 救助の程度

市長は、この内規の適用を決定したときは、速やかに県知事に対し県における「小災害に対する救助内規」の適用を申請し、次の各号の救助を行う。

ア　県における「小災害に対する救助内規」に基づいて支給される衣服寝具等の救助物資を配分

イ　食品の給与と飲料水の供給

ウ　避難所の設置

エ　被災者の救助及び救護

２　小災害救助内規に該当しない小災害の救助

小災害救助内規に該当しない小範囲の災害が発生した場合における応急救助事務については、災害の状況に応じて本計画に基づいて実施するものとするが、その他各部課の平常業務に関連する事項の処置については、その都度市長の指示により行うものとする。

第３３節　文教対策計画

児童・生徒等の安全のため、学校等における防災計画を策定する。

また、災害等が起きた際の緊急避難の指示等の応急対応や、応急教育を実施するための施設・設備及び教員の確保について定める。

併せて、児童・生徒等が教育を受けることが出来るよう、教科書及び学用品の給与等の援助に関することや心のケアについても定める。

第１　実施責任者

市長（災害対策本部を設置した場合は本部長）及び市教育委員会とし、市立小中学校、幼稚園等の応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策を行うものとする。各学校、幼稚園ごとの災害発生に伴う措置については、各校長等が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

また、学校法人にあっても、この計画に準じ、文教対策を実施しなければならない。

第２　災害予防対策

１　防災計画の策定

小学校、中学校、幼稚園等学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保図るため、市の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

(1) 防災体制に関する内容

ア　校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）

イ　教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）

ウ　家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

(2) 安全点検に関する内容

ア　安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）

イ　防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）

ウ　避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

(3) 防災教育の推進に関する内容

ア　防災教育の推進及び指導計画の作成（「第１章第６節　防災教育計画」参照）

イ　教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

(4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容

ア　避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）

イ　防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（第１章「第６節　防災教育計画」参照）

ウ　児童・生徒等の安否確認

エ　児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

(5) 緊急時の連絡体制及び情報収集

ア　教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）

イ　関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制

ウ　ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）

(6) 学校等が指定避難所になった場合の対応

ア　市危機統括室及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）

イ　施設開放区域の明示

ウ　避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成　等）

２　防災上必要な教育及び訓練の実施

(1) 児童・生徒等にあらゆる機会を通じて防災上必要な安全教育の徹底を図るものとする。

(2) 関係職員を教育するための講習会、研究会を開催するとともに、県その他関係機関の開催する防災講習会等には積極的に職員を派遣するものとする。

(3) 学校等においては定期的に避難訓練を行い、災害発生時における児童・生徒等の避難の安全を期するとともに、関係職員に対し避難指導、救助等の訓練（図上訓練、指導者演習を含む。）を実施するものとする。

３　文教施設、設備等の防災措置

(1) 学校その他教育機関の建築物の建設あるいは改築に当たっては、不燃堅牢な構造に努めるものとする。

(2) 災害発生時において迅速かつ適切な消火、避難及び救助が実施できるよう、消火、避難及び救助に関する施設、設備及び救急医療用資材等の設備、備蓄に努めるものとする。

(3) 文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所の補強修理に努めるものとする。

(4) 化学薬品、その他の危険物については、転倒防止策等の適切な災害予防措置を講ずるものとする。

第３　応急措置

１　校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。

(1) 校内での応急対応

ア　児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。

イ　施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。

ウ　非常持ち出し品の搬出を指示

エ　避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(2) 登下校時の応急対応

ア　通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示す

る。

イ　避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。

下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。

ウ　保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

(3) 学校行事（校外）においての応急対応

ア　現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。

同時に、定期的な連絡、報告を指示する。

イ　全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。

ウ　保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

2　校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

(1) 市立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を市教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

(2) 公立の高等学校、特別支援学校では、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。

(3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

第４　応急教育対策

1　校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、当該教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、又は、短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

ア　市及び県の教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

イ　校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。

ウ　学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。

エ　校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたす時は、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

ア　できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。

イ　休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に

考えた対応を行う。

ウ　児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Ｗｅｂページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

(3) 休校措置

災害発生時間、災害の状況等に応じて、次のような措置を速やかに講じるものとする。

ア　災害が発生し、又は発生が予想される気象条件の場合、各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ　児童・生徒等を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、集団下校させるものとする。

ウ　低学年児童にあっては、教師が地区別に付添う等の措置をとり、児童の安全を図るものとする。

エ　幼児にあっては、保護者に連絡して確実に引き渡すものとし、状況によっては園で保護するものとする。

オ　休校（園）措置を登校（園）前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他確実な方法をもって児童・生徒等の家庭に徹底させるものとする。

(4) 教育施設の確保

災害を受けた学校等における授業実施のため、校舎等施設の利用は、災害の規模、被害の程度によって異なるが、おおむね次の方法によるものとする。

ア　校舎の一部が利用できない場合は、特別教室、空き教室、屋内体育館等を利用するものとする。

イ　アの場合でなお不足する場合は、二部授業の方法をとる。

ウ　校舎の全部又は大部分が利用できない場合は、公民館等公共施設を利用して授業を行うものとする。

エ　利用すべき施設がない場合は、応急仮校舎を建設し、授業を行うものとする。

オ　その他振替授業、二部授業、講堂の間切り利用、学級の臨時編成替等の方法で、できる限り教育活動に支障をきたさないよう配慮するものとする。

(5) 避難

ア　学校等が住民の避難所に利用される場合は、災害の状況に応じて児童・生徒等と避難者との住み分けなど必要な措置を講ずるものとする。

イ　指定避難所の運営に当たっては、あらかじめ学校ごとに避難所運営マニュアルを作成しておき、教職員等が交代で避難所運営を支援するものとする。

ウ　児童・生徒等の集団避難については、避難先（収容施設）への輸送方法、教育、保健衛生及び給食等の方法について、あらかじめ計画をしておくものとする。

(6) 臨時予防接種等の実施

災害の状況に応じて、教職員及び児童・生徒等に臨時予防接種、健康診断等を実施するよう配慮する。

(7) 応急教育実施上の留意すべき事項

応急教育を実施する場合にあっては、次の事項について留意するものとする。

ア　教科書、学用品の損失状況を考慮の上、児童・生徒等に対し過度の負担にならないよう留意する。

イ　学校以外の施設を利用して授業を行う場合にあっては、その効率化、児童・生徒等の保健等に留意する。

ウ　通学路等の安全確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通学時において児童・生徒等を災害から保護するために、市長は関係者と緊密な連携をとり、次のような対策を講ずる。

(ｱ)　害危険箇所の実態把握

災害危険箇所の実態を把握し、市長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

(ｲ)　保護者、自主防災組織等への協力依頼

状況により、保護者又は自主防災組織等に児童・生徒等の学校等までの送り迎え、あるいは引率等の協力を依頼する。

(8) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、県教育委員会と連絡をとり、教職員の確保に努める。

(9) メンタルヘルスケア

児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

２　市教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。

３　私立学校は、公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

第５　学用品の給与

１　給与の対象

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して行う。

２　給与の方法

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

なお、市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品についてその種類、数量を調査し、県教育委員会に報告する。

(1) 教科書

(2) 文房具

(3) 通学用品

３　費用の限度

学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

「教科書の発行に関する臨時措置法」第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(2) 文房具及び通学用品費

学用品の給与のため支出できる費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる

（資料12－１参照）。

４　給与の期間

学用品の給与を実施できる期間は、災害の発生の日から教科書については１か月以内、その他の学用品については15日以内とする。

第６　学校給食の実施

１　被害状況等の調査報告

現在、五條市学校給食センターにより市内の小、中学校に給食を実施しているが、災害発生時には速やかに給食関係の被害状況を掌握するとともに、給食施設の被害状況を調査し、報告するものとする。

２　給食の実施

教育委員会は、次の点に留意し、応急給食を実施するものとする。

(1)　施設等に被害があった場合、食中毒など衛生管理に十分に配慮したうえで、できる限り学校給食を継続して実施するものとする。

(2)　施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

(3)　学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者の炊き出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食と、被災者炊き出しとの調整に留意する。

３　被害物資対策

教育委員会は、被害を受けた給食用原材料の状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するとともに、その物資の処分方法等について県教育委員会から指示があるまで物資を保管しておくものとする。

第７　書類の整備保管

学用品の給与を実施したときは、次の書類を整備し保管するものとする。

１　救助実施記録日計票

２　学用品の給与状況

３　学用品購入関係支払証拠書類

第８　保育所対策

保育所の災害予防対策、応急対策については、学校等の災害予防対策、応急教育対策に準じて措置するものとする。

第３４節　文化財災害応急対策計画

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第１　災害状況の把握

市は、災害が発生したときには文化財の所有者又は管理者と協力して、被害状況を直ちに市または市教育委員会を通して、県教育委員会へ報告するとともに、二次災害等、災害の拡大防止に努める。

なお災害によって交通等が遮断され、被害確認が困難な場合には、所有者又は管理者は市または市教育委員会を通して、その旨を県教育委員会に報告する。県教育委員会は、文化財所在地に到達可能な交通路を確認の上で調査員を手配し、被害状況の確認を行う。

第２　復旧対策

教育委員会は、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。

第３　大規模災害における応急対策

災害の規模が大きく、本市限りでは応急対策がとれない場合は県に支援を要請する。

文化財災害応急処置

災　害　別	種　別　・　応　急　対　策
１　火災	１　焼損 素材が脆くなっている場合が多いので取扱いは専門家の指示に従う。 ２　煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので専門家の指示に従う。 ３　水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。
２　風水害	１　物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。 ２　水損 火災の水損に準ずる。 ３　がけ崩れ等による建造物の傾斜

	二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3　全般	被害状況を写真等で記録する。 美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第３５節　水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第３３条に基づき、洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減を図るためのものであり、これの詳細については別に定める「五條市水防計画」による。

第３６節　土砂災害応急対策

風水害により土砂災害等が発生した場合、早急に土砂災害防止体制を確立し、関係住民への的確な避難及び応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行い、被害の拡大防止や二次災害防止に努める。

第１　土砂災害対策

市は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、施設管理者等との連携により被害の拡大防止対策に着手する。

１　応急措置

(1) 砂防施設

砂防指定地域に対して施設管理者との連携により次の措置をとる。

ア　砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関へ情報を提供し注意を促す。

イ　被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(2) 地すべり防止施設

ア　危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に情報を提供し、安全の確保に努める。

イ　警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

ウ　危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

エ　被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候が見られるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

ア　危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への情報の提供

急傾斜地崩壊防止施設等に被害が発生又はそのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関へ情報を提供し注意を促す。

イ　警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ、被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

ウ　被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

２　応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

３　二次災害の防止活動

市は、二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛り土等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯そうし混乱状態に陥ることが予想されるため、県及び関係機関から土砂災害危険箇所の情報を収集し、住民に対し適切な情報提供を行う。

第２　大規模土砂災害発生時の応急対応

平成23年９月の紀伊半島大水害で多発した深層崩壊を含む大規模土砂崩壊時の経験を踏まえ、県及び国土交通省と連携を図りながら、大規模土砂災害応急対策を講じる.

１　土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

(1) 大規模崩壊の検知

市は、国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、国、県、近隣市町村との間で情報共有に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の収集・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国もしくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報が通知された場合、通知された土砂災害緊急情報に基づき、市長は、災害対策基本法に基づき住民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

２　紀伊半島大水害で発生した河道閉塞箇所に関する情報提供

五條市では、紀伊半島大水害により発生した河道閉塞箇所のうち、国土交通省（紀伊山系砂防事務所）が対策工事を実施している赤谷地区において、河道閉塞箇所の上流に湛水域が残置されている。そのため、国はモニタリングを継続し、市は、土砂災害緊急情報等を入手する。

第３　被災宅地の危険度判定

豪雨により大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

１　市は、県の協力を得て、豪雨災害で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成のうえ、被災宅地の危険度判定を実施する。

２　特に、庁舎・指定避難所等の防災上重要な宅地は、被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

３　庁舎・指定避難所等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県及び市職員以外の被災宅地危険度判定士に要請する。

第４　山地災害対策

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、市は、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

１　山地防災ヘルパー

県は、民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーは、治山事業を十分に認識し、地域の森林実態に詳しく、かつ、過去の山地災害や災害発生システムについて一定の認識を持ち合わせていると認められる者、又は過去に治山事業に携わった者で、専門的な知識を基に災害の危険性を判断できると認められる者、若しくは森林の保全等に関し知識と熱意があると認められる者であり、ボランティア的な性格を有している。

山地防災ヘルパーの活動は、(1)山地災害の原因となる異常兆候の把握、(2)台風や地震等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握、(3)台風や地震等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動、としている。

市は、これらの山地防災ヘルパーや県と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第５　ため池災害対策

１　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

２　危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。

３　被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

４　被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

第３７節　消防計画

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

第１　消防体制等

１　組織と機構図

消防の組織

五條消防署及び消防団等の組織については、資料５－１参照のこと。

２　消防力の現況

管内における消防力については、資料５－２～５－５に掲載する人員、施設、資機材を最大限に活用し、予防の効果と被害の軽減を図るものとする。

また、管内地理に精通し、速やかに水利を確保することは被害を軽減するための第一の要因であるため、これらの維持・管理及び整備を図り、有事に際し万全を期するものとする。

３　消防力の増強

管内の住宅地及び工業用地の開発その他消防をめぐる環境及び諸情勢の変化に伴い、あらゆる災害に対処するため、施設及び人員等の整備増強に努める。

４　教養訓練

著しい社会経済の発展及び化学の進歩により、消防行政においても複雑多様化する災害に対処するため、高度の知識と技能が要請される。このような情勢下において消防の職務を遂行する消防団員の学術・技能の向上を図るため、消防組織法第５２条で定める教養機関により教養訓練を行い、高度化消防行政に対応する。

第２　火災防御計画

社会の急激な進展に伴い、住宅団地及び工業団地の開発等都市計画も過密化し、建築物の高層化、大量危険物の貯蔵・取扱施設の増加が予想され消防事象も大きく変化しているのが現況である。このような実態での火災は、その時の条件によって大火を誘発するおそれがある。こうした災害に対し、現況消防力をもって予防・警戒・防御し、被害を最小限に防止するための対策を計画するものである。

１　予防対策

(1) 防火指導

ア　予防査察

政令で定める防火対象物の建物の位置、構造、消防用設備の維持管理及び火災予防に関することを、定期的、随時、特別査察の３種に区分しその状況を検査するものとする。

イ　防火指導と防火座談会

(ｱ)　一般家庭の防火診断（防火指導）

(ｲ)　一人暮らし老人宅の防火診断

(ｳ)　自治会別の防火座談会

(ｴ)　各事業所及び各種学校に対する防火、消火、避難訓練等の指導

(ｵ)　住民に対する消火器取扱い等の指導

(ｶ)　小・中学校児童生徒に対する防火ポスターの募集及び市内掲示

(ｷ)　幼年消防クラブの育成指導

ウ　危険物施設の査察

消防法第11条第２項の規定に基づく許可施設を対象に定期的に査察を実施し、危険物の適正貯蔵取扱いを徹底させ、自主保安体制の確立に努める。

また、時期を定め、移動タンク貯蔵所（タンクローリー等）の街頭指導を実施し、移送中の事故防止に努める。

エ　火災予防運動

(ｱ)　文化財防火週間　１月23日　～　１月29日

(ｲ)　春季全国火災予防運動　　３月１日　～　３月７日

(ｳ)　危険物安全週間　６月の第２週

(ｴ)　秋季全国火災予防運動　　11月９日　～　11月15日

(ｵ)　歳末特別警戒　12月28日　～　12月30日

オ　広報活動

(ｱ)　防災行政無線による放送

(ｲ)　広報車による管内巡回広報

(ｳ)　広報媒体の活用

２　防御対策

(1) 消防隊の出動

火災を覚知し、その出動指令により出動し現場到着後、現場の状況を的確に把握し、五條消防署と情報連絡を密にして防御活動の適正を図り、被害の軽減に全力を挙げるものとする。

(2) 出動体制区分

出動区分		内容
火災出動	第１出動	火災を覚知（火災と認定される受信も含む。）すると同時に出動するもの
	第２出動	１　特別消防対象物の火災に出動するもの ２　火災が拡大し、又はそのおそれがあり、第１出動では鎮圧しがたい場合に出動するもの ３　気象状況、密集地等地理的条件、その他の状況から火災が拡大し、又はそのおそれがあると認められる場合に出動するもの
	第３出動	第２出動に相当する火災が更に拡大し、又はそのおそれがあり、現場の最高責任者からの要請により出動するもの
警戒出動		１　火災と紛らわしい通報の受信又は怪煙の発見により、調査及び警戒の必要がある場合に出動するもの ２　災害の発生が予想され、特に警戒の必要があると認められる場合に出動するもの

応　援　出　動	消防相互応援協定に基づく要請又は消防署長の指示により出動するもの
救　急　出　動	救急事故の覚知（救急事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出動するもの
救　助　出　動	1　救助事故の覚知（救助事故と認定される情報の受信を含む。）すると同時に出動するもの 2　救急出動した救急隊より消防無線等にて救助隊の要請があれば出動するもの

(3) 動員体制

火災等が発生しその規模が拡大するおそれのある場合、防御活動及び警備体制に万全を期するため、消防署長が消防職員の非番者（日勤者を含む。）及び消防団員の動員を行うものである。

(4) 招集計画

火災等の災害時その規模に応じて、次表により職・団員の招集を行うものとする。

区　分	五　條　消　防　署	消　防　団
第 1 出 動	非常招集連絡表により日勤者及び非番者のうち第１出動の職員が出動する。	地元分団全員が出動する。
第 2 出 動	非番職員全員が出動する。	隣接分団が出動する。
第 3 出 動		全消防団員が出動する。

3　現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、災害の規模、形態に応じて、次の基準に基づき設置する。

設　置　の　基　準
①　家屋密集地域の火災で延焼拡大のおそれがあると認められる場合 ②　特定防火対象物及び危険物施設の火災で二次的災害の発生するおそれがあると認められる場合 ③　その他消防署長が必要と認めた場合

4　異常時の火災防御体制

乾燥注意報発令時及び強風時などの気象条件により、大火が発生するおそれのある場合の火災防御対策は、次によるものである。

(1) 飛火警戒隊の編成

強風下の火災及び大火により飛火警戒の必要があると認められる場合、指揮本部の長は、非番職員又は消防団員に飛火警戒隊を編成し、飛火による延焼防止を図る。

ア　飛火警戒の要領

飛火の警戒は、必要により警戒待機隊及び警戒巡回隊に区分し、警戒待機隊は重要方面に消防車を配置する。また、巡回隊は、簡易消火器具等を積載し重要方面を巡回し、飛火の早期発見と火災防止のため、付近住民に対し注意を呼びかける。

イ　飛火警戒隊の配置基準

飛火警戒の範囲は、風向、風力、湿度、温度、燃焼物件等により限定できないが、通常次の基準により配置する。

配　　置　　基　　準
①　風速４ｍ以下は、火災現場直近 ②　風速５ｍ以上10ｍ未満は、おおむね500ｍ以内 ③　風速10ｍ以上は、おおむね1,000ｍ以内

この数値は、気象状況等により増減する。

(2) 火災防御線の設定

火災が延焼拡大し、大火に進展したときは、現場指揮者は機を失することなく、風向、風力、燃焼物等を考慮し、街区内の耐火建築物、幹線道路、河川、公園、広場等を基準とし、防火線を設定する。

(3) 人命救助

災害現場において生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明とする者の有無を検索し、危機に瀕する者がある場合は、防御活動に優先して人命救助活動を行うものとする。

(4) 増援部隊の要請

延焼拡大し、大火が予想され全出動隊（消防職員、団員）及び関係機関並びに地域住民の協力を得ても防御困難と判断したときは、増援部隊として消防広域相互応援協定市町村に出動を要請するとともに、必要により県知事等に自衛隊の派遣要請を行うものとする。

５　強風時の火災防御

(1) 火災警報発令時の予防措置

ア　火災発生の未然防止を図るため広報車により広報を行うとともに、住民に対し火気使用制限の指導に当たる。

イ　市内消防団各分団に連絡し、それぞれ分団の管轄する地元住民に対し、消防車により広報活動を行い、火災の予防に当たる。（乾燥注意報発令時もこれに準ずる。）

ウ　市内大型店舗及び遊技場等不特定多数を収容する対象物に協力を依頼し、店内放送等により火災予防広報を行うとともに、対象物の火災予防に当たる。

エ　消防署（団）は、有事に備え消防機械器具の点検を実施し、防御の万全を図る。

(2) 防御要領

ア　消防隊の出動

出動体制区分に基づく第２出動とし、出動分隊の出場途上又は現場状況報告により直ちに第３出動及び飛火警戒体制をとるものとする。

イ　防御活動

(ｱ)　出動分隊は、装備の無線を活用し部隊の合理的な運用を図るとともに、風向、風力による延焼面及び重要方面の延焼阻止を第一とする。

(ｲ)　出動分隊は、災害現場直近の有効水利（消火栓）のほか、水量豊富な自然水利を重点に部署する。

(ｳ)　現場指揮者は、飛火警戒隊（消防団）の配置指示を行い、飛火による火災発生の防止を行う。

(ｴ)　その他警戒配置等は、４(1)アの飛火警戒の要領に準ずるものとする。

６　断・減水時の火災防御

長期にわたる降雨量の不足及び水源地及び浄水場の異常事態が起因する広域的な消火栓の使用不能並びに自然水利の減少等に際し、火災が発生すれば大火災が予想される。このような条

件下における防御につき、その対策を次により講ずるものとする。

(1) 事前対策

ア　浄水場において仕切弁の開閉により給水制限をしているときは、火災発生時仕切弁を操作し増水するよう、関係者と事前協議しておくものとする。

イ　自然水利の確保

池、水槽、河川、プール等の自然水利の利用方策の再検討及びこれら水源を確保するものとする。また、紀ノ川（吉野川）を有効に利用するため、消防車両が接岸できる進入路の整備を図るものとする。

(2) 予防対策

火災発生した場合の拡大危険条件に直面している場合、火災発生の未然防止をする必要があるため、断・減水地域周辺に対し予防広報を行うものとする。

(3) 防御要領

ア　出動部隊は、異常時の出動体制区分に基づく第２出動を初動出動とし、出動途上及び現場の状況判断により増減する。

イ　現場直近の貯水池及び防火水槽等の水量豊富な水源に部署し、消防団と連携し、中継送水により平常時の筒先口数の確保に努めるものとする。

ウ　その他気象条件等による大火様相時における防御要領は、異常時の火災防御体制の要領によるものとする。

7　特殊火災防御計画

重要文化財及び危険物等の特殊火災に関する予防及び防御体制は、次によるものとする。

(1) 国宝・重要文化財の火災防御

ア　予防業務

(ｱ)　防火指導

国宝・重要文化財建造物については、定期的に行うほか、毎年１月23日から１月29日までの文化財防火週間に特別査察を行い、併せて消火訓練を実施し、関係者及び住民に対し文化財の愛護思想の高揚と火災予防の啓発を図る。

(ｲ)　たき火、喫煙の制限

国宝に指定されている栄山寺その他必要と認める建造物の付近を制限区域に指定し住民に告示するとともに、制札の掲出を行うものとする。

(2) 危険物火災防御

爆発、引火及び発火のおそれのある危険物等を大量貯蔵・取扱建物又は施設の位置、構造等の実態を常に把握し、これらによる災害の予防と防御に関する対策は、次のとおりとする。

ア　予防対策

(ｱ)　法令に基づく査察を年間を通じて、定期的・随時又は特別に区分して実施し、防火指導に当たる。

(ｲ)　危険物取扱者を対象に講習会及び研修会を行い、直接の従事者に指導教育を行う。

(ｳ)　春の火災予防運動期間に街頭における危険物輸送車両の取締り又は給油所等の巡回防火指導を実施する。

イ　防御対策

(ｱ)　危険物関係の建物自体が燃焼し、又は隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止を

第一とする。

(ｲ) 現場指揮者は、対象物（施設）の防火管理者（危険物取扱者）又は責任者から状況を聞き、爆発物等の危険度を察知し、又は判断して危害防止に努める。

(ｳ) 油脂火災に際しては、化学消火剤（資料５－５参照）による消火を結集し、他の注水は火災鎮滅後とし、火元タンク等の冷却と付属施設への延焼拡大防止に当たることを原則とする。

(ｴ) 未燃焼の油槽缶（ドラム缶）等については、移動分離する。

(ｵ) 火災の状況等により判断し、爆発飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備する。

ウ 消火薬剤の調達

消防署が保有している消火薬剤（エアーホーム等）では制圧できないと判断される火災に際しては、消防相互応援協定都市から緊急調達を手配する。

第３ 山林火災防御計画

管内には、世界遺産に登録された大峯山系や金剛山系など名山を有し、多くの登山者が入山している。また、市域の拡大に伴い、広大な森林面積が加わったことから、林内作業中や山菜取りなどによる火の不始末など、山林火災の危険性はますます高まっているところである。

山林火災は、ひとたび発生すると大規模な災害に発展することがある。このため、次の体制により山林火災を予防し、国民の貴重な財産である山林を防御するものとする。

１ 予防業務

山林火災は、山林作業者、遊山者（ハイカー）その他の者のタバコの投げ捨て、焚火等の不始末及び山林の火入れ並びに火遊び等により発生しているのが実態である。

したがって、次の諸事項を行い、山林火災予防の徹底を図る。

(1) 山林火災予防思想の普及

ア 報道機関及び山林関係機関の協力を得て、住民に周知するとともに、標示板等を設置し、防火を呼びかける。

イ 火入れに関する許可、届出の指導に併せて、消火設備の完備及び火災防止に関する指導を行う。

ウ 宅地造成中における火災防止に関する指導を行う。

(2) 消火体制の確立

ア 山林作業者及び山林関係機関との緊急連絡網の整備

イ 山林火災消火用資機材の整備

ウ 地水利の把握

２ 防御体制

管内において山林火災が発生した場合、次により防御するものとする。

(1) 出動は、通報内容により出動区分を判断し、現場到着時の状況により出動隊を増減する。

(2) 消防団出動は、現場指揮者の状況判断により、第２・第３出動を要請するものとする。

(3) 山林火災の防御活動が長時間（長期間）にわたると判断されるときは、食料、飲料水、医療機材の補給対策を考慮するものとする。

(4) 現場の状況によっては、関係機関及び付近住民の協力を要請する。

(5) 延焼拡大が甚だ著しく、消防隊（消防職・団員）及び関係機関の協力を得ても防御困難な

場合は、消防相互応援協定市町村の応援を要請するとともに、必要により市長から県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請をする。

なお、自衛隊の派遣要請については、本章第15節「自衛隊への災害派遣要請依頼計画」による。

(6) 消防隊は、幹部の指揮統制のもと不屈の闘志をもって防御に当たり、行動は常に部隊行動とし、個人行動は避けること。

(7) 火災が鎮火した後、部隊毎に集結し、人員、資機材等点検した後、消防機関の長（消防署長）に報告し、指示により引き揚げるものとする。

第４　消防相互応援等要請計画

大規模な火災が発生し、市内の消防力では対処が困難と認める場合には、応援協定等に基づき、他部隊の応援を要請し、速やかに事態の対処を図るものとする。

１　消防相互応援協定に基づく応援要請

消防組織法第３９条の規定に基づき、あらかじめ消防相互応援協定を締結している協定団体等に応援部隊の派遣を要請する（資料11－１－２・11－１－８参照）。

２　県内市町村等への応援要請

災害時においては、市の消防力及び前記１の消防相互応援協定締結市町村等の消防力をもってしても、防御又は救助等が困難な場合には、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、協定市町村に応援を要請する（資料11－１参照）。

(1) 要請方法

奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、被災地市町村等から他の協定市町村等へ行う。

(2) 明示事項

応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

ア　災害の発生日時、場所及び状況

イ　必要とする人員、車両及び資機材等

ウ　集結場所及び連絡担当者

エ　その他必要事項

３　阪奈林野火災消防相互応援協定に基づく応援要請

山林火災は、大規模災害に発展するおそれが高いため、速やかに協定締結市町村に応援を要請する（資料11－１－８参照）。

阪奈林野火災消防相互応援協定締結市町村	
大阪府側（10機関）	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合
奈良県側（８機関）	五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町、奈良県広域消防組合

４　ヘリコプターの応援要請

県消防防災ヘリコプターによる消防活動が必要な場合は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」（資料11－１－５参照）に基づき、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。応援

要請の方法等については、本章第11節「県消防防災ヘリコプターの活用計画」に定めるところによる。

５　他都道府県への応援要請

市長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、緊急消防援助隊又は広域航空消防応援の要請について、ブロック幹事消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し行うものとする。

(1) 緊急消防援助隊の要請

大規模災害（緊急消防援助隊要綱第４条第１項に規定する災害）が発生した場合、市長は、消防組織法第44条の３に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を知事に対し行う。

なお、五條市は、奈良県緊急消防援助隊の消火部隊として、知事から要請があれば他府県に部隊を派遣し、消火活動を行うものとする。

(2) 広域航空消防応援

大規模な地震、風水害、林野火災等の災害が発生し、ヘリコプターの使用が有効と考えられる場合、消防組織法第44条の３の規定に基づき、市長は知事に対し「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請を行う。

なお、応援を要請した場合、同時に要請先市町村の消防長へも連絡を行うものとする。

ア　対象とする災害

広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次のいずれかに掲げる災害で、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(ｱ)　大規模な地震、風水害等の自然災害

(ｲ)　山林、陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

(ｳ)　高層建築物の火災

(ｴ)　航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

(ｵ)　その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

イ　要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として電話、無線、ＦＡＸ等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート

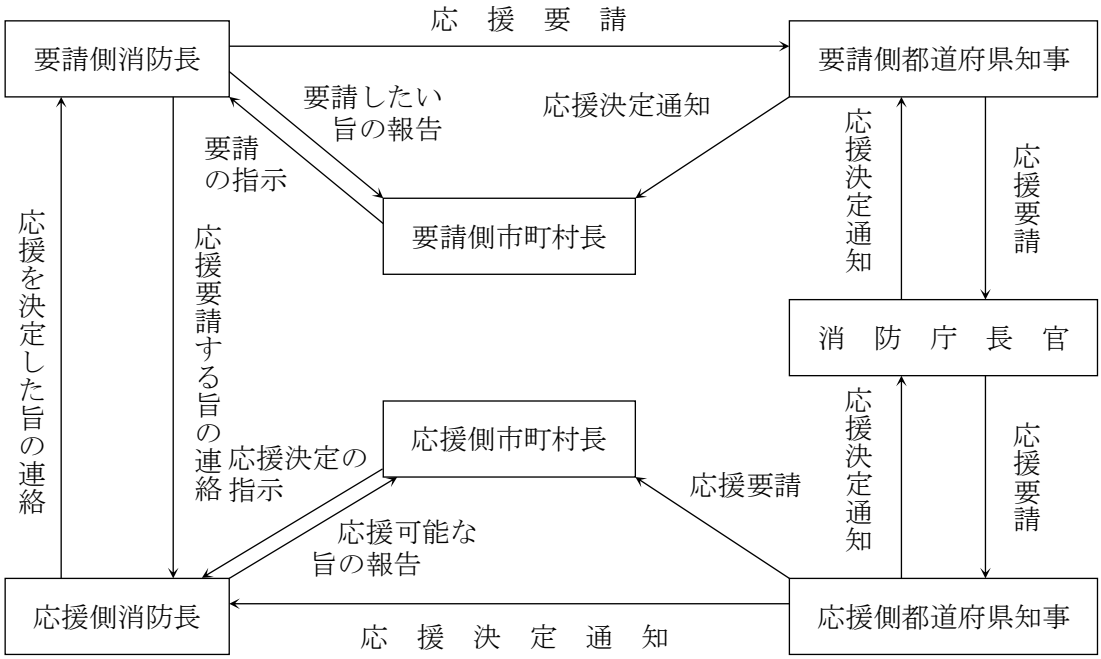

ウ　応援受入体制の整備

市は、あらかじめ広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成しておくものとする。

また、航空燃料の補給は、マイナミ空港サービス㈱八尾事業所から調達するものとして、事前に計画を定めるものとする。

エ　費用の負担

応援に直接要するヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請側である五條市が負担する。

6　要請先

(1) 奈良県

時間帯別	連絡・要請窓口	西日本電信電話㈱		奈良県防災行政通信ネットワーク	
		電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号
昼間	消防救急課	0742－27－8423	0742－27－0090	TN－111－7－2278	TN－111－9374
夜間	守衛室	0742－22－1001	同上（守衛室に連絡必要）	TN－111－7－2326	TN－111－9230

（注）TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

五　條	衛星系72　地上系71

(2) 消防本部

機関名		時間帯別	連絡・要請窓口	西日本電信電話㈱電話番号	西日本電信電話㈱FAX番号	消防無線呼出名称
奈良市消防局	奈良市	昼間	総務課	0742－35－1199	0742－33－8436	奈良消防（ならしょうぼう）
		夜間	指令課	0742－35－1191	0742－33－8423	
生駒市消防本部	生駒市	昼間	警防課	0743－73－0119	0743－73－0111	生駒消防（いこましょうぼう）
		夜間	同上	同上	同上	
奈良県広域消防組合消防本部	奈良市・生駒市を除く全市町村	昼間	総務課	0744-26-0119	0744-22-5219	五條消防（ごじょうしょうぼう）
		夜間	同上	同上	同上	

(3) 消防庁

時間帯別	連絡・要請窓口	NTT電話番号	NTT FAX番号	消防防災無線	消防防災無線FAX
昼間	応急対策室	03－5253－7527	03－5253－7537	7527（0発信）	7537
夜間	宿直室経由応急対策室	03－5253－7777	03－5253－7553	7782（0発信）	7789

(注)　昼間（8：30～17：45)、夜間（17：45～8：30)

第5　住民・自主防災組織、事業所の消火活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

1　住　民

(1) 家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

2　自主防災組織

(1) 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(2) 消防隊（五條消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

3　事業所

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあると

きは、次の措置を講ずる。

ア　周辺地域の居住者等に対し避難などの行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ　警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

ウ　立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第６　その他事故等に対する応急対策計画

引火・衝撃などにより爆発事故を伴う都市ガス・ＬＰガスに対しその事前及び事故の応急対策は、次のとおりとする。

１　都市ガス対策

道路掘削工事及び地震、その他の災害によりガス管の破損、亀裂、折損等が生じた場合には爆発等の大災害につながるおそれがあるため、次により対処するものとする。

(1) 現場付近住民及び通行人に対し、火気使用禁止の広報を行う。

(2) 事故発生現場周辺を火災警戒区域に指定し、必要により住民を避難させる。

(3) 消防隊の出動は、第２出動体制をとる。

(4) 消防隊は、ガス検知器、呼吸器を携行装備すること。

(5) 万一出火した場合は、消防の総力をもって人命の救助を優先とし、避難及び被害の局限防止を図り、周囲可燃物の延焼防止をする。

(6) ガス供給業者に事故状況を報告し、事故施設に対する応急対策をさせる。

２　液化石油ガス対策

住民生活に直結しているガスであり、当ガスを大量に貯蔵し充填している施設で事故があった場合の対策は、都市ガスの対策を準用するほか次による。

(1) 消火作業は、必ず風上に部署し数口集中し、タンクの冷却注水を行う。

(2) 防御隊員は、遮へい物を利用し遠隔注水を行い、必要以上に接近しない。

(3) 漏えい直後の着火、爆発の場合は、生ガスの流動はないが、輻射熱によって次々とボンベが爆発を起こし、一挙に火面が拡大し容器の破片等が飛散する危険があるため、隊員の保護を考慮するものとする。

第７　多数傷病者事故に対する災害応急対策計画

多数の傷病者が発生した災害や各種の事故については、次により対処する。

１　対象災害

次に掲げる災害又は事故による傷病者を対象とし、通常の出動体制では対処できないときに適用する。

(1) 地震等の災害

(2) 自動車、電車、航空機等の大規模事故

(3) 火災、爆発等の大規模事故

(4) 危険物、ガス、放射性物質、毒劇物等の流出又は漏洩の事故

(5) 前各号以外の突発的事故で消防署長が必要と認めるもの

２　実施方法

救急活動（搬送時）にあっては、負傷者の状況、救護所や病院に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送する。

また、現場救急処置を施す必要がある者が多数いるときは、「集団救急事故時の救急業務計画」に基づき活動する。

また、現有の消防車両や人員では処置が困難なときは、隣接市町村の消防関係機関に応援を要請する。

具体的な方法は、「集団救急事故時の救急業務計画」に準ずるものとする。

(1) 出動体制
(2) 活動の原則
(3) 各隊の活動区分
(4) 指揮所の設置
(5) 現地救護所の設置
(6) 報告、広報
(7) 非常招集
(8) 関係機関等の連絡調整
(9) 市本部との連携

3　事故処置

市長は、関係部に迅速な事態の収集を行わせ、その結果を県知事に報告するものとする。

第３８節　原子力災害応急対策

奈良県は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30ｋｍ圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

第１　原子力発電所事故対策

１　情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により市へ速やかに伝達する。

２　広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

県は、市、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、ホームページ、奈良県防災情報システムその他の情報伝達手段を活用し、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

市は、県から収集した情報を防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

市は県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

３　緊急時の環境放射線モニタリングの実施

市は、原子力災害の発生時において、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの結果を入手し、速やかに公表する。

また、必要に応じて市内でも環境放射線モニタリングを実施し、ホームページ等の活用により、住民等に速やかに提供する。

４　その他の対策

市は、県と協力し、国の検討結果や被害想定等を考慮し、今後、その必要性や応急対策の体制のあり方等について検討していく。

５　県外からの避難者の受入れ

市は、県から、又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるものとする。

市は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第３９節　鉄道災害応急対策計画

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

第１　鉄道災害応急対策に係る情報系統図

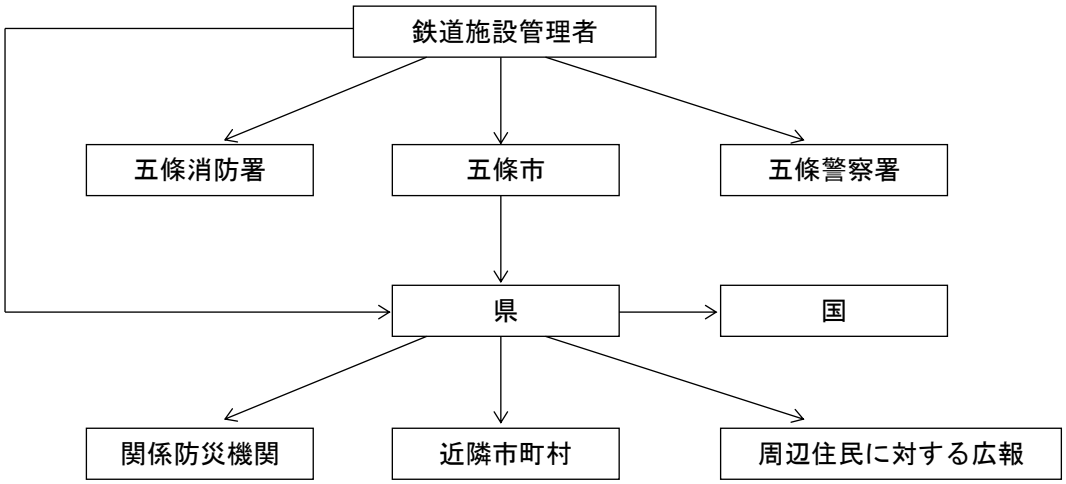

第２　西日本旅客鉄道株式会社

１　統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

(1) 体制・招集の決定者

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

(2) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種　別	設　置　標　準	招集範囲
第１種 体　制	・乗客等の救護、情報収集、復旧等が必要なとき ・乗客等に死傷者が生じたとき又はその恐れがあるとき ・不通線区の復旧等が長期間に及ぶとき ・特に必要と認めたとき	招集可能者の全員
第２種 体　制	・事故等が発生し、情報収集、復旧等が必要なとき ・不通線区の復旧等に時間を要するとき又は不通線区の範囲が拡大する恐れがあるとき ・特に必要と認めたとき	招集可能者の半数
第３種 体　制	・台風・降雨降雪等の災害及び車両・設備等の不具合による大きな輸送障害の恐れがあるとき ・その他必要と認めたとき	必要人数

(3) 統括本部対策本部体制図

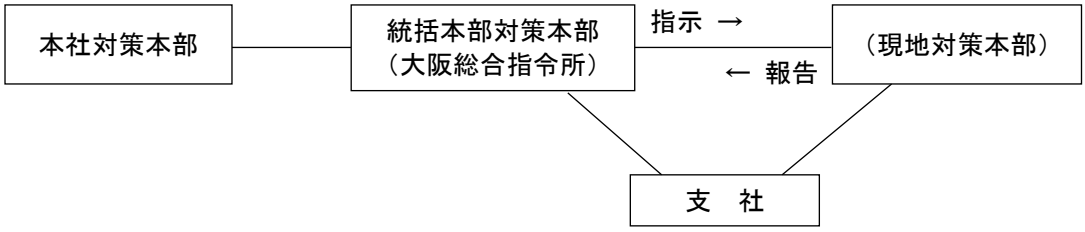

(4) 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

(5) 支社、駅区所等の対応

体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出動させること。なお、出動駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこと。また、第２、３種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けること。

(6) 本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

(7) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。

ア　現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。
　※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

イ　現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。

ウ　現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

(8) 統括本部対策本部への報告及び要請

ア　現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。

イ　現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。

ウ　前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所に指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。

エ　応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要と認める事項を統括本部対策本部長に報告すること。

第３章　復旧・復興計画

第１節　公共施設の災害復旧計画

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施する。

第１　復旧事業の方針

１　災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、市は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し、措置をとる。

２　災害復旧事業計画の作成と緊急査定の促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成し、国、県又は市が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、市又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

３　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害が発生した場合、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

４　復旧事業の計画に際しての留意事項

(1) 緊急事業の決定

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。

(2) 復旧事業の計画化

再度災害防止のため、災害復旧事業と合わせ施行することが適切な施設の新設又は改良に関する事業が行われるよう配慮する。

(3) 復旧事業の総合化

ライフライン機関等他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

(4) 事業期間の短縮化

災害地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

５　災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

第２　復旧事業計画の種類

１　公共土木施設災害復旧計画

(1) 河川災害復旧事業計画

(2) 砂防施設災害復旧事業計画

(3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

(4) 道路災害復旧事業計画

(5) 地すべり防止施設災害復旧事業計画

(6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

(7) 下水道災害復旧事業計画

(8) 公園災害復旧事業計画

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市災害復旧事業計画

４　上水道災害復旧事業計画

５　社会福祉施設災害復旧事業計画

６　公立学校施設災害復旧事業計画

７　公営住宅災害復旧事業計画

８　公立医療施設災害復旧事業計画

９　その他の災害復旧事業計画

第２節　被災者の生活確保計画

市は県及び関係機関と連携して、災害時の混乱状態を早期に解消し住民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

第１　罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

市長は、災害対策基本法第90条の２に基づき、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から罹災証明書の申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他市の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「罹災証明書」を交付しなければならない。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

市長は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、及び他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受け入れ体制の構築等を講ずるよう努める。また、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行体制の整備にあたっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、市長は、法第90条の３に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

第２　被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給する。

１　対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

(2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

(3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害

(4) (1)又は(2)の市町村を含む県区域内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した（人口10万人未満に限る）における自然災害

(5) ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(6) ５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、２世帯以上の住宅

全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）の区域にあって、(3)（4）に規定する都道府県が２以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

２　支援金の対象世帯

(1) 住宅が全壊した世帯

(2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯

(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯（大規模半壊世帯）

(5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯（中規模半壊世帯）

３　支給額

(1)　複数世帯の場合　（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
解体世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	賃貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	0	100	100
	補修	0	50	50
	賃貸	0	25	25

(2)　単数世帯の場合　（単位：万円）

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
解体世帯	建設・購入	75	150	300
	賃貸	75	37.5	112.5
長期避難世帯	建設・購入	75	150	300
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

中規模 半壊世帯	建設・購入	0	75	75
	補修	0	37.5	37.5
	賃貸	0	18.75	18.75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

４　法の対象となる自然災害の公示

県は、発生した災害が対象となる自然災害に該当するものと認めた場合、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

(1) 法の対象となる自然災害が発生した市町村名または都道府県名

(2) 当該市町村における住家に被害を受けた世帯数

(3) 公示を行う日

(4) その他必要な事項

５　長期避難世帯

(1) 認定

県は、住宅に直接被害が及んでいる又は被害を受ける恐れがあるなど世帯に属する者の生命または身体に著しい危険が切迫していると認められ、当該住宅への居住が不可能な状態がすでに継続しており、かつその状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある世帯を、長期避難世帯として認定する。

(2) 公示

県は、長期避難世帯の認定をしたとき、以下の事項について速やかに内閣府及び被災者生活支援法人に報告するとともに、公示する。

①　長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名

②　長期避難世帯となった日

③　公示を行う日

④　その他必要な事項

(3) 解除

県は、長期避難世帯として認定後、避難指示等の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合にあっては、速やかに長期避難世帯認定の認定を解除する。

ただし、避難指示等の解除後も、ライフラインの復旧に期日を要する場合には、当該ライフラインの復旧までは長期避難世帯として取り扱うものとする。

また、長期避難世帯の認定を解除した場合は、(2)に準じて速やかに内閣府及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、公示する。

第３　生活相談

被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容について関係機関と協議のうえ、対応策を講ずる。

なお、窓口担当職員は、被災者からの相談内容及びその処理内容等について、「相談連絡票」（様式10－１）により記録するものとする。

第４　女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等におけるストレスなどの悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談〈こころの悩み相談、ＤＶ（ドメスティクバ

イオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談〉）

第５　就職、職業訓練の促進

被災者が災害のため収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、公共職業安定所又は県に対して、その実情に応じ通勤地域において適職、求人の開拓を行い、又は広域職業紹介により広く就職の機会を求める等の方法により、就職あっせんの援助を行うとともに、職業訓練所の施設をもって職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の修得ができるよう、依頼する。

第６　援助資金の貸付等

１　災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

<table>
<tr><th>種別</th><th>対象となる災害</th><th>実施主体等</th><th>支給対象者</th><th>支給限度額</th><th>支給方法・制限等</th></tr>
<tr><td>災害弔慰金</td><td rowspan="2">自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること
１　市の区域内において、住家滅失世帯数が５以上であること
２　県内において５以上の世帯の住居が滅失した市町村が３以上であること
３　県内において、災害救助法の適用された市町村が１以上であること
４　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害</td><td rowspan="2">１　実施主体
市（市条例に基づく）
２　経費負担
国１／２
県１／４
市町村
１／４</td><td>死亡者の配偶者
死亡者の子
死亡者の父母
死亡者の孫
死亡者の祖父母</td><td>１　死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合
500万円以内
２　その他の場合
250万円以内</td><td rowspan="2">１　支給方法
市が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する
２　支給制限
①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（市長の判断による）
②下記の規則等に基づく支給がある場合
ア　警察表彰規則
イ　消防表彰規程
ウ　賞じゅつ金に関する訓令
③その他市長が支給を不適当と認める場合</td></tr>
<tr><td>災害障害見舞金</td><td>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する
１　両眼が失明した者
２　咀嚼及び言語の機能を廃した者
３　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
４　両上肢をひじ関節から先を失った者
５　両上肢の用を全廃した者
６　両下肢をひざ関節から先を失った者
７　両下肢の用を全廃した者</td><td>１　障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合
250万円以内
２　その他の場合
125万円以内</td></tr>
</table>

			８　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者		

２　災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号））

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸　付　条　件
災害援護資金	県内において災害救助法の適用市町村が１以上ある自然災害	１　実施主体市 （市条例に基づく） ２　経費負担 国２／３ 県１／３	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 １人世帯 220万円 ２人世帯 430万円 ３人世帯 620万円 ４人世帯 730万円 ５人世帯以上の場合 １人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円	１　世帯主の１か月以上の負傷 150万円以内 ２　家財等の損害 ア　家財の１／３以上の損害 150万円以内 イ　住居の半壊 170万円以内 ウ　住居の全壊 250万円以内 エ　住居全体の滅失又は流失 350万円以内 ３　１と２が重複した場合 ア　１と２アが重複 250万円以内 イ　１と２イが重複 270万円以内 ウ　１と２ウが重複 350万円以内	１　申請 被害を受けた後３か月以内 ２　据置期間 ３年 （特別の事情のある場合５年） ３　償還期間 据置期間経過後７年 （特別の事情のある場合５年） ４　償還方法 年賦又は半年賦 ５　貸付利率 年３％ （据置期間中は無利子） ６　延滞利息 年10.75％

災害援護資金				4　次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるをえないなど特別の事情がある場合 ア　２イの場合 250万円以内 イ　２ウの場合 350万円以内 ウ　３イの場合 350万円以内	

３　生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

（根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年７月28日厚生省社援0728第９号））

種別		対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金	福祉資金（災害援護資金）	災害救助法の適用されない小規模の自然災害、及び火災等自然災害以外の災害など	1　実施主体 県社会福祉協議会 2　窓口 市社会福祉協議会及び民生児童委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1　据置期間 ６か月以内 2　償還期間 据置期間経過後７年以内 3　貸付利率 年1.5％ （保証人がいる場合は無利子） （据置期間中は無利子）

４　母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）及び寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。

(2) 父子福祉資金

父子家庭の父（配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のいない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

（根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法）

貸付金の種類	被害の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	住宅又は家財の被害	個人： 2,830,000円 団体： 4,260,000円	１年間	7年以内	無利子 （連帯保証人無し1.5%）
事業継続資金		個人： 1,420,000円 団体： 1,420,000円	６か月間	7年以内	無利子 （連帯保証人無し1.5%）
住宅資金		1,500,000円 特別 2,000,000円	６か月間	６年以内 特別7年以内	無利子 （連帯保証人無し1.5%）
事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から１年以内に貸付けられるものについては、その据置期間を、貸付の日から２年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。					

第７　独立行政法人住宅金融支援機構へのあっせん

１　災害復興建築物、被災建築物

県と連携を図り、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物又は被災建築物に該当するときと判断したときは、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、資金の借入の促進を図る。

２　災害予防建築物、災害予防移転建築物、災害予防関連工事

住宅金融支援機構法の規定により、建築基準法や地すべり等防止法、土砂災害警戒域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等により除却、移転、擁壁工事等の対策が必要な建築物については、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第８　公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、市は県

と連携を図り、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市は、災害住宅の状況を速やかに調査して県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

なお、公営住宅を建設し、被災者に住宅として居住させる場合、従前の地域コミュニティの維持や居住者同士の交流の促進等に努め、孤立しないよう配慮に努める。

第９　防災集団移転促進事業の活用

市は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

実施主体は市とするが、大規模な移転が必要となる場合は、県に協力を要請するものとする。

１　移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、土砂災害その他の異常な自然現象）にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第 39 条第１項の規定に基づく条例で指定された区域

２　補助制度等

(1) 国の補助

以下の経費について，事業主体に対して補助を行う。（補助率：３／４）

ア　住宅団地の用地取得造成

イ　移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ウ　住宅団地の公共施設の整備

エ　移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ　住宅団地内の共同作業所等

カ　移転者の住居の移転に対する補助

キ　事業計画の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第５条第１項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第１０　税負担等の軽減

市は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

また、市は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

１　国民健康保険税（料）の減免

市は、県の指導を受け、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税（料）の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

２　国民健康保険税（料）の減免の基準

(1) 災害により障害者となったとき 9／10 を減免

(2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の 30%以上であるもので、前年中の合計所得が 1,000 万円以下の者に対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税(料)の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3／10 以上 5／10 未満	5／10以上
500 万円以下	1／2	10／10
500万円超	1／4	1／2
750万円超	1／8	1／4

(3) 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免

市は、県の指導・助言により、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、市が基準を定め減免を行う。

第３節　被災中小企業の振興、農林漁業者への融資計画

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、市は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

第１　中小企業支援対策

1　被害を受けた事業者を対象として窓口相談、巡回相談等を実施し、事業の再開・継続に向けた相談受付、ニーズ把握を行う。

2　再建状況調査を随時実施し、被災した中小企業の再建状況の把握に努め、被災者のニーズを踏まえた事業再建と復興に向けた支援、地域特性を活かした産業振興への支援を行う。

3　被災した中小企業を早期に支援するため、自治体と商工団体等の連携による被害状況の把握、報告体制の整備を進める。

4　中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

5　株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。

6　信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。

7　地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

第２　金融支援

被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずるよう、県に依頼する。

1　中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるために必要な措置を講ずること。

2　株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行うこと。

3　信用力の低い中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大等を要請すること。

4　地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向融資の特別配慮を要請し協力を求めること。

5　災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第３　農林漁業災害に対する融資制度

１　日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

農林漁業施設（個人施設や共同利用施設)、農業（被害果樹の改植等の復旧）・林業（被害森林、樹苗養成施設及び林道の復旧）に要する費用を融通。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む）を融通。

(3) 各基盤整備資金

① 農業基盤整備資金

災害により流出、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通

② 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

③ 漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要するために必要な資金を融資

２　経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

第４　雇用対策

１　市は、被災地の事業主や労働者への利便を図るため、県、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施。

２　県は、被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

第４節　義援金の受入・配分等に関する計画

義援金については、市の被災状況を十分考慮しながら、市及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体が連携することにより、必要な事項を協議して実施する。

第１　義援金の募集

市は、県及び日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関と相互に連携することにより、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、市が保有する広報媒体の他報道機関等を通じて国民への周知を図る。

第２　義援金の配分

１　義援金の配分については、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、公平かつ迅速な配分を行うものとする。

２　配分委員会等は、以下のことについて検討するものとする。

(1) 配分金額

(2) 配分対象者

(3) 配分方法

(4) その他義援金配分に関すること

第３　市の支援活動

１　市は、県、日本赤十字社奈良県支部、社会福祉協議会、義援金募集委員会等関係機関との連携のもと、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

２　市は、配分委員会等と連絡調整等に努め、当該組織が行う義援金の受入・管理等について、防災行政無線、広報車等を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

第５節　激甚災害の指定に関する計画

市は、激甚と認められる災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、復旧が円滑に行われるよう努める。

第１　激甚災害に関する調査

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して、県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第２　特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

第３　激甚災害の指定基準

（根拠法令：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
昭和37年9月6日法律第150号）

適用すべき措置	指　定　基　準
法第２章（３条～４条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5% Ｂ基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1) 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×５％
法第５条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% Ｂ基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1) 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の 農業所得推定額×４％ 又は

	(2) 都道府県内査定見込額＞10億円
法第６条 農業水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	次の１又は２の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが50，000千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第８条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 Ａ基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% Ｂ基準 農業所得推定額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 １つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の農業者×３％
法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第２条第１項の規定に基づき，激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（１週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量30万m^3以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の２ 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害。 Ａ基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）　（木材生産部門） Ｂ基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）　（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額 ＞当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×１％
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関	次のいずれかに該当する災害。 Ａ基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% Ｂ基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.０６％ かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上

係特例	１つの都道府県の中小企業関係被害額 ＞　当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は　＞　1,400億円
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害。 Ａ基準 被災地全域滅失住宅戸数≧4,000戸 Ｂ基準 次の１，２のいずれかに該当する災害 １　被災地全域滅失住宅戸数≧2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)　１市町村の区域内の滅失住戸数≧200戸 (2)　１市町村の区域内の滅失住戸数≧10% ２　被災地全域滅失住宅戸数≧1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1)　１市町村の区域内の滅失住宅戸数≧400戸 (2)　１市町村の区域内の滅失住宅戸数≧20%
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ２　農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

第４　局地激甚災害指定基準

（根拠法令：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
昭和37年9月6日法律第150号）

適用すべき措置	指　定　基　準
法第２章（第３条～４条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% （ただし、当該査定事業費10,000千円未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。

	又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 （ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く） 次のいずれかに該当する災害 ①　当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の10% （ただし、当該漁船等の被害額が10,000千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く）
法第11条の２ 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人口林に係るもの）のおおむね25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が10,000千円未満は除外） に該当する市町村が１以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く。
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	法第2章又は5条の措置が適用される場合適用

第６節　災害復旧・復興計画

災害発生後から被災者が、速やかに再起できるよう各種支援、社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、市と県が連携して復旧・復興計画を作成する。

第１　基本方針

１　計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

市は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

第２　復旧・復興計画の策定

被災地の復旧・復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・市民生活を目指し、発災後、市民の意見を踏まえて復旧・復興計画を策定する。その際は障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

１　復旧・復興基本方針及び復旧・復興計画

県は、市が策定する復旧・復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復旧・復興に関する基本的な方針（復旧・復興ビジョン）を策定し、これを周知するものとする。

市は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、市復旧・復興計画を策定するものとする。

２　事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、市は、復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握するものとする。

３　住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

４　技術的・財政的支援の要請

市は、円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、県に対し、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を要請する。

５　復興基金設立の検討

被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、市は、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。

６　県、国等への提案・要望

市は、迅速な復旧・復興対策が出来るよう、県、国等に対し、制度の創設や改善、復旧・復興財源の確保などに関して積極的に提案・要望活動を行う。

第３　復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、市は災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するものとする。

市は、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

(1) 復旧・復興計画の策定
(2) 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
(3) 県その他の関係機関に対する復旧・復興対策の実施及び支援の要請
(4) 県の設立する復興基金への協力
(5) 復旧・復興計画の実行及び進捗管理
(6) 被災者の生活再建の支援
(7) 相談窓口等の運営
(8) 民心安定上必要な広報
(9) その他の復旧・復興対策

第４　特定大規模災害からの復興

１　国の復興基本方針

特定大規模災害の復興に際して、特別の必要があるとき、国は大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害にかかる法律第２８条の２第１項に規定する国の緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

２　市の復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

３　県の復興計画

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と

認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

第７節　災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を今後の地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより市の防災体制の向上や、住民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取り組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

また、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、災害の都度、記録集等の作成に努める。

第１　検証の実施

市は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

【主な検証項目例】

１　情報処理
　県や国、近隣市町村などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

２　資源管理
　業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等

３　指揮・調整
　災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各担当・庁内各課の間の業務調整

４　組織間連携
　庁外各機関（県、国、市内関係機関、協定締結団体など）との調整

５　個別のオペレーション
　救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

６　広報・相談
　住民や市外への広報・相談等

７　計画やマニュアル
　事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第２　検証体制

市は、災害対策本部事務局職員及び災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規

模等に応じ、庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げについても検討する。

第３　検証の対象

応急対策の実施者及び市民の視点に立ち、おおむね次の主体を対象とする。

１　災害対策本部（庁内各課等）
２　県
３　防災関係機関
４　住民
５　自主防災組織
６　支援自治体
７　ボランティア団体　など

第４　検証手法

市は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第５　検証結果と防災対策への反映

市は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県や国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第６　災害教訓の伝承

市は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、市民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、市民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。